

	公立病院					市立病院					病院計					水道					清掃施設				
	箇所				被害額 (千円)	箇所				被害額 (千円)	箇所				被害額 (千円)	箇所				被害額 (千円)	箇所				被害額 (千円)
	全	半	そ	小		全	半	そ	小		全	半	そ	小		全	半	そ	小		全	半	そ	小	
和歌山市									0	0	0	0	0												
海南市									0	0	0	0	0												
紀美野町									0	0	0	0	0												
(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
紀の川市									0	0	0	0	0												
岩出市									0	0	0	0	0												
(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
橋本市									0	0	0	0	0												
かつらぎ町									0	0	0	0	0												
九度山町									0	0	0	0	0												
高野町									0	0	0	0	0												
(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
有田市									0	0	0	0	0												
湯浅町									0	0	0	0	0												
広川町									0	0	0	0	0												
有田川町									0	0	0	0	0												
(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
御坊市									0	0	0	0	0												
美浜町									0	0	0	0	0												
日高町									0	0	0	0	0												
由良町									0	0	0	0	0												
日高川町									0	0	0	0	0												
みなべ町									0	0	0	0	0												
印南町									0	0	0	0	0												
(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
田辺市									0	0	0	0	0												
白浜町									0	0	0	0	0												
上富田町									0	0	0	0	0												
すさみ町									0	0	0	0	0												
(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
新宮市									0	0	0	0	0												
那智勝浦町									0	0	0	0	0												
太地町									0	0	0	0	0												
古座川町									0	0	0	0	0												
北山村									0	0	0	0	0												
串本町									0	0	0	0	0												
(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
県計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
区分番号					76				91				51				52	77			85	78			

	かけくすれ (市町村分のみ記入) (箇所)	鉄 道 不 通		船 舶 被 害		通 信 被 害 (回線)
		J R (箇所)	私 鉄 (箇所)	沈 没 (隻)	座 礁 (隻)	
和歌山市						
海草	海南市					
	紀美野町					
	(計)	0	0	0	0	0
那賀	紀の川市					
	岩出市					
	(計)	0	0	0	0	0
伊都	橋本市					
	かつらぎ町					
	九度山町					
	高野町					
	(計)	0	0	0	0	0
有田	有田市					
	湯浅町					
	広川町					
	有田川町					
	(計)	0	0	0	0	0
日高	御坊市					
	美浜町					
	日高町					
	由良町					
	日高川町					
	みなべ町					
	印南町					
	(計)	0	0	0	0	0
西牟婁	田辺市					
	白浜町					
	上富田町					
	すさみ町					
	(計)	0	0	0	0	0
東牟婁	新宮市					
	那智勝浦町					
	太地町					
	古座川町					
	北山村					
串本町						
	(計)	0	0	0	0	0
県計	0	0	0	0	0	0
区分番号	55	56	56	57	57	58

	災害対策本部 設置の有無	避難命令勧告状況			消防機関の活動状況			備考
		件	世帯	人	消防職員 (人)	消防団 (数)	消防団員 (人)	
和歌山市								
海南市								
	紀美野町							
草	(計)	0	0	0	0	0	0	
	紀の川市							
那賀	岩出市							
	(計)	0	0	0	0	0	0	
伊都	橋本市							
	かつらぎ町							
都	九度山町							
	高野町							
	(計)	0	0	0	0	0	0	
	有田市							
有田	湯浅町							
	広川町							
	有田川町							
	(計)	0	0	0	0	0	0	
日高	御坊市							
	美浜町							
	日高町							
	由良町							
	日高川町							
	みなべ町							
	印南町							
	(計)	0	0	0	0	0	0	
西牟婁	田辺市							
	白浜町							
	上富田町							
	すさみ町							
	(計)	0	0	0	0	0	0	
	新宮市							
東牟婁	那智勝浦町							
	太地町							
	古座川町							
	北山村							
	串本町							
	(計)	0	0	0	0	0	0	
県計		0	0	0	0	0	0	

	被害箇所				被害額 (千円)	備考
	建物			施設		
	全壊	半壊	その他			
和歌山市						
海南市						
	(計)	0	0	0	0	
紀美野町						
	(計)	0	0	0	0	
紀の川市						
	(計)	0	0	0	0	
岩出市						
	(計)	0	0	0	0	
橋本市						
	(計)	0	0	0	0	
かつらぎ町						
	(計)	0	0	0	0	
九度山町						
	(計)	0	0	0	0	
高野町						
	(計)	0	0	0	0	
有田市						
	(計)	0	0	0	0	
湯浅町						
	(計)	0	0	0	0	
御坊市						
	(計)	0	0	0	0	
日高町						
	(計)	0	0	0	0	
印南町						
	(計)	0	0	0	0	
田辺市						
	(計)	0	0	0	0	
白浜町						
	(計)	0	0	0	0	
上富田町						
	(計)	0	0	0	0	
すさみ町						
	(計)	0	0	0	0	
新宮市						
	(計)	0	0	0	0	
那智勝浦町						
	(計)	0	0	0	0	
太地町						
	(計)	0	0	0	0	
古座川町						
	(計)	0	0	0	0	
北山村						
	(計)	0	0	0	0	
串本町						
	(計)	0	0	0	0	
県計	0	0	0	0	0	
区分番号	24	25			82	

被害状況報告

概況 年 月 日 時 分現在
 中間 年 月 日 時 分現在
 確定 年 月 日 時 分

(死者また行方不明者分) 災害名

市町村名	死亡又は行方不明者の別	氏名	性別、年齢、職業			住所	原因
死亡計		0					
行方不明計		0					

被害状況報告

概況 年 月 日 時 分現在
 中間 年 月 日 時 分現在
 確定 年 月 日 時 分

災害名

市町村名	床上浸水	床下浸水	世帯数	主たる被災地(字名)	原因
計	0	0	0		

被害状況報告

概況 年 月 日 時 分現在
 中間 年 月 日 時 分現在
 確定 年 月 日 時 分
 災害名

区分		市町村名			
学校	全壊	校数			
		学校名			
	半壊	校数			
		学校名			
文化財建造物	全壊	棟数			
		名称			
	半壊	棟数			
		名称			
臨時休校をした学校	小学校	校数			
		学校名			
	中学校	校数			
		学校名			
	高等学校	校数			
		学校名			
計			0	0	0

被害状況報告
 概況 年 月 日 時 分現在
 中間 年 月 日 時 分現在
 確定 年 月 日 時 分

災害名

区分	市町村名	区分				
		地区名	延長(m)	面積(m ²)	住家の被害(戸)	備考
	土砂くずれ地すべり等 (住家に影響のあるもの)					
	同上による人的被害 及び措置状況					

概況 年 月 日 時 分現在
 被害状況報告 中間 年 月 日 時 分現在
 確定 年 月 日 時 分
 災害名

市町村名					
区分					
水	冠水	ha			
		t o n			
		千円			
稲	倒伏	ha			
		t o n			
		千円			
果	埋没・流出	ha			
		t o n			
		千円			
樹	みかん	ha			
		t o n			
		千円			
	柿	ha			
		t o n			
		千円			
	桃	ha			
		t o n			
		千円			
	梅	ha			
		t o n			
		千円			
その他	ha				
	t o n				
	千円				
そさい	その他	ha			
		t o n			
		千円			
その他					

被害の種類		報告番号	基準
人的被害	死者	1	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明	2	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者	3	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月以上の治療を要する見込みのもの。
	軽傷者	4	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月未満で治療できる見込みのもの。
住家被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯		生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	住家全壊(全壊・流失)	5~7	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊	8~10	住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	11~13	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で補修を必要とする程度のものとする。ただしガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	14~16	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	17~19	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
災者	り災世帯	20	災害により被害をうけ、通常的生活を維持することができなくなった生計を一にしている世帯で、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	り災人員	21	り災世帯の構成人員をいう。
非住家	非住家		住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	22~26	公用又は公共の用に供する建物。
	その他	27~29	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物(全壊、半壊したもののみ)をいう。
文教施設	文教施設	30~33	小、中、高校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園における教育の用に供する施設。全壊、半壊は、住家の全壊、半壊に準じるものとする。
	田畑の流失埋没	34~37	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。畑については、田の例に準じて取り扱うものとする。
	田畑の冠水	34~37	田については、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。畑については田の例に準じて取り扱うものとする。
地	畦畔	38	田及び畑の畦畔をいう。
	一般林地	39	41林業用施設、44~50の土木施設に含まれるもの、87林産施設以外のものとする。
農林水産施設	40~43	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の補助対象施設(農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設)とする。	
土木施設	44~50	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設(河川、海岸、砂防設備、林地、荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道)とする。	

被害の種類		報告番号	基準
衛生 関係 施設	病院	51	公衆又は、特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であって患者20人以上の収容施設を有するもの。
	水道	52	水道とは、上水道、簡易水道、飲料水供給施設であって公共のものをいう。
	清掃関係施設	53	し尿処理施設、ごみ処理施設（焼却、破砕、圧縮等を含む）であって公共のものをいう。
商工関係		54	建物以外の商工被害（工業原材料、商品、生産機械器具等をいう）
交通 通信	がけくずれ	55	崩土等により交通止になった箇所（道路のみ）をいう。
	鉄道不通	56	汽車、電車等の運行が不能となったもの（異常気象による運休を含む）をいう。
	船舶被害	57	ろ、かいのみをもって運転する以外の舟をいう。
	通信被害	58	通信不能となった電話回線数をいう。
公立文教施設		61	公立の文教施設をいう。
農林水産業施設		62～67	34～38、40～43に該当するものの被害額をいう。
土木施設		68～75	44～50に該当するものの被害額をいう。
その他の 公共施設	病院	76	51に該当するもののうち公立病院の被害額をいう。
	水道	77	52に該当するものの被害額をいう。
	清掃施設	78	53に該当するものの被害額をいう。
	県（一般、公営企業、公社） 市 町 村	79～81	文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設の被害額をいう。
公共施設被害市町村数		85	公共施設に被害のあった市町村の数をいう。
そ の 他	農産被害	86	農林水産業施設以外の農産（ビニールハウス、農作物等）の被害額をいう。
	林産被害	87	農林水産業施設以外の林産（立木、苗木等）の被害額をいう。
	畜産被害	88	農林水産業施設以外の畜産（家畜、畜舎等）の被害額をいう。
	水産被害	89	農林水産業施設以外の水産（のり、魚介、漁船等）の被害額をいう。
	商工被害	90	54に該当するものの被害額をいう。
	その他	91	61～90の各項に該当しないものをいう。

災害通信計画

38-01-01 非常通信経路計画

県防災企画課

I 非常通信とは

(1) はじめに

我が国は世界でも有数の災害発生国であり、これまでも多くの大災害により、貴重な人命と莫大な財産が失われております。近年では、産業や経済の発達に伴って人口や経済活動が都市部へ集中したり、逆に地方の過疎化により、新たな形態の災害もみられるようになっていきます。

地震、台風等の大災害時に、被害の拡大防止や早急な救助活動の実施等を行うためには、通信の確保を図ることが重要になります。従って、災害時に通信の円滑な運用を図るためには、各機関がこの非常通信経路計画を十分に承知し、日常から定期的に各径路の発着で訓練を行い利用方法等を習熟しておくことが必要です。

(2) 非常通信

国の機関、地方公共団体、会社、船舶、航空機、アマチュア等が様々な場面で無線局を運用していますが、通常は許可された業務以外の目的に使用することができません。しかし、電波法第 52 条の規定により、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、N T T 西日本の公衆電気通信回線等の有線通信が利用することができないか又は利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通・通信の確保、秩序の維持等のための通信を行うことができます。これを「非常通信」といいます。

また、総務大臣は電波法第 74 条の規定により、上述のような非常の場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができます。

(3) 非常通信の発信資格

非常通信は誰でも行うことができますが、通信の方法と通報の内容に制限があります。通報には「ヒゼウ」を前置する他、呼出し又は応答する場合は無線局運用規則に規定する方法により行います。

(4) 非常通信としての通報内容

次の内容の通報もしくはこれらに準ずる急を要する通報とし、その優先順位は原則として次の通りとします。

- a 人命の救助に関する通報
- b 天災の予報に関する通報（主要河川の水位に関する通報を含む。）
- c 秩序維持のために必要な緊急措置に関する通報
- d 遭難者救援に関する通報（日本赤十字社の本社及び支社相互間に発受するものを含む。）
- e 電信電話回線の復旧のため緊急を要する通報
- h 鉄道線路の復旧、道路の修理、罹災者の輸送、救済物資の緊急輸送等のために必要な通報
- j 非常災害地の救援に関し、次の機関相互間に発受する緊急な通報
中央防災会議会長及び同事務局長並びに非常災害対策本部長
地方防災会議会長
災害対策本部長
- k 電力設備の修理復旧に関する通報
- l 基本法第 57 条の規定に基づいて都道府県知事又は市町村長が発受する通知、要請、伝達又は警告で、緊急を要し特別の必要があるもの
- m 基本法第 79 条の規定に基づいて指定行政機関の長、都道府県知事又は市町村長が災害の応急措

- 置を実施するために必要な通信で、緊急かつ特別の必要があるもの
n その他の通信

(5) 非常通信の依頼

非常災害時には、通信施設を持っている者においても自己の業務や事業に関連した通信が増加するため、相当程度ふくそうすることが予想されます。従って、他者の通信施設を利用する者にとっては、依頼する通報を簡潔かつ真に非常通信にふさわしい内容のものとし、最寄りの通信設備へ持参して依頼します。

設置者の協力を求めて使用することができる通信設備で、和歌山県内の主要なものは次のとおりです。あらかじめ最寄りの通信設備を選定して、非常通信訓練を実施するなど日常から連携を保っておくことが大切です。

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| ア 県通信設備（地域衛星通信ネットワークを含む） | イ 国土交通省無線通信設備 |
| ウ 警察通信設備 | エ 海上保安庁通信設備 |
| オ NTT西日本通信設備 | カ 鉄道会社（JR、南海）通信設備 |
| キ 電力会社（関西送配電、電発）無線通信設備 | ク ガス会社（大阪瓦斯）無線通信設備 |
| ケ 市町村無線通信設備（消防救急無線を含む） | コ アマチュア無線局 |

（この経路計画は、これらの通信設備を利用して、各市町村から和歌山市、和歌山市から大阪市・東京都等への非常通信経路を構成したものであり、平素からこの計画に基づいて関係機関が連絡を密にすることにより災害時に備えることが重要です。）

(6) 通報文の作成要領

- ア 記載例の非常通信用紙により作成すること。
- イ 通報は何通でも依頼できますが、簡潔、明瞭な内容とすること。
- ウ 通報文の末尾に発信人名を記載すること。
- エ 時間は24時間制で記入のこと。
- オ 実際に非常通報を発信する場合は、種別欄の「非常」という文字を丸印で囲むこと（「訓練」という文字は二重線で取り消す）。
- カ 訓練のときは、種別欄の「訓練」という文字を丸印で囲む（「非常」という文字は二重線で取り消す）とともに、通報文の冒頭に必ず「訓練」又は「クンレン」と記入すること。
- キ 中継局は返信も可能にするよう必要項目を記入すること。

<記載例> 訓練の場合の通信文
種別

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 訓練 </div>	非—常
--	---

非常通信協議会

非常通信用紙

受付年月日	平成14年 7月26日	受付時刻	13時00分	番号	串本町1
あて先	機関名：和歌山県災害対策本部長		TEL：()	FAX：()	
発信人	発信日時	7月26日 13時25分	伝達方法： 無線 有線 使送	回線種別：()	
通	機関名：	串本町長	伝達手段： 音声 FAX 電信 映像	TEL：	
報	訓練」7月26日11時20分頃発生した地震により、家屋倒壊、火災発生、死傷者が多数出ているもよう、至急応援をたのむ」串本町長				
文					
伝	1	受信(時 分)・送信(時 分)	機関名：串本警察署	伝達方法： 無線 有線 使送	回線種別：()
達			(取扱者：)	伝達手段： 音声 FAX 電信 映像	TEL：
経	2	受信(時 分)・送信(時 分)	機関名：	伝達方法： 無線 有線 使送	回線種別：()
路			(取扱者：)	伝達手段： 音声 FAX 電信 映像	TEL：
	3	受信(時 分)・送信(時 分)	機関名：	伝達方法： 無線 有線 使送	回線種別：()
			(取扱者：)	伝達手段： 音声 FAX 電信 映像	TEL：
	4	受信(時 分)・送信(時 分)	機関名：	伝達方法： 無線 有線 使送	回線種別：()
			(取扱者：)	伝達手段： 音声 FAX 電信 映像	TEL：
				FAX：	

- * 受信者は、必要な事項(~)を記入すること。
- * 回線種別には、使用した回線の種別(県防、地域、消防等)を記載すること。
- * 中継依頼機関は、伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること(受信及び送信時刻は完了した時刻を記入すること)。

<記載例> 訓練の場合の通信文
種別

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 訓 練 </div>	非 常
---	---

非常通信協議会

非 常 通 信 用 紙

受付年月日	平成14年 7月26日	受付時刻	13時00分	番号	串本町1
あて先	機関名：和歌山県災害対策本部長		TEL：()	FAX：()	
	発信日時	7月26日 13時25分	伝達方法： 無線 有線 使送	回線種別：()	
発信人	機関名：	串本町長	伝達手段： 音声 FAX 電信 映像	TEL：	
			FAX：		
報文	<p style="font-weight: bold; margin: 0;">訓練」7月26日11時20分頃発生した地震により、家屋倒壊、火災発生、死傷者が多数出ているもよう、至急応援をたのむ」串本町長</p>				
伝達経路	1	受信(13時29分)・送信(13時32分) 機関名：串本警察署 (取扱者：)	伝達方法： 無線 有線 使送	回線種別：()	
			伝達手段： 音声 FAX 電信 映像	TEL：	
			FAX：		
	2	受信(時 分)・送信(時 分) 機関名：和歌山県警察本部 (取扱者：)	伝達方法： 無線 有線 使送	回線種別：()	
			伝達手段： 音声 FAX 電信 映像	TEL：	
			FAX：		
3	受信(時 分)・送信(時 分) 機関名： (取扱者：)	伝達方法： 無線 有線 使送	回線種別：()		
			伝達手段： 音声 FAX 電信 映像	TEL：	
			FAX：		
4	受信(時 分)・送信(時 分) 機関名： (取扱者：)	伝達方法： 無線 有線 使送	回線種別：()		
			伝達手段： 音声 FAX 電信 映像	TEL：	
			FAX：		

- * 受信者は、必要な事項(~)を記入すること。
- * 回線種別には、使用した回線の種別(県防、地域、消防等)を記載すること。
- * 中継依頼機関は、伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること(受信及び送信時刻は完了した時刻を記入すること)。

<記載例> 訓練の場合の通信文
種別

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 訓 練 </div>	非 常
---	---

非常通信協議会

非 常 通 信 用 紙

受付年月日	平成14年 7月26日	受付時刻	13時00分	番号	串本町1
あ て 先 発 信 人 通 報 文	機関名：和歌山県災害対策本部長		TEL：()		
			FAX：()		
通 報 文	発信日時	7月26日 13時25分	伝達方法： 無線 有線 使送		
	機関名：	串本町長	回線種別： ()		
			伝達手段： 音声 FAX 電信 映像		
			TEL：		
			FAX：		
<p>訓練」7月26日11時20分頃発生した地震により、家屋倒壊、火災発生、死傷者が多数出ているもよう、至急応援をたのむ」串本町長</p>					
伝 達 経 路	1	受信(13時29分)・送信(13時32分) 機関名：串本警察署 (取扱者：)	伝達方法： 無線 有線 使送		
			回線種別： (警 察)		
			伝達手段： 音声 FAX 電信 映像		
			TEL：		
		FAX：			
2	受信(13時35分)・送信(13時40分) 機関名：和歌山県警察本部 (取扱者：)	伝達方法： 無線 有線 使送			
		回線種別： ()			
		伝達手段： 音声 FAX 電信 映像			
		TEL：			
		FAX：			
3	受信(時 分)・送信(時 分) 機関名：和歌山県災害対策本部長 (取扱者：)	伝達方法： 無線 有線 使送			
		回線種別： ()			
		伝達手段： 音声 FAX 電信 映像			
		TEL：			
		FAX：			
4	受信(時 分)・送信(時 分) 機関名： (取扱者：)	伝達方法： 無線 有線 使送			
		回線種別： ()			
		伝達手段： 音声 FAX 電信 映像			
		TEL：			
		FAX：			

- * 受信者は、必要な事項(~)を記入すること。
- * 回線種別には、使用した回線の種別(県防、地域、消防等)を記載すること。
- * 中継依頼機関は、伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること(受信及び送信時刻は完了した時刻を記入すること)。

非常通信協議会

(1) 非常通信協議会とは

非常の場合の通信の円滑な実施を確保するため、電波法第 74 条の 2 の規定に基づいて、総務省が中心となり、消防庁、内閣府、警察庁、防衛省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、都道府県、市町村、放送局、ライフライン機関その他主要な電気通信事業者及び無線局の免許人等、非常通信に関係の深い者により構成された団体です。

戦後の混乱期である昭和 22 年頃に結成された非常無線通信委員会が前身となり、昭和 26 年 7 月 19 日に現電波法のもとにおいて非常無線通信協議会として発足して以来、各構成員が自発的に数々の非常通信を取り扱って重要通信を確保し、使命の達成に努めてきました。

昭和 37 年に災害対策基本法が施行されてからは、中央防災会議や都道府県防災会議と緊密な連携を保ちつつ、一体となって非常災害時に備えることとなっています。

平成 7 年 4 月からは無線通信だけでなく有線通信による非常通信も加わって「非常通信協議会」と名称を改め、現在では主に次のような活動を行なっています。

ア 非常通信計画の策定及び実施

イ 非常通信訓練の実施

(ア) 全国非常通信訓練

(イ) 防災の日の非常通信訓練

(ウ) 地方総合訓練

(エ) その他の訓練

ウ 非常通信の取扱い要請

エ 非常通信事務に関する資料の作成と配布

オ 非常通信に関する講演会等の実施

カ 構成員相互の連絡強化

現在、中央組織として中央非常通信協議会（事務局：総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課重要無線室）があり、近畿には近畿地方非常通信協議会（事務局：近畿総合通信局無線通信部陸上第二課）があります。本県（担当課：防災企画課）は、近畿地方非常通信協議会の構成員として、県内の非常通信経路計画の策定、全国非常通信訓練の実施や報告書の取りまとめ等を行って運営に協力しています。

(2) 訓練

ア 災害が発生した場合に非常通信が十分な効果が上げられるように、平素から非常通信の計画に基づいて訓練を行なわなければなりません。本県では、近畿地方非常通信協議会の実施計画に基づき、また、県独自に計画して、非常通信訓練を実施しています。

イ 訓練は任意で実施することができます。本県が実施する訓練は定期あるいは臨時に実施します。全国非常通信訓練等については、近畿地方非常通信協議会の実施要領に基づいて本県から関係各機関に協力依頼を送付します。

ウ 非常通信（訓練通信）実施要領を別紙のとおり定めているので、これに従って訓練を実施することが望ましいです。非常通信訓練の終了後には実施報告をお願いします。

非常通信(訓練通信)実施要領

1 発信人は、非常通信用紙により非常通報又は訓練通報(以下「通報」という。)を作成の上、通信施設(通信施設が障害又はない場合は、最寄りの通信施設、以下「受付局」という。)で発信又は発信の依頼をするものとする。

- (1) 訓練通報は、訓練当日までに具体的な災害想定に基づいて作成すること。災害想定にあらかじめ指定がある場合はその内容に従うこと。
- (2) 非常通信又は訓練通報の内容は、できる限り簡潔かつ明瞭なものとし、末尾には発信人名を記入すること。訓練の場合は、本文の冒頭に必ず(クンレン)又は(訓練)と記入すること。
- (3) 返信を要する通報については、特にその内容が返信を必要とする表現とすること。
- (4) 訓練で受付局へ発信を依頼しようとするときは、想定する災害の状況に応じて使送すること。
- (5) 返信の伝送ルートで、非常及び訓練通信とも、通報の速達を図れるルートを選定すること。
- (6) 返信の通報の内容についても、できる限り簡潔かつ明瞭なものとする。

2 通報の受領の通知

通報の受信者は、通報の受領時刻、中継局名及び受付時刻を適宜の方法で発信人に通知すること。

3 報告

- (1) 非常通信を取扱ったとき、又は非常通信の連絡を行ったとき。
 - ア 非常通信の実施状況について、電話等の便宜の方法により近畿地方非常通信協議会又は和歌山県防災企画課に連絡することが望ましい。
 - イ 非常通信を行った場合は、電波法第 80 条の規定により、できる限りすみやかに文書により総務大臣又は近畿総合通信局長に報告すること。報告書には次の内容を記載すること。
 - (ア) 実施日時
 - (イ) 実施した理由
 - (ウ) 実施した無線局名
 - (エ) 取扱通数及び通信状況
 - (オ) 通報依頼者、発信者及びその内容
 - (カ) その他参考事項
 - ウ 上記イの写しをできるだけ和歌山県防災企画課にも送付すること。
- (2) 非常通信訓練を行ったとき。
 - ア 訓練に参加した機関は、別表により訓練終了の日から 10 日以内に本県あて通信の写しを添えて報告するものとする。
 - イ 全国及び地方非常通信訓練の場合、本県は県内ルートの報告書を取りまとめのうえ、意見及び伝送経路図(別紙記載例参照)を添えて、訓練終了後 1 カ月以内に近畿地方非常通信協議会長へ報告するものとする。

非常通信（訓練通信）実施要領

1 受付局の措置

(1) 発信人から通報の発信を依頼された通信施設（以下「受付局」という。）は次の事項を確認し必要事項を記入すること。

ア 非常通信の場合は、種別欄の「非常」という文字を丸印で囲むこと（「訓練」という文字は二重線で取り消す）。また、訓練通信の場合は、種別欄の「訓練」という文字を丸印で囲むこと（「非常」という文字は二重線で取り消す）。

イ 受付年月日、受付時刻

ウ 番号

エ あて先

オ 発信人

カ 通報文（訓練の場合は、本文の冒頭に必ず「訓練」又は「クンレン」と記入すること。）

(2) 前号の記入を確認した後、受信人所在地の通信施設と直接通信できる施設（以下「着信局」という。）を選定し伝送する。

訓練の場合は、あらかじめ計画された通信施設へ伝送する。

（伝達経路欄に諸事項を記入し伝送する。）

(3) 通報の伝送が電話による場合は、できるかぎり和文通話表（朝日のア、いろはのイ、・・・）により伝送すること。

ただし、通話表によることが困難な場合は、適宜棒読みで反復または復唱してもよい。

2 中継局の措置

中継局は伝達経路欄に諸事項を記入し、伝送すること。

3 着信局の措置

着信局が通報を受信したときは、伝達経路欄に諸事項を記入し、通信施設が使送等により受信人に送達すること。訓練の場合であらかじめ指定された施設の場合はそれによること。

4 非常通信訓練の実施中に実際の災害が発生した場合には、直ちに訓練を中止して非常通信の疎通に協力すること。

5 報告

ア 非常通信の実施状況について、電話等の便宜の方法により近畿地方非常通信協議会又は和歌山県総合防災課に連絡することが望ましい。

イ 非常通信を行った場合は、電波法第 80 条の規定により、できる限りすみやかに文書により総務大臣又は近畿総合通信局長に報告すること。報告書には次の内容を記載すること。

(ア) 実施日時

(イ) 実施した理由

- (ウ) 実施した無線局名
- (エ) 取扱通数及び通信状況
- (オ) 通報依頼者、発信者及びその内容
- (カ) その他参考事項

ウ 上記イの写しをできるだけ和歌山県防災企画課にも送付すること。

(2) 非常通信訓練を行ったとき。

ア 訓練に参加した機関は、別表により訓練終了の日から 10 日以内に本県あて通信の写しを添えて報告するものとする。

イ 全国及び地方非常通信訓練の場合、本県は県内ルートの報告書を取りまとめのうえ、意見及び伝送経路図（別紙記載例参照）を添えて、訓練終了後 1 カ月以内に近畿地方非常通信協議会長へ報告するものとする。

別表

近畿地方非常通信協議会長 殿

報告年月日 令和 年 月 日
 訓練参加機関及び通報取扱部門(局)

非常通信訓練実施報告

1 訓練実施年月日	令和 年 月 日
2 通報取扱区分	A 発信人 B 発信局 C 中継局 D 着信局 E 受取人
3 通報取扱機関・部門(局)及び開始・終了時刻並びに通報伝達方法	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(1)</div> <p>着信</p> <p>伝達方法：無線 有線 使送(km 分) :</p> <p>回線種別 ()</p> <p>伝達手段：音声 FAX 電信 その他</p> <p>終了</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(2)</div> <p>着信</p> <p>伝達方法：無線 有線 使送(km 分) :</p> <p>回線種別 ()</p> <p>伝達手段：音声 FAX 電信 その他</p> <p>終了</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(3)</div>
4 予備電源の使用状況	使用設備(発電器、バッテリー、その他) 使用しなかった理由
5 伝搬路の障害	
6 通報遅延理由	

7 訓練に対する所見	

別表記載要領

1 通報取扱区分については、下記に示すとおり、自機関の該当するものを 印で囲むこと。

- A 発信人：通報を伝達しようとする機関
- B 発信局：発信人より依頼のあった通報を伝達した機関
- C 中継局：発信局と着信局の間の伝達経路上にある全ての機関
- D 着信局：伝達経路上において通報を受信する最終の機関
- E 受取人：発信人からの通報の対象となる機関

* 発信人と発信局、着信局と受取人が同一である場合については、それぞれ、発信人、受取人とし、「B 発信局」、「D 着信局」には 印をしないこと。（伝達経路の途中にある機関は全て「C 中継局」の所に 印をすること。）

2 通報取扱機関・部門（局）等について

(1) 通報取扱機関・部門（局）及び開始・終了時刻並びに通報伝達方法の欄については、

(1) については、自局が通報を受け取った相手の機関名

(2) については、自局・機関名

(3) については、自局から通報を伝達した相手の機関名

をそれぞれ記入すること。

(2) 着信及び発信の開始、終了時刻は、24 時間制で記入すること

(3) 伝達方法について、 印を記入すること。

なお、伝達方法が使送の場合は回線種別及び伝達手段の欄は記入しないこと。

(4) 回線種別、伝達手段について

無線、有線の場合には、回線種別のかっこ内に、具体的方法としてどのような回線を用いて伝達したか、記入すること。また、伝達手段については、F a x、音声、電信、その他の区分で該当するものに 印を記入すること。

- | | |
|----------------------|---------------|
| 中 防：中央防災無線網（地上系） | 警 察：警察用通信回線 |
| 中 星：中央防災無線網（衛星系） | 防 衛：防衛用通信回線 |
| 消 防：消防防災無線網（地上系） | 海 保：海上保安用通信回線 |
| 地 星：地域衛星通信ネットワーク | 相 互：防災相互通信用無線 |
| 県 防：都道府県防災行政無線網（地上系） | 電 力：電気事業用通信回線 |
| 市 同：市町村防災行政無線（同報系） | C S：自営衛星通信回線 |

市 移：市町村防災行政無線（移動系）
地 域：地域防災無線
孤 立：孤立防止用無線電話
水 防：国土交通省水防道路用無線網

自 営：前記以外の自営の無線通信網
非 常：非常連絡周波数（4,630kHz）
専 用：電気通信事業者の専用回線
その他：その他の通信回線

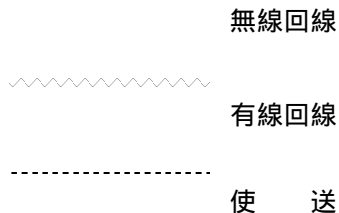
- 3 予備電源の使用状況の欄について、予備電源を使用しなかった場合には、その他に 印を記入し、その理由を付記すること。
- 4 伝搬路の障害について、訓練時に伝搬路において障害があった場合にその障害について具体的に記入すること。
- 5 通信が遅延した場合は、必ずその理由を記入すること。
- 6 実際に参加してどのように感じたか、率直な意見を記入すること。

〔別 紙〕

伝 送 経 路 図

記載方法

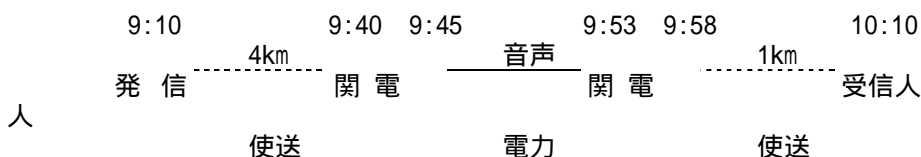
(1) 通報伝送に使用した回線



- (2) 機関名等の上部の左側に通報の受信時刻を、右側に発信時刻（使送の時はその出発時刻）を記載すること。
- (3) 通報の伝送に長時間を要したと思われる場合は、その理由を（注）として記載すること。

〔記 載 例〕

町長から 県災害対策本部長あて



(参考2)

非常通信とアマチュア局について

社団法人 日本アマチュア無線連盟

和歌山県支部

(1) アマチュア局とは

- 1) アマチュア局とは、個人的な趣味の一つとして無線通信を行う無線局で、所轄総合通信局長の免許を受け、無線従事者の資格を持っているものが運用する無線局をいいます。
- 2) 正規のアマチュア局は必ず、呼出符号(例 - JA3XYZのような)を付与されており交信に際してはこれを明示する事を義務付けられています。
- 3) アマチュア局の無線設備はすべて自己の負担で設置運営しています。
- 4) 非常通信時の特別な場合以外は免許状に記載された目的以外は使用することができません。又金銭上の利益のために使用することもできません。

(2) 非常通信の依頼について

アマチュア局には日本アマチュア無線連盟に加入している局とそうでない局とがあり、いずれの局でも非常通信を行うことができますが、総務大臣の職権による依頼以外は、あくまでも免許人個人の判断によって行うことになっています。

特にアマチュア局はすべて個人の資産であり運営費も個人負担であるため、非常通信等の実施についてもその経費、損害等についてはすべて自己負担が原則となっています。法人組織や公共団体などにおいて職員が業務として行う非常通信とは前記の役費負担や、損害に対する補償等の問題において大きく異なっています。よって、連盟としても各免許人に対してこれらの点を十分に配慮して対処するよう要望を致しております。以上の状況から各免許人に非常通信に関して、これの実施について強く要望することはできかねますので、非常の際、アマチュア局による通信を希望される機関は、近隣アマチュア局免許人個人と、個々に交渉の上対処されることを希望します。

なおその際に次の事項に注意してください。

- 1) 非常通信等を目的としてアマチュア局を開設することは違法となりますので、これらを目的とした助成等については十分に留意してください。不明の点については連盟和歌山県支部担当者までお問い合わせください。
- 2) アマチュア局はすべての局が非常通信等の通信に熟練しているとは限りません(特別に訓練された者の場合を除き。)ので、非常通信についてはなるべく業務局系を利用し、アマチュア局の利用は最後の手段としていただきたい。その場合においても免許人の判断で断わることもあり得ることをご承知おきください。
- 3) アマチュア局は個々の局によって交信可能範囲が異なりますので、協力を得られるアマチュア局とはその点を十分に確認しあっておくことが大切です。
- 4) その他電文の送受等については業務局の場合と同様で、非常通信実施要領に従ってください。訓練についても同様です。
- 5) 近隣のアマチュア局について知りたい場合は、日本アマチュア無線連盟和歌山県支部又は各地区役員にお問い合わせ下さい。

JARL和歌山県支部運営委員

2023年3月5日付

役 職 名	CALL	氏 名	郵便番号	住 所
支部長	JR3KUF	池上 和彦	641-0062	和歌山市雑賀崎6-48
副支部長	JE3QZV	片山 泰英	641-3122	紀の川市桃山町
運営委員	JA3PNG	岡野 哲	641-3122	紀の川市名手上
運営委員	JA3RVS	森田 克己	640-8319	和歌山市手平
運営委員	JA5NSN/3 J03KRP	黒岩 作次	640-8316	和歌山市有家
運営委員	JF3DCH	赤坂 幸作	647-0045	新宮市井の沢
運営委員	JG3DJX	佐崎 利幸	643-0024	有田郡有田川町
運営委員	JG3ORW	廣村 勝利	645-0013	日高郡みなべ町
運営委員	JH3QED	上田 展史	649-0431	有田市宮原町
運営委員	J03CPX	田ノ岡 正人	646-0051	田辺市稲成
運営委員	J03RFX	宮本 謙次	649-6236	岩出市曾屋
運営委員	J03VUQ	松岡 正起	649-0131	海南市下津町
運営委員	JP3MWM	谷口 健治	649-6222	岩出市岡田
相談役	JF3NIM	田中 将夫	642-0001	海南市船尾

和 文 通 話 表

電話により通報を伝送するときには、和文通話表を使用することにより、より正確に伝送できます。
無線局運用規則に定める和文通話表は、下記のとおりです。

和文通話表

文		字		文		字			
ア 朝日の	ア	イ いろはの	イ	ウ 上野の	ウ	エ 英語の	エ	オ 大阪の	オ
カ 為替の	カ	キ 切手の	キ	ク クラブの	ク	ケ 景色の	ケ	コ 子供の	コ
サ 桜の	サ	シ 新聞の	シ	ス すずめの	ス	セ 世界の	セ	ソ そろばんの	ソ
タ 煙草の	タ	チ ちどりの	チ	ツ つるかめの	ツ	テ 手紙の	テ	ト 東京の	ト
ナ 名古屋の	ナ	ニ 日本の	ニ	ヌ 沼津の	ヌ	ネ ねずみの	ネ	ノ 野原の	ノ
ハ はがきの	ハ	ヒ 飛行機の	ヒ	フ 富士山の	フ	ヘ 平和の	ヘ	ホ 保険の	ホ
マ マッチの	マ	ミ 三笠の	ミ	ム 無線の	ム	メ 明治の	メ	モ もみじの	モ
ヤ 大和の	ヤ			ユ 弓矢の	ユ			ヨ 吉野の	ヨ
ラ ラジオの	ラ	リ りんごの	リ	ル るすいの	ル	レ れんげの	レ	ロ ローマの	ロ
ワ わらびの	ワ	ヰ むどの	ヰ			ヱ かぎのある	ヱ	ヲ 尾張の	ヲ
ン おしまいの	ン	ゝ 濁点		゜ 半濁点					
数		字		数		字			
- 数字のひと		二 数字のに		三 数字のさん		四 数字のよん		五 数字のご	
六 数字のろく		七 数字のなな		八 数字のはち		九 数字のきゅう		数字のまる	
記		号		記		号			
- 長音		ゝ 区切点		L 段落		下向括弧		上向括弧	

注 数字を送信する場合には、誤りを生ずるおそれがないと認めるときは、通常の発音による(例「1500」は「せんごひゃく」とする。)か又は「数字の」の語を省略する(例「1500」は、「ひとごまるまる」とする。)ことができる。

「使用例」

- 「ア」は、「朝日のア」と送る。
- 「バ」又は「パ」は、「はがきの八に濁点」又は「はがきの八に半濁点」と送る。

防災電話機にかける場合

同一庁舎内の防災電話機へ (防災内線番号)で通話出来ます。
 庁舎外の防災電話機へ [7-030]-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。
 県庁の内線電話機から 6-[7-030]-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。
 総合庁舎の内線電話機から 8-[7-030]-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。
 県庁、総合庁舎以外の内線電話機から -[7-030]-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。
 衛星回線を利用する場合は[7-030]が必要(7:衛星回線選択番号、030:0+都道府県番号)。



:衛星回線が利用可能な局。

:防災交換機乗入特番(機関毎に番号が異なる(3)項参照)。

課室名 (防災内線番号)	課室名 (防災内線番号)	課室名 (防災内線番号)	課室名 (防災内線番号)
県庁 防災局番:300	道路G ² 436	海草振興局 防災局番:300	西牟婁総合庁舎 防災局番:360
統制室 400	交通G ² 435	地域づくり課 415	地域づくり課 400
当直室 ¹ 401	通信G ² 470	農業水産振興課 416	総務福祉課 401
統制室 402	電気・都市ガスG ² 471	地域づくり課(FAX) 490	農業水産振興課 402
災害対策課 403	水道G ² 472	農業水産振興課(FAX) 489	管理保全課 403
防災企画課 404	消防応援活動調整本部 432	那賀総合庁舎 防災局番:320	管理保全課 404
危機管理消防課 405	消防応援活動調整本部 434	地域づくり課(FAX) 499	地域づくり課(FAX) 499
災害対策本部長室 406	警察リエゾン ² 440	地域づくり課 400	総務福祉課(FAX) 498
消防防災無線音声一斉着信用 448	DMAT調整本部 ² 439	総務福祉課 401	農業水産振興課(FAX) 497
広報課 449	機器室 441	地域づくり課 402	管理保全課(FAX) 496
総務課 450	機器室 442	総務調整課 403	榎山中継局 477
管財課 451	ダムテレメータ 443	管理保全課 404	東牟婁総合庁舎 防災局番:370
企画課 452	統制台 469	地域づくり課(FAX) 499	地域づくり課 400
地域振興課 467	ダムテレメータ 445	総務福祉課(FAX) 498	総務福祉課 401
脱炭素政策課 453	ダムテレメータ 446	地域づくり課(FAX) 497	大会議室 402
生活衛生課 454	ダムテレメータ 447	総務調整課(FAX) 496	管理保全課 403
人権政策課 457	統制室(FAX) 499	伊都総合庁舎 防災局番:330	管理保全課 404
社会福祉課 455	統制室(FAX) 498	防災対策室 400	地域づくり課(FAX) 499
医療課 456	統制室(FAX) 497	地域づくり課 401	総務福祉課(FAX) 498
薬務課 458	3階防災対策室(FAX) ² 484	水防対策室 402	大会議室(FAX) 497
商工企画課 459	3階防災対策室(FAX) ² 485	総務調整課 403	管理保全課(FAX) 496
公営企業課 460	3階防災対策室(FAX) ² 486	防災対策室(FAX) 499	大雲取中継局 477
農林水産振興課 461	2階防災対策室(FAX) ² 474	地域づくり課(FAX) 498	海草振興局健康福祉部 防災局番:311
農業農村整備課 462	広報課(FAX) 500	水防対策室(FAX) 497	総務福祉課 400
森林整備課 463	総務課(FAX) 501	有田総合庁舎 防災局番:340	大会議室 401
水産振興課 464	企画課(FAX) 502	総務県民課 400	総務福祉課(FAX) 499
資源管理課 465	地域振興課(FAX) 514	総務福祉課 401	海草振興局建設部 防災局番:312
県土整備政策課 407	脱炭素政策課(FAX) 503	農業水産振興課 402	総務調整課 400
道路保全課 408	人権政策課(FAX) 513	総務調整課 403	総務調整課 401
道路建設課 409	社会福祉課(FAX) 510	管理保全課 404	総務調整課 402
河川課 410	商工企画課(FAX) 511	総務県民課(FAX) 499	管理保全第二課 403
砂防課 411	農林水産振興課(FAX) 512	総務福祉課(FAX) 498	工務課 404
都市政策課 412	農林水産振興課(FAX) 512	農業水産振興課(FAX) 497	街路公園課 405
港湾漁港整備課 413	県土整備政策課(FAX) 495	総務調整課(FAX) 496	会議室(FAX) 499
教育総務局総務課 417	道路保全課(FAX) 494	生石中継局 477	和歌山下津港湾事務所 防災局番:313
生涯学習課 418	河川課(FAX) 493	日高総合庁舎 防災局番:350	会議室 400
教育支援課 419	都市政策課(FAX) 492	地域づくり課 400	総務管理課 401
災害対策本部室 ² 420	港湾漁港整備課(FAX) 491	農業水産振興課 401	会議室(FAX) 499
災害対策本部室 ² 421	教育支援課(FAX) 488	総務調整課 402	海南工事事務所 防災局番:316
災害対策本部室 ² 422	災害対策本部室(FAX) 487	総務調整課 403	総務用地課 400
災害対策本部室 ² 423	生石中継局 477	地域づくり課(FAX) 499	総務用地課 401
災害対策本部室 ² 424	龍神岳中継局 478	農業水産振興課(FAX) 498	工務課 402
災害対策本部室 ² 425	塔石中継局 479	総務調整課(FAX) 497	管理保全課 403
総括調整G ² 427	増設用 468	西山中継局 477	入札室 404
総括調整G ² 428		犬ヶ丈中継局 478	総務用地課(FAX) 499
総括調整G ² 466			
情報整理G ² 426			
活動調整G ² 430			
活動調整G ² 431			
へり調整G ² 433			
産業保安・燃料調整G ² 429			
救援物資G ² 473			
医療G ² 437			
医療G ² 438			

1 夜間・休日の緊急時の防災センター当直室への連絡は 073-441-3300 (or 300-8-3300)にお願いします。

2 災害対策本部設置時

防災電話機にかける場合

同一庁舎内の防災電話機へ (防災内線番号)で通話出来ます。
 庁舎外の防災電話機へ [7-030]-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。
 県庁の内線電話機から 6-[7-030]-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。
 総合庁舎の内線電話機から 8-[7-030]-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。
 県庁、総合庁舎以外の内線電話機から -[7-030]-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。
 衛星回線を利用する場合は[7-030]が必要(7:衛星回線選択番号、030:0+都道府県番号)。





:衛星回線が利用可能な局。

:防災交換機乗入特番(機関毎に番号が異なる(3)項参照)。

課室名 (防災内線番号)	課室名 (防災内線番号)	課室名 (防災内線番号)	課室名 (防災内線番号)
伊都振興局健康福祉部 防災局番:331	防災航空センター 防災局番:364	和歌山市 防災局番:210	紀の川市 防災局番:220
総務福祉課 400	事務室 400	総合防災課 400	危機管理班 400
総務福祉課 401	当直室 401	建築指導課 401	消防対策班 401
総務福祉課 451	格納庫 402	農林水産課 402	庁議室 402
衛生環境課 452	事務室 451	河川港湾課 403	危機管理消防課 403
保健課 453	事務室 452	下水道企画課 404	危機管理消防課(FAX) 499
総務福祉課(FAX) 499	事務室(FAX) 499	道路管理課 405	岩出市 防災局番:221
二川ダム管理事務所 防災局番:342	東牟婁振興局健康福祉部串本支所 防災局番:371	総合防災課(FAX) 499	総務課 400
管理課 400	所長室 400	海南市 防災局番:211	守衛室 401
宿直室 401	保健環境課 401	危機管理課 400	総務課 402
操作室 402	地域福祉課 402	受付付近 401	総務課(FAX) 499
無線機室(FAX) 499	支所長室 403	議会事務局 402	紀美野町 防災局番:212
広川出張所 防災局番:343	小会議室 404	災害対策本部事務局(3A) 403	総務課 400
操作室 400	大会議室 405	会議室(4A) 404	宿直室 401
宿直室 401	所長室(FAX) 499	会議室(5D) 405	建設課 402
執務室 402	東牟婁振興局串本建設部 防災局番:372	危機管理課(FAX) 499	住民課 403
操作室(FAX) 499	管理保全課 400	橋本市 防災局番:230	産業課 404
こころの医療センター 防災局番:345	管理保全課 401	危機管理室 400	教育課 405
情報管理・作業室 400	総務用地課 402	宿直室 401	総務課(FAX) 499
事務当直室 401	工務課 403	農林振興課 402	かつらぎ町 防災局番:231
総務課 402	部長室 404	市長応接室 403	危機管理課 400
情報管理・作業室(FAX) 499	副部長 405	市長応接室 404	ホール 401
日高振興局健康福祉部 防災局番:351	管理保全課(FAX) 499	教育委員会 405	総務課 402
防災端末室 400	七川ダム管理事務所 防災局番:373	危機管理室(FAX) 499	生涯学習課 403
総務福祉課 401	操作室 400	有田市 防災局番:240	危機管理課(FAX) 499
総務福祉課 402	宿直室 401	防災安全課 400	九度山町 防災局番:232
保健課 403	管理課 402	守衛室 401	地域防災課 400
保健課 404	管理課(FAX) 499	福祉事務所 402	日直室(災害時は災害対策本部) 401
衛生環境課 405	東京事務所 048-300	都市整備課 403	上下水道課 402
防災端末室(FAX) 499	東京事務所 9-3308	ふるさと創生室 404	町長室 403
樺山ダム管理事務所 防災局番:352		教育委員会 405	地域防災課(FAX) 499
管理課 400		防災安全課(FAX) 499	高野町 防災局番:233
宿直室 401		御坊市 防災局番:250	総務課防災危機対策室 400
管理課 402		企画課 400	宿直室 401
操作室 403		防災対策課 401	住民健康課 402
管理課(FAX) 499		社会福祉課 402	建設課 403
		総務課 403	会議室 404
		秘書室 404	総務課防災危機対策室 405
		農林水産課 405	総務課防災危機対策室(FAX) 499
		防災対策課(FAX) 499	湯浅町 防災局番:241
		田辺市 防災局番:260	総務課 400
		防災まちづくり課 400	宿直室 401
		土木課 401	防災無線室 402
		防災まちづくり課(FAX) 499	総務課(FAX) 499
		新宮市 防災局番:270	
		防災対策課 400	
		防災対策課(FAX) 499	

衛星回線のみ。
 第2世代設備のため
 かけ方に注意が必
 要です。
 (4)参照

防災電話機にかける場合

同一庁舎内の防災電話機へ (防災内線番号)で通話出来ます。
 庁舎外の防災電話機へ [7 - 030] - (防災局番) - (防災内線番号)で通話出来ます。
 県庁の内線電話機から 6 - [7 - 030] - (防災局番) - (防災内線番号)で通話出来ます。
 総合庁舎の内線電話機から 8 - [7 - 030] - (防災局番) - (防災内線番号)で通話出来ます。
 県庁、総合庁舎以外の内線電話機から - [7 - 030] - (防災局番) - (防災内線番号)で通話出来ます。
 衛星回線を利用する場合は[7 - 030]が必要(7:衛星回線選択番号、030:0+都道府県番号)。
 :衛星回線が利用可能な局。
 :防災交換機乗入特番(機関毎に番号が異なる(3)項参照)。

課室名 (防災内線番号)	課室名 (防災内線番号)	課室名 (防災内線番号)	課室名 (防災内線番号)
広川町 防災局番:242	日高川町 防災局番:256	古座川町 防災局番:273	橋本市消防本部 防災局番:237
総務課 400	総務課 400	総務課(倉庫) 400	指令室 400
警備員室 401	宿直室 401	宿直室 401	消防署(準備室) 401
住民環境課 402	住民課 402	住民生活課 402	消防署 402
建設課 403	建設課 403	建設課 403	指令室 403
教育委員会室 404	総務課 404	地域振興課 404	警防課 404
総務課(FAX) 499	企画政策課 405	総務課 405	団会議室 405
有田川町 防災局番:243	総務課(FAX) 499	総務課(倉庫)(FAX) 499	指令室(FAX) 499
総務課 400	白浜町 防災局番:261	北山村 防災局番:274	高野町消防本部 防災局番:238
警備室 401	総務課 400	総務課 400	災害情報室 400
税務課 402	宿直室 401	宿直室 401	指令室 401
建設課 403	観光課 402	産業建設課 402	事務室 402
防災無線室 404	住民保健課 403	web会議室 403	災害情報室(FAX) 499
議会事務局 405	建設課 405	総務課(FAX) 499	伊都消防組合 防災局番:239
総務課(FAX) 499	地域防災課(FAX) 499	串本町 防災局番:275	通信統制室 400
美浜町 防災局番:251	白浜町日置川事務所 防災局番:264	総務課 400	本部事務所 401
防災まちづくりみらい課 400	住民窓口係 400	会議室(災对本部室) 401	通信統制室 402
宿直室 401	日置川消防署 500	会議室(災对本部室) 402	通信統制室(FAX) 499
住民課 402	住民窓口係(FAX) 499	建設課 403	那賀消防組合 防災局番:227
農林水産建設課 403	上富田町 防災局番:262	福祉課 404	通信指令室 400
会議室 404	総務課 400	住民課 405	防災センター 401
防災まちづくりみらい課(FAX) 499	宿直室 401	総務課(FAX) 499	総務課 402
日高町 防災局番:252	建設課 402		警防課 403
総務課 400	総務課(FAX) 499		予防課 404
警備員室 401	すさみ町 防災局番:263		中消防署事務室 405
住民生活課 402	総務課 400		通信指令室(FAX) 499
総務課 403	宿直室 401		和歌山市消防局 防災局番:210
議会委員会室 404	建設課 402		通信指令室 500
産業建設課 405	税務課 402		トレーニング室 501
総務課(FAX) 499	無線放送室 403		警防課 502
由良町 防災局番:253	教育委員会 404		予防課 503
無線室 400	すさみ消防署 500		消防総務課 504
宿直室 401	防災センター会議室 501		消防警備本部室 505
総務政策課 402	総務課(FAX) 499		通信指令室(FAX) 599
無線室(FAX) 499	防災センター会議室(FAX) 599		海南市消防本部 防災局番:217
印南町 防災局番:254	那智勝浦町 防災局番:271		通信室 400
総務課 400	総務課防災対策室 400		消防署 401
宿直室 401	宿直室 401		警防課(警防) 402
住民福祉課 402	農林水産課 402		総務課 403
建設課 403	建設課 403		警防課(予防) 404
町長室 404	総務課(放送室)(FAX) 499		災害情報室 405
総務課(FAX) 499	大地町 防災局番:272		通信室(FAX) 499
みなべ町 防災局番:255	旧総務課(2F) 400		紀美野町消防本部 防災局番:218
総務課 400	総務課 401		指令室 400
宿直室 401	宿直室 402		警防課 401
総務課(FAX) 499	旧総務課(2F)(FAX) 499		会議室 402
			指令室(FAX) 499

防災電話機にかける場合

同一庁舎内の防災電話機へ (防災内線番号)で通話出来ます。
 庁舎外の防災電話機へ [7 - 030] - (防災局番) - (防災内線番号)で通話出来ます。
 県庁の内線電話機から 6 - [7 - 030] - (防災局番) - (防災内線番号)で通話出来ます。
 総合庁舎の内線電話機から 8 - [7 - 030] - (防災局番) - (防災内線番号)で通話出来ます。
 県庁、総合庁舎以外の内線電話機から - [7 - 030] - (防災局番) - (防災内線番号)で通話出来ます。
 衛星回線を利用する場合は[7 - 030]が必要(7:衛星回線選択番号、030:0+都道府県番号)。



:衛星回線が利用可能な局。

:防災交換機乗入特番(機関毎に番号が異なる(3)項参照)。

課室名 (防災内線番号)	課室名 (防災内線番号)	課室名 (防災内線番号)	課室名 (防災内線番号)
有田市消防本部 防災局番:247	串本町消防本部 防災局番:278	自衛隊信太山駐屯地 防災局番:392	衛星可搬局(運用時のみ) (防災局番なし)
指令室 400	署事務室 400	第3科 400	防災企画課 95101
事務室 401	指令室 401	当直司令室 401	東牟婁振興局 95201
事務室 402	出動準備室 402	作戦室 402	西牟婁振興局 95301
指令室(FAX) 499	防災事務室 403	第3科(FAX) 499	広域防災拠点用(海草) 95401
有田川町消防本部 防災局番:248	本部事務室 404		広域防災拠点用(西牟婁) 95501
通信指令室 400	消防長室 405		広域防災拠点用(東牟婁) 95601
事務室(警防課) 401	指令室(FAX) 499		広域防災拠点用(伊都) 95701
作戦室 402	那智勝浦町消防本部 防災局番:279		
通信指令室(FAX) 499	指令室 400		
湯浅広川消防組合 防災局番:249	防災センター研修室 401		
指令室 400	指令室(FAX) 499		
指揮本部室 401			
地域防災センター 402			
事務室(警防課) 403			
事務室(警防班) 404			
指令室(FAX) 499			
御坊市消防本部 防災局番:257			
指令室 400			
事務室 401			
指令室(FAX) 499			
日高広域消防事務組合 防災局番:258			
指令室 400			
指令室 401			
指令室(FAX) 499			
田辺市消防本部 防災局番:268			
指令室 400			
災害対策本部室 401			
総務課 402			
作戦室 403			
指令室(FAX) 499			
白浜町消防本部 防災局番:267			
指令室 400			
防災対策室 401			
消防事務室 402			
指令室(FAX) 499			
新宮市消防本部 防災局番:277			
指令室 400			
救急室 401			
会議室 402			
消防長室 403			
事務室 404			
事務室 405			
指令室(FAX) 499			

・衛星回線のため、防災内線番号(5桁)の前に必ず[7-030]が必要です。
(例) 7-030-95101

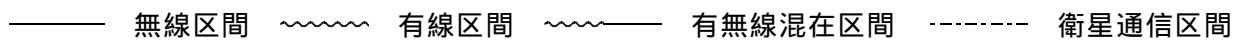
1 通信経路の総合信頼度（経路の級別基準）

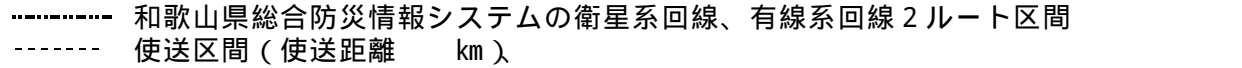
基準項目	級別	
	A 級（高信頼度）	B 級
途中中継回数	1 以下	2 以上
新規連絡設定	なし	あり
停電時の運用	可能	不可能
通信担当者の配置	常時配置 （又は非常の際に30分程度以内に配置につける状態）	左記以外
有線区間	なし（又はあっても2以上のルートがあるか、 地下ケーブル等強固な設計となっている）	左記以外
移動局による通信の取扱	なし	あり
チャンネル切替による通信	なし	あり
庁舎の耐震性	あり	左記以外
津波等による浸水	庁舎が浸水域外	左記以外

総合信頼度“ A 級 ”とは経路全体を通じ、全基準項目について A 級基準に該当する。
“ B 級 ”とは経路中のいずれかの基準項目について B 級基準のものが含まれる。

2 凡例

- [水防道路]：国土交通省水防道路用多重無線回線
- [消防]：消防防災無線網（地上系）
- [地星]：地域衛星通信ネットワーク回線
- [警察]：警察用回線
- [海保]：海上保安庁回線
- [電力]：電気事業者回線
- [南海]：南海電鉄回線
- [ガス]：大阪ガス回線
- [専用]：電気通信事業者の専用通信回線
- [消救]：消防救急無線（共通波）
- [相互]：防災相互通信用無線
- [放流警報]：ダム放流警報用無線
- [日赤]：赤十字用無線
- [アマ]：アマチュア無線
- [衛星電話]：衛星携帯電話





使送区間（使送距離 km）
防災相互通信用無線を運用できる機関（：常設、：常設以外）、使送対応が不可の機関
斜体文字の施設は、南海トラフ巨大地震による津波被害が想定される施設
（近畿地方非常通信協議会 平成25年度調査による）

3 発着信局までの距離

本計画は、県庁と市町村役場間の地域防災業務に用いられる場合が最も多いと考えられるので、発着信局までの使送距離はそれぞれ県庁および各市町村役場からの距離を代表表示した。

区 間	総合 信 頼 度	県庁 との 距 離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)
和歌山市 ⇔ 東京都	A		和歌山県庁 (防災企画課)	[消防][地星]	消防庁 (防災課)
	A	構内	和歌山県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	[警察]	警察庁警備局 (警備課災害対策室)
	A	0.8km	近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 (防災課)	[水防道路]	国土交通省 (電気通信室) (河川局防災課)
	A		和歌山県庁 (河川課、防災企画課)		
	A	1.1km	関西電力送配電 和歌山本部 (昼間：通信グループ) (夜間：和歌山給電制御所)	関西電力 送配電本店 [電力] (系統運用部 通信グループ) 休日夜間不在	電源開発本店 (総務部 総務・法務室 危機管理・防災タスク) (夜間：ネットワーク システムセンター)
	B	2.1km	和歌山海上保安部 (警備救難課)	[海保]	海上保安庁 (警備救難部運用司令センター)
和歌山市 ⇔ 大阪市	A		和歌山県庁 (防災企画課)	[地星][消防]	大阪府庁 (危機管理室消防救助課)
	A	0.8km	近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 (防災課)		近畿地方整備局 (情報通信技術課)
	A		和歌山県庁 (河川課、防災企画課)	[水防道路]	大阪府庁 (河川課)
	A	1.1km	関西電力送配電 和歌山本部 (昼間：通信グループ) (夜間：和歌山給電制御所)	[電力]	関西電力送配電本店 (系統運用部 通信グループ)
	A	1.5km	大阪ガスネットワーク 南部事業部和歌山事業所 (緊急修繕第3グループ)	大阪ガスネットワーク 南部事業部 [ガス]	大阪ガスネットワーク本社 (供給指令部)
	B	1.5km	南海和歌山市駅 (駅事務室内勤)	[南海]	南海電気鉄道本社 (運輸部運輸指令)
	B	2.1km	和歌山海上保安部 (警備救難課)	[海保]	大阪海上保安監部 (警備救難課)

中央
防 災
無 線
網

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県庁 との 距離
和歌山・ 海草地方 和歌山市 (総合防災課) ↔ 和歌山県庁	A		和歌山市 (総合防災課)(消防局)	----- [専用][地星]	和歌山県庁 (防災企画課)	
	A		和歌山市 (消防局)	----- [消救]	和歌山県庁 (危機管理・消防課)	
	A		和歌山市 (消防局)(総合防災課)	----- [相互]	和歌山県庁 (防災企画課)	
海南市 (危機管理課) ↔ 和歌山県庁	A		海南市役所	----- [専用][地星]	和歌山県庁 (防災企画課)	
	B	4.2km	<u>海南市消防本部</u> (警防課)	----- [相互]	和歌山県庁 (防災企画課)	
	B	1.9km	市総合体育館	----- [衛星電話]	和歌山県庁 (防災企画課)	
	A	0.7km	近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 海南国道維持出張所	----- [水防道路]	和歌山県庁 (河川課、防災企画課)	
	B	4.2km	<u>海南市消防本部</u> (警防課)	----- [消救]	和歌山県庁 (危機管理・消防課)	
	B	4.2km	<u>海南警察署</u> (地域課)	----- [警察]	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	構内
	B	12.5km	海南海上保安署	----- [海保]	和歌山海上保安部 (警備救難課)	2.1km
紀美野町 (総務課) ↔ 和歌山県庁	A		紀美野町役場	----- [専用][地星]	和歌山県庁 (防災企画課)	
	A	1.8km	紀美野町消防本部 (警防課)	----- [相互]	和歌山県庁 (防災企画課)	
	B	2.5km	町総合福祉センター (町庁舎代替施設)	-----		
	B	1.8km	紀美野町消防本部 (警防課)	----- [消救]	和歌山県庁 (危機管理・消防課)	
	B			----- [衛星電話]		
	B	0.8km	野上交番	----- [警察]	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	構内

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県施設 との 距離
那賀地方 紀の川市 (危機管理 消防課) ←→ 那賀振興局	A		紀の川市役所	那賀振興局 (総務県民課)	隣接
	A			[専用][地星]		
	B	1.1km	打田交番	-----	岩出警察署 (地域課)	
	B	4.3km	粉河交番	-----		
紀の川市 (危機管理 消防課) ←→ 和歌山県庁	A		紀の川市役所	和歌山県庁 (防災企画課)	0.2km
	A			[専用][地星]		
	B	4.9km	関西電力送配電 粉河技術サービスセンター (移動無線基地局) 休日夜間不在	-----	関西電力送配電 橋本配電営業所 (橋本市ルートへ)	
	B	4.5km 1km	赤十字特別救護隊 山田 啓三 (JA3FRI・桃山町段) [アマ] 井尻 智久 (JO3PYR・上野)	-----	赤十字特別救護隊本部 (JA3YQJ・JA3ZBG) (日赤和歌山県支部)	
B		JARL 紀の川市防災ボランティア 基地局 (JL3ZFE)、メンバー	-----			
岩出市 (総務課) ←→ 和歌山県庁	A		岩出市役所	和歌山県庁 (防災企画課)	構内
	A	1.4km	那賀振興局 (総務県民課)		
	A	0.8km	那賀消防組合 (通信指令室)	-----	和歌山県庁 (危機管理・消防課)	
	B		岩出市役所	-----	和歌山県庁 (防災企画課)	
	A	1.5km	岩出警察署 (地域課)	-----	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	
	A	1.5km	近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 船戸出張所	-----	和歌山県庁 (河川課、防災企画課)	

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県施設 との 距離	
伊都地方 橋本市 (危機管理室) ↔ 和歌山県庁	A B	0.8km	橋本市役所	和歌山県庁 (防災企画課)	構内	
	A		伊都振興局 (総務県民課)			
	A B	0.1km	橋本市消防本部 (橋本・伊都地域消防指令センター)	[相互]	和歌山県庁 (防災企画課)		
	A	0.1km	橋本市消防本部 (橋本・伊都地域消防指令センター)	[消救]	和歌山県庁 (危機管理・消防課)		
	A	0.8km	橋本警察署 (地域課)	[警察]	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)		
	A	0.2km	関西電力送配電 橋本配電営業所	[電力]	関西電力送配電 和歌山配電営業所		1km
	B	1.3km	南海橋本駅	[南海]	南海和歌山市駅 (駅事務室内勤)		1.5km
かつらぎ町 (危機管理課) ↔ 伊都振興局	A B A B	2.6km	かつらぎ町役場	伊都振興局 (総務県民課)	0.8km	
	A B		伊都消防組合 (警防課)	伊都振興局 (総務県民課)		
	A	2.6km	伊都消防組合 (警防課)	[消救]	橋本市消防本部 (橋本・伊都地域消防指令センター)		
	A	3.3km	かつらぎ警察署 (地域課)	[警察]	橋本警察署 (地域課)		隣接
かつらぎ町 (危機管理課) ↔ 和歌山県庁	A A B A A	2.6km	かつらぎ町役場	和歌山県庁 (防災企画課)	構内	
	A		伊都消防組合 (警防課)			
	B		かつらぎ町役場	[相互]	和歌山県庁 (防災企画課)		
	A	2.6km	伊都消防組合 (警防課)	[消救]	和歌山県庁 (危機管理・消防課)		
	A	3.3km	かつらぎ警察署 (地域課)	[警察]	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)		

区 間	総合信頼度	市町村役場との距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県施設との距離
九度山町 (地域防災課) ↔ 伊都振興局	B	0.7km	九度山町役場	伊都振興局 (総務県民課)	隣接
	B			[専用][地星]		
	B			[相互]		
	B		九度山駐在所	橋本警察署 (地域課)	
	B			[警察]		
九度山町 (地域防災課) ↔ 和歌山県庁	B	0.7km	九度山町役場	和歌山県庁 (防災企画課)	構内
	B			[専用][地星]		
	B			[相互]		
	B		九度山駐在所	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	
	B			[警察]		
高野町 (防災危機対策室) ↔ 伊都振興局	B	0.4km	高野町役場	伊都振興局 (総務県民課)	隣接
	A		高野町消防本部		
	B			[専用][地星]		
	B		高野町役場	伊都振興局 (総務県民課)	
	B			[相互]		
	B			[衛星電話]		
	B	0.1km	高野幹部交番	橋本警察署 (地域課)	
B	0.4km	高野町消防本部	橋本市消防本部 (橋本・伊都地域消防指令センター)	0.8km	
B	2.5km	南海ケーブル高野山駅	南海橋本駅	1km	
	B			[南海]		
高野町 (防災危機対策室) ↔ 和歌山県庁	B	0.4km	高野町役場	和歌山県庁 (防災企画課)	構内
	A		高野町消防本部		
	B			[専用][地星]		
	B			[相互]		
	B	0.4km	高野町消防本部	和歌山県庁 (危機管理・消防課)	
	B	0.1km	高野幹部交番	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	
B			[警察]			
B	2.5km	南海ケーブル高野山駅	南海和歌山市駅 (駅事務室内勤)	1.5km	
	B			[南海]		

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県施設 との 距離	
有田地方 有田市 (防災安全課) ↔ 有田振興局	A	0.1km	有田市役所	-----	有田振興局 (総務県民課)	1.7km	
	A		有田市消防本部 (警防課)	-----			
	B		有田市役所	-----	有田振興局 (総務県民課)		
	B	1.7km	<u>有田湯浅警察署</u> <u>有田分庁舎</u>	-----	<u>有田湯浅警察署</u> (地域課)		
	B	0.1km	有田市消防本部 (警防課)	-----	有田振興局 (総務県民課)		
	B	0.1km	有田市消防本部 (警防課)	-----	湯浅広川消防組合 (警防課)		1.2km
有田市 (防災安全課) ↔ 和歌山県庁	A	0.1km	有田市役所	-----	和歌山県庁 (防災企画課)	構内	
	A		有田市消防本部 (警防課)	-----			
	B		有田市役所	-----	和歌山県庁 (防災企画課)		
	B	0.1km	有田市消防本部 (警防課)	-----	和歌山県庁 (危機管理・消防課)		
B	1.7km	<u>有田湯浅警察署</u> <u>有田分庁舎</u>	-----	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)			
湯浅町 (総務課) ↔ 和歌山県庁	A	2km	湯浅町役場	-----	和歌山県庁 (防災企画課)	構内	
	A		有田振興局 (総務県民課)	-----			
	A	隣接	湯浅広川消防組合 (警防課)	-----	和歌山県庁 (危機管理・消防課)		
	B	3km	<u>有田湯浅警察署</u>	-----	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)		

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県施設 との 距離
広川町 (総務課) ⇔ 有田振興局	B		<u>広川町役場</u>	----- [専用][地星]	有田振興局 (総務県民課)	1.7km
	B	2.3km	南広小学校 (町庁舎代替施設)	----- [相互]	有田振興局 (総務県民課)	
	B	0.3km	<u>広駐在所</u>	----- [警察]	<u>有田湯浅警察署</u> (地域課)	
広川町 (総務課) ⇔ 和歌山県庁	B		<u>広川町役場</u>	----- [専用][地星]	和歌山県庁 (防災企画課)	構内
	B	0.3km	<u>広駐在所</u>	----- [警察]	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	
	A	2.2km	湯浅広川消防組合 (警防課)	----- [消救]	和歌山県庁 (危機管理・消防課)	
有田川町 (総務課) ⇔ 有田振興局	A		有田川町役場 吉備庁舎	----- [専用][地星]	有田振興局 (総務県民課)	1.2km 1.7km
	A	3.5km	有田川町消防本部 (通信指令課)	----- [相互]	有田振興局 (総務県民課)	
	A	3.5km	有田川町消防本部 (通信指令課)	----- [消救]	湯浅広川消防組合 (警防課)	
	B	1.5km	吉備交番	----- [警察]	<u>有田湯浅警察署</u> (地域課)	
	B	4.8km	金屋交番	----- [警察]		
有田川町 (総務課) ⇔ 和歌山県庁	A		有田川町役場 吉備庁舎	----- [専用][地星]	和歌山県庁 (防災企画課)	構内
	A	3.5km	有田川町消防本部 (通信指令課)	----- [相互]	和歌山県庁 (防災企画課)	
	A	3.5km	有田川町消防本部 (通信指令課)	----- [消救]	和歌山県庁 (危機管理・消防課)	
	B	1.5km	吉備交番	----- [警察]	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	
	B	4.8km	金屋交番	----- [警察]		

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県施設 との 距離
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">日高地方</div> 御坊市 (防災対策課) ↔ 和歌山県庁	A		御坊市役所	-----	和歌山県庁 (防災企画課)	構内
	B	0.9km	日高振興局 (総務県民課)	[専用][地星]		
	B	1km	<u>御坊市消防本部</u> (通信指令室)	-----		
	B	3.7km	市防災センター (市庁舎代替施設)	[相互]	有田振興局 (湯浅町ルートへ)	
	B		御坊市役所	-----	和歌山県庁 (防災企画課)	
	A	1.1km	御坊警察署 (地域課)	[警察]	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	
	B	1km	<u>御坊市消防本部</u> (通信指令室)	[消救]	和歌山県庁 (危機管理・消防課)	
美浜町 (防災まちづくり りみらい課) ↔ 日高振興局	B		<u>美浜町役場</u>	-----	日高振興局 (総務県民課)	0.4km
	B		<u>美浜町役場</u> (庁舎屋上)	[相互]		
	B	0.5km	<u>和田駐在所</u>	[警察]	御坊警察署 (地域課)	
美浜町 (防災まちづくり りみらい課) ↔ 和歌山県庁	B		<u>美浜町役場</u>	-----	和歌山県庁 (防災企画課)	構内
	B	0.5km	<u>和田駐在所</u>	[警察]	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県施設 との 距離	
日高町 (総務課) ↔ 日高振興局	A	0.6km	日高町役場	-----	日高振興局 (総務県民課)	0.4km	
	A		日高広域消防事務組合 (警防係)	[専用][地星]			
	B	0.6km	日高広域消防事務組合 (警防係)	-----	<u>御坊市消防本部</u> (通信指令室)		
	B	1.5km	日高中学校 (町庁舎代替施設)	-----	日高振興局 (総務県民課)		
	B	0.1km	高家駐在所	-----	御坊警察署 (地域課)		0.4km
日高町 (総務課) ↔ 和歌山県庁	A	0.6km	日高町役場	-----	和歌山県庁 (防災企画課)	構内	
	A		日高広域消防事務組合 (警防係)	[専用][地星]			
	A	0.6km	日高広域消防事務組合 (警防係)	-----	和歌山県庁 (危機管理・消防課)		
	B	0.1km	高家駐在所	-----	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)		
由良町 (総務政策課) ↔ 日高振興局	B		<u>由良町役場</u>	-----	日高振興局 (総務県民課)	0.4km	
	B			[専用][地星]			
	B	1km	<u>由良駐在所</u>	-----	御坊警察署 (地域課)		
	B	3.7km	ゆらこども園 (町庁舎代替施設)	-----	日高振興局 (総務県民課)		
由良町 (総務政策課) ↔ 和歌山県庁	B		<u>由良町役場</u>	-----	和歌山県庁 (防災企画課)	構内	
	B			[専用][地星]			
	B	1km	<u>由良駐在所</u>	-----	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)		

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県施設 との 距離	
印南町 (総務課) ↔ 日高振興局	A		印南町役場	-----	日高振興局 (総務県民課)	0.4km	
	B			[専用][地星]			

					[衛星電話]		
	A		印南町役場	-----	日高振興局 (総務県民課)		
B	0.8km	日高広域消防事務組合 消防署印南出張所	-----	<u>御坊市消防本部</u> (通信指令室)	0.4km		
B	0.6km	<u>印南駐在所</u>	-----	御坊警察署 (地域課)	0.4km		
				[警察]			
印南町 (総務課) ↔ 和歌山県庁	A		印南町役場	-----	和歌山県庁 (防災企画課)	構内	
	B			[専用][地星]			

					[衛星電話]		
	B	0.8km	日高広域消防事務組合 消防署印南出張所	-----	和歌山県庁 (危機管理・消防課)		
B		印南町役場	-----	西牟婁振興局 (田辺市ルートへ)			
B	0.6km	<u>印南駐在所</u>	-----	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)			
				[警察]			

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県施設 との 距離
みなべ町 (総務課) ↔ 日高振興局	B		<u>みなべ町役場</u>	----- [専用][地星]	日高振興局 (総務県民課)	
	B		<u>みなべ町役場</u>	----- [衛星電話][相互]	日高振興局 (総務県民課)	
	B	1.8km	日高広域消防事務組合 消防署南部出張所	----- [消防]	<u>御坊市消防本部</u> (通信指令室)	0.4km
	B	0.9km	<u>みなべ交番</u>	----- [警察]	御坊警察署 (地域課)	0.4km
	B	3.5km	町生涯学習センター (町庁舎代替施設)	----- [相互]	日高振興局 (総務県民課)	
みなべ町 (総務課) ↔ 和歌山県庁	B		<u>みなべ町役場</u>	----- [専用][地星]	和歌山県庁 (防災企画課)	
	B			----- [衛星電話]		
	B	1.8km	日高広域消防事務組合 消防署南部出張所	----- [消防]	和歌山県庁 (危機管理・消防課)	
	B	0.9km	<u>みなべ町役場</u>	----- [相互]	西牟婁振興局 (田辺市ルートへ)	
	B	0.9km	<u>みなべ交番</u>	----- [警察]	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	構内
日高川町 (総務課) ↔ 日高振興局	A		日高川町役場	----- [専用][地星]	日高振興局 (総務県民課)	
	B			----- [相互]		
	B	4km	玄子駐在所	----- [警察]	御坊警察署 (地域課)	0.4km
	B	km	日高広域消防事務組合 消防署中津出張所	----- [消防]	<u>御坊市消防本部</u> (通信指令室)	0.4km
日高川町 (総務課) ↔ 和歌山県庁	A		日高川町役場	----- [専用][地星]	和歌山県庁 (防災企画課)	
	B	4km	玄子駐在所	----- [警察]	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	構内
	B	km	日高広域消防事務組合 消防署中津出張所	----- [消防]	和歌山県庁 (危機管理・消防課)	

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県施設 との 距離
西牟婁地方 田辺市 (防災まち づくり課) ↔ 和歌山県庁	B		<u>田辺市役所</u>	-----	和歌山県庁 (防災企画課)	
	A	3.2km	田辺市消防本部 (消防指令センター) (市庁舎代替施設)	[専用][地星]		
	A	2.3km	西牟婁振興局 (総務県民課)	-----		
	A	3.2km	田辺市消防本部 (消防指令センター)	[消救]	和歌山県庁 (危機管理・消防課)	
	A	1.9km	田辺警察署 (地域課)	[警察]	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	構内
	A	3.3km	近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 (道路管理課)	[水防道路]	和歌山県庁 (河川課、防災企画課)	
	A	1.8km	近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 田辺国道維持出張所			
	B	2.2km	<u>田辺海上保安部</u> (警備救難課)	[海保]	和歌山海上保安部 (警備救難課)	2.1km
	B	1.9km	<u>関西電力送配電</u> <u>田辺電力所</u>	[電力]	関西電力送配電 和歌山本部 (昼間：通信グループ) (夜間：和歌山給電制御所)	1.1km
	B	40km	赤十字特別救護隊 小川 貴史(龍神村広井原)	[衛星電話]	赤十字特別救護隊本部 (JA3YQJ・JA3ZBG) (日赤和歌山県支部)	0.2km
B	56.5km	田辺市 本宮行政局	[放流警報]	電源開発 二津野ダム [電力]	関西電力送配電 和歌山本部	1.1km

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県施設 との 距離
白浜町 (地域防災課) ⇔ 西牟婁振興局	B		白浜町役場	[専用][地星]	西牟婁振興局 (総務県民課)	0.8km
	A	1.4km	白浜町消防本部 (警防係)	[消救]	田辺市消防本部 (消防指令センター)	
	B		白浜町日置川事務所	[専用]		
	B	1.4km	白浜町消防本部 (警防係)	[相互]	西牟婁振興局 (総務県民課)	
	A	1.7km	白浜警察署 (地域課)	[警察]	田辺警察署 (地域課)	
白浜町 (地域防災課) ⇔ 和歌山県庁	B		白浜町役場	[専用][地星]	和歌山県庁 (防災企画課)	構内
	A	1.4km	白浜町消防本部 (警防係)	[消救]	和歌山県庁 (危機管理・消防課)	
	B		白浜町日置川事務所	[専用]		
	A	1.7km	白浜警察署 (地域課)	[警察]	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	
	B	1.4km	白浜町消防本部 (警防係)	[相互]	日高振興局 (御坊市ルートへ)	
	B	km	<u>白浜町役場</u> <u>日置川事務所</u> [電力]	<u>関西電力送配電</u> <u>田辺電力所</u>	<u>関西電力送配電</u> 和歌山本部 (昼間：通信グループ) (夜間：和歌山給電制御所)	

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県施設 との 距離
上富田町 (総務課) ↔ 西牟婁振興局	A		上富田町役場	----- [専用][地星]	西牟婁振興局 (総務県民課)	0.8km
	B	0.2km	上富田文化会館 (町庁舎代替施設)	----- [相互]	西牟婁振興局 (総務県民課)	
	A	0.5km	上富田消防署	----- [消救]	田辺市消防本部 (消防指令センター)	
	B	1.5km	上富田交番	----- [警察]	白浜警察署 (白浜町ルートへ)	
上富田町 (総務課) ↔ 和歌山県庁	A		上富田町役場	----- [専用][地星]	和歌山県庁 (防災企画課)	構内
	B	0.5km	上富田消防署	----- [消救]	和歌山県庁 (危機管理・消防課)	
	B	1.5km	上富田交番	----- [警察]	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	
すさみ町 (総務課) ↔ 西牟婁振興局	B		<u>すさみ町役場</u>	----- [専用][地星]	西牟婁振興局 (総務県民課)	0.8km
	A	1.6km	すさみ消防署 (町防災センター構内)	----- [消救]	田辺市消防本部 (消防指令センター)	
	B				白浜町消防本部 (白浜町ルートへ)	
	B	1.6km	すさみ幹部交番 (町防災センター隣接)	----- [警察]	白浜警察署 (白浜町ルートへ)	
	B	km	旧江住小学校	----- [相互]	東牟婁振興局 (総務県民課)	
すさみ町 (総務課) ↔ 和歌山県庁	B		<u>すさみ町役場</u>	----- [専用][地星]	和歌山県庁 (防災企画課)	構内
	A	1.6km	すさみ消防署 (町防災センター構内)	----- [消救]	和歌山県庁 (危機管理・消防課)	
	B	1.6km	すさみ幹部交番 (町防災センター隣接)	----- [警察]	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	
	B	km	旧江住小学校	----- [相互]	東牟婁振興局 (新宮市ルートへ)	

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県施設 との 距離
東牟婁地方 新宮市 (防災対策課) ↔ 和歌山県庁	A		新宮市役所	-----	和歌山県庁 (防災企画課)	
	A	0.7km	東牟婁振興局 (総務県民課)	----- [専用][地星]		
	A	1.3km	新宮市消防本部 (通信指令係)	----- [消防]	和歌山県庁 (危機管理・消防課)	
	A	0.8km	近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 新宮国道維持出張所、新宮川出張所	----- [水防道路]	和歌山県庁 (河川課、防災企画課)	
	A	2.7km	新宮警察署 (地域課)	----- [警察]	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	構内
	A	1km	関西電力送配電 新宮電力所	----- [電力]	関西電力送配電 和歌山本部 (昼間：通信グループ) (夜間：和歌山給電制御所)	1.1km
	B	1.3km	新宮市消防本部 [放流警報]	----- 電源開発 北山川電力所 [電力]	関西電力送配電 和歌山本部 (昼間：通信グループ) (夜間：和歌山給電制御所)	1.1km
	B	0.7km	東牟婁振興局 (新宮建設部)	-----		
	B	5km	新宮市役所 三輪崎支所	----- [衛星電話]	和歌山県庁 (防災企画課)	
	B	1km 7km	<u>赤十字特別救護隊</u> 樋川 守 (JO3WYZ・下田) 西 雅也 (JP3DXZ・佐野)	----- [アマ]	赤十字特別救護隊本部 (JA3YQJ・JA3ZBG) (日赤和歌山県支部)	0.2km

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県施設 との 距離
那智勝浦町 (総務課) ↔ 東牟婁振興局	B		<u>那智勝浦町役場</u>	[専用][地星]	東牟婁振興局 (総務県民課)	
	A	0.9km	那智勝浦町消防本部 (警防課)	[相互]	東牟婁振興局 (総務県民課)	
	A	0.9km	那智勝浦町消防本部 (警防課)	[消救]	新宮市消防本部 (通信指令係)	1km
	B	0.8km	<u>勝浦交番</u>	[警察]	新宮警察署 (地域課)	2km
那智勝浦町 (総務課) ↔ 和歌山県庁	B		<u>那智勝浦町役場</u>	[専用][地星]	和歌山県庁 (防災企画課)	
	A	0.9km	那智勝浦町消防本部	[消救]	和歌山県庁 (危機管理・消防課)	
	B	0.8km	<u>勝浦交番</u>	[警察]	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	構内
太地町 (総務課) ↔ 東牟婁振興局	B		<u>太地町役場</u>	[専用][地星]	東牟婁振興局 (総務県民課)	
	B	0.7km	町多目的センター (町庁舎代替施設)	[相互]	東牟婁振興局 (総務県民課)	
	B		<u>太地町役場</u>	[消救]	新宮市消防本部 (通信指令係)	1km
	A	1km	消防太地無線局 (代替指揮所)			
B	0.1km	<u>太地駐在所</u>	[警察]	新宮警察署 (地域課)	2km	
太地町 (総務課) ↔ 和歌山県庁	B		<u>太地町役場</u>	[専用][地星]	和歌山県庁 (防災企画課)	
	B		<u>太地町役場</u>	[消救]	和歌山県庁 (危機管理・消防課)	
	A	1km	消防太地無線局 (代替指揮所)			
	B	0.1km	<u>太地駐在所</u>	[警察]	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	構内

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県施設 との 距離
古座川町 (総務課) ↔ 東牟婁振興局	A	km 0.8km	古座川町役場	-----	東牟婁振興局 (総務県民課)	2km
	B			[専用][地星]		
	B		愛宕総合避難施設 (町庁舎代替施設)	-----	東牟婁振興局 (総務県民課)	
	B		高池駐在所	-----	新宮警察署 (地域課)	
古座川町 (総務課) ↔ 和歌山県庁	A	0.8km	古座川町役場	-----	和歌山県庁 (防災企画課)	構内
	B			[専用][地星]		
	B		高池駐在所	-----	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	
北山村 (総務課) ↔ 東牟婁振興局	A	0.1km 0.1km 0.1km	北山村役場	-----	東牟婁振興局 (総務県民課)	1km 2km
	B			[専用][地星]		
	B		北山村村民会館 (村庁舎代替施設)	-----	東牟婁振興局 (総務県民課)	
	B		北山村役場	-----	新宮市消防本部 (通信指令係)	
	B		北山駐在所	-----	新宮警察署 (地域課)	
	B		北山村役場	-----	東牟婁振興局 (新宮建設部)	
北山村 (総務課) ↔ 和歌山県庁	A	0.1km	北山村役場	-----	和歌山県庁 (防災企画課)	構内
	B			[専用][地星]		
	B		北山村役場	-----	和歌山県庁 (危機管理・消防課)	
	B		北山駐在所	-----	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	
	B		北山村役場	-----	関西電力送配電 和歌山本部	

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県施設 との 距離
串本町 (総務課 防災・防犯 G) ⇔ 東牟婁振興局	A	0.7km	串本町役場	-----	東牟婁振興局 (総務県民課)	1km 2km 0.5km
	A		串本町消防本部 (警防係)	----- [専用][地星]		
	B	0.7km	町消防防災センター (町庁舎代替施設)	----- [相互]	東牟婁振興局 (総務県民課)	
	A	0.7km	串本町消防本部 (警防係)	----- [消救]	新宮市消防本部 (通信指令係)	
	B	1.4km	<u>新宮警察署</u> <u>串本分庁舎</u>	----- [警察]	新宮警察署 (地域課)	
	A	0.4km	近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 串本国道維持出張所	----- [水防道路]	近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 新宮国道維持出張所	
	B			----- [衛星電話]	東牟婁振興局 (新宮建設部、総務県民課)	
	B		串本町役場	----- [衛星電話]	東牟婁振興局 (総務県民課)	
串本町 (総務課 防災・防犯 G) ⇔ 和歌山県庁	A	0.7km	串本町役場	-----	和歌山県庁 (防災企画課)	構内 2.1km
	A		串本町消防本部 (警防係)	----- [専用][地星]	和歌山県庁 (危機管理・消防課)	
	B	1.4km	<u>新宮警察署</u> <u>串本分庁舎</u>	----- [警察]	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	
	A	0.4km	近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 串本国道維持出張所	----- [水防道路]	和歌山県庁 (河川課、防災企画課)	
	B	0.2km	串本海上保安署	----- [海保]	和歌山海上保安部 (警備救難課)	
	B		串本町役場	----- [衛星電話]	東牟婁振興局 (総務県民課)	
	B			----- [衛星電話]		

通信インフラ復旧支援 マニュアル

令和6年1月

和歌山県情報通信分野災害時応急活動担当者連絡会
(通災連絡会)

目 次

第1編 総則

1	目的	2
2	発動要件	2
3	適用区分	3
4	主体	4
5	連絡経路	4
6	連絡手段	5
7	連絡内容	5
8	現地情報連絡員（リエゾン）	5
9	情報・機材・人員の県への連絡・参集等	5

第2編 被害情報報告

1	目的	7
2	対応概要	7
3	対応フロー（発災～6時間）	9
様式1-1	通信障害報告様式	11
様式1-1	通信障害報告様式 記載例	12
様式1-1	通信障害報告様式 記載要領	14
様式1-2	県内の通信障害に係る対応体制（通信事業者）	15
様式1-2	県内の通信障害に係る対応体制（通信事業者） 記載例	16
様式1-2	県内の通信障害に係る対応体制（通信事業者） 記載要領	17
様式1-3	通信インフラの通信状況 兼 臨時通信インフラの整備要望様式	18
様式1-3	通信インフラの通信状況 兼 臨時通信インフラの整備要望様式 記載例	22
様式1-3	通信インフラの通信状況 兼 臨時通信インフラの整備要望様式 記載要領	23

第3編 復旧協力依頼

1	目的	25
2	対応概要	25
3	対応フロー	26
様式2-1	協力依頼様式（道路通行）	27

様式2-1	協力依頼様式（道路通行）記載例	28
様式2-1	協力依頼様式（道路通行）記載要領	29
様式2-2	協力依頼様式（用地提供）	30
様式2-2	協力依頼様式（用地提供）記載例	31
様式2-2	協力依頼様式（用地提供）記載要領	32

第4編 臨時通信インフラの整備

1	目的	34
2	対応概要	34
3	対応フロー	35
様式1-3	通信インフラの通信状況 兼 臨時通信インフラの整備要望様式	36
様式1-3	通信インフラの通信状況 兼 臨時通信インフラの整備要望様式 記載例	40
様式1-3	通信インフラの通信状況 兼 臨時通信インフラの整備要望様式 記載要領	41

※「第2編 通信障害報告及び通信インフラへの通信状況報告」に基づき報告する。

第5編 衛星携帯電話等の配布

1	目的	43
2	対応概要	43
3	対応フロー	44
様式3	衛星携帯電話貸与要望様式	45
様式3	衛星携帯電話貸与要望様式 記載例	46
様式3	衛星携帯電話貸与要望様式 記載要領	47

第6編 きのくにe-ねっと応急復旧

1	目的	49
2	対応概要	49
3	復旧フロー	50

第7編 別添資料

別表1	通災連絡会（連絡窓口）	55
参考1	和歌山県災害対策本部（本庁）組織図	57
参考2	ライフライン機関情報連絡ルート図	58

第 1 編

総 則

1 目的

南海トラフ巨大地震等の大規模な災害が発生した場合、ライフラインの一つである通信インフラの被害状況の把握や復旧対応は、住民の安全や生活に大きな影響を与えるとともに、行政機関その他の災害応急対策の実施に密接に関連する。

しかし、各機関の復旧対応の違いにより情報が錯綜することが考えられるため、これらの状況を考慮し、通信インフラの被害状況の把握や復旧対応を迅速に実施することは非常に重要であると言える。

本マニュアルは、通信事業者・行政機関の連絡窓口、連絡手段、連絡内容を明確にし、大規模災害発生時における迅速で効果的な災害応急活動の実施に資することを目的とする。

2 発動要件

本マニュアルは、以下の場合に発動する。

- (1) 大規模な地震の発生等により、和歌山県災害対策本部が設置（参考1）され、和歌山県デジタル社会推進課から被害状況報告等を依頼したとき
- (2) 和歌山県災害対策本部は設置されていないが、気象警報発表等（参考2）に応じて和歌山県デジタル社会推進課から被害状況報告等を依頼したとき

【参考1】和歌山県災害対策本部設置基準

- ①和歌山県に大津波警報が発表されたとき
- ②地震が発生し、県内で震度6弱以上を記録したとき
- ③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき
- ④知事が必要と認めたとき

※和歌山県地域防災計画基本計画編第3編災害応急対策計画第1章防災組織計画第1節組織計画及び同計画地震・津波災害対策計画編第4編災害応急対策計画第1章防災組織計画第1節組織計画

【参考2】 気象警報の発表等

- ①和歌山県に津波警報が発表されたとき
- ②地震が発生し、県内で震度5弱又は5強を記録したとき
- ③和歌山県のリアルタイム地震・津波関連情報表示システムにより、津波からの避難を呼びかける緊急速報メールが配信されたとき
- ④南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき
- ⑤大雨、暴風、波浪、高潮、暴風雪又は大雪のいずれかの特別警報が発表されたとき
- ⑥和歌山県において水防配備態勢3号が発令されたとき（事態が切迫し、大規模な水防活動の必要が予想される時）
- ⑦和歌山県危機管理監が必要と認めたとき
- ⑧上記にかかわらず、和歌山県デジタル社会推進課が被害状況の把握が必要と認めたとき

3 適用区分

通信インフラについて、応急的に使用可能となるまでの応急復旧が完了するまでを対象とし、次の場合において適用する。

- (1) 地震・津波災害
災害発生後から応急復旧が完了するまでの間
- (2) 風水害
風水害による災害発生前から災害発生後の応急復旧が完了するまでの間
- (3) 国民保護法に規定される武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害
武力攻撃による災害及び大規模テロ等による災害発生後から応急復旧が完了するまでの間
- (4) その他の大規模災害等
大規模な停電、通信障害、事故等の発生後から応急復旧が完了するまでの間

4 主体

災害時、通信インフラを復旧するために必要な情報、機材、サービス、規制上の便宜供与等の授受を踏まえ、次のとおりとする。（連絡窓口は別表1のとおり）

(1) 通信事業者

【固定電話】

- ・西日本電信電話株式会社
- ・株式会社オプテージ
- ・JCOM株式会社
- ・株式会社ZTV
- ・株式会社サイバーリンクス

【携帯電話】

- ・株式会社NTTドコモ
- ・KDDI株式会社
- ・ソフトバンク株式会社
- ・楽天モバイル株式会社

(2) 行政機関

- ・県内30市町村
- ・総務省近畿総合通信局
- ・和歌山県デジタル社会推進課

5 連絡経路

県内外及び県内間の連絡において、和歌山県デジタル社会推進課（県災害対策本部総合統制室 ライフライン班通信G）をハブとし、県内の市町村、通信事業者等から提供される情報、機材等を一旦県に集約し、県において整理、分析、マッチング等を行うとともに、市町村、通信事業者等からの情報等の提供依頼に対して、県が一元的に対応することで、冗長的な連絡を減らし、効率化する。（図1）

ただし、復旧マニュアル等に基づき個々のオペレーションを行う際には、各主体の担当者同士の密接な連携・連絡は必須であり、その場合、県を経由せず直接連絡することを妨げない。

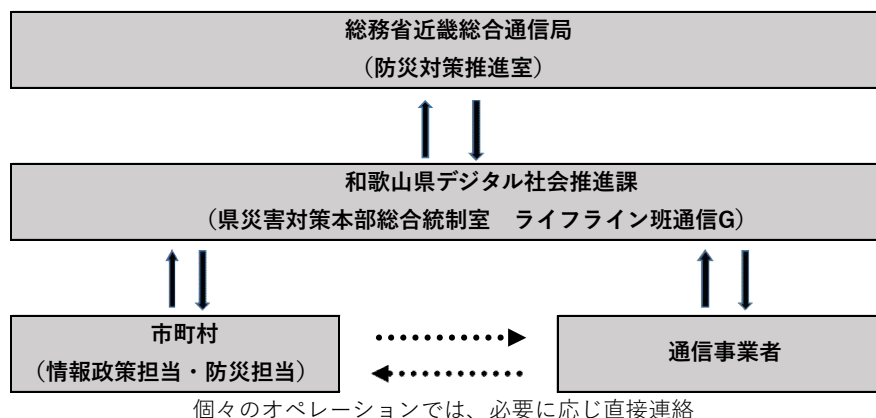


図1 主体間の連絡経路

6 連絡手段

主体間の情報伝達のための連絡手段は、『電話』を第一手段とし、確実な連絡を行う。ただし、規定様式での報告等は、『電子メール』を利用することにより適宜効率化を図るとともに、必要に応じて『FAX』を補完的手段として利用する。

7 連絡内容

各主体は、次のオペレーションを行うために、次編以降に規定する対応フローにより連携する。

- (1) 通信障害報告及び通信インフラの通信状況報告（第2編）
- (2) 復旧協力依頼（第3編）
- (3) 臨時通信インフラの整備（第4編）
- (4) 衛星携帯電話の配布（第5編）
- (5) きのくにe-ねっと応急復旧（第6編）

8 現地情報連絡員（リエゾン）

通信事業者は、可能な限り和歌山県に対して現地情報連絡員を派遣し、情報共有体制の強化を図る。なお、市町村への派遣は、必要性和可能性を判断した上で行うものとする。

9 情報・機材・人員の県への連絡・参集等

(1) 情報

県へ情報提供する場合は以下の連絡先とする。

TEL : (第1) 073-441-2405 (第2) 050-5363-1621 FAX : 073-428-1136 E-mail: e020400e@pref.wakayama.lg.jp

(2) 機材・人員

県に持参・参集する場合は以下の場所とする。

和歌山県庁 南別館2階 防災対策室 (和歌山市湊通丁北1丁目2-1)

第2編

通信障害報告及び 通信インフラの通信状況報告

目 的

災害により通信インフラに障害が発生した際には、住民への情報提供はもとより適切な復旧・復興活動を行うためにも、当該被災状況その他の情報を行政機関が把握することは必須となっている。

しかし、明確なルールがない、または、関係者間で互いに共有できていないという状況では、報告の遅延や情報の錯綜、不効率な伝達等が起こり得る。

そこで、障害状況や復旧状況などの報告について、共通様式とともにフェーズ毎の行動手順を定め、関係機関で共有することが重要となる。

本マニュアルは、通信障害が発生した場合の行政機関への報告について、あらかじめ明確にすることで迅速かつ効果的な実施に資することを目的とする。

対 応 概 要

関係機関が効率的に情報を共有し相互の連携を図るため、県は通信事業者や近畿総合通信局からの通信インフラの被災状況や復旧状況及び市町村からの通信インフラの通信状況を一元的に収集・集約し、関係機関と情報を共有する。

(1)通信事業者

県に対して、通信インフラ被災による通信障害の状況や復旧状況を【様式1-1】により以下のとおり、マニュアルの発動直後2時間以内を目途に速報として報告。以降は原則として、おおむね3時間から4時間ごとを目安に続報を報告(続報については、19時から7時までの間は、前回報告より大きな通信障害の状況等が変化しない限り報告の必要はないものとする)。なお、被害状況に応じて県デジタル社会推進課から報告時間を連絡する場合がある。

- ①速報 : 通信障害等の概要を報告
- ②続報 : 通信障害等の詳細や復旧見込を報告

※被害状況に応じて、県内の通信障害に係る対応体制について、県デジタル社会推進課から【様式1-2】の報告を依頼する場合がある。

(2)県(デジタル社会推進課)

通信事業者からの県内の被災状況や復旧状況及び市町村からの通信インフラの通信状況を収集するとともに、必要に応じて近畿総合通信局から他府県の被災状況を収集、これらの情報を整理・集約し、随時県防災担当課や関係機関と共有

(3)市町村

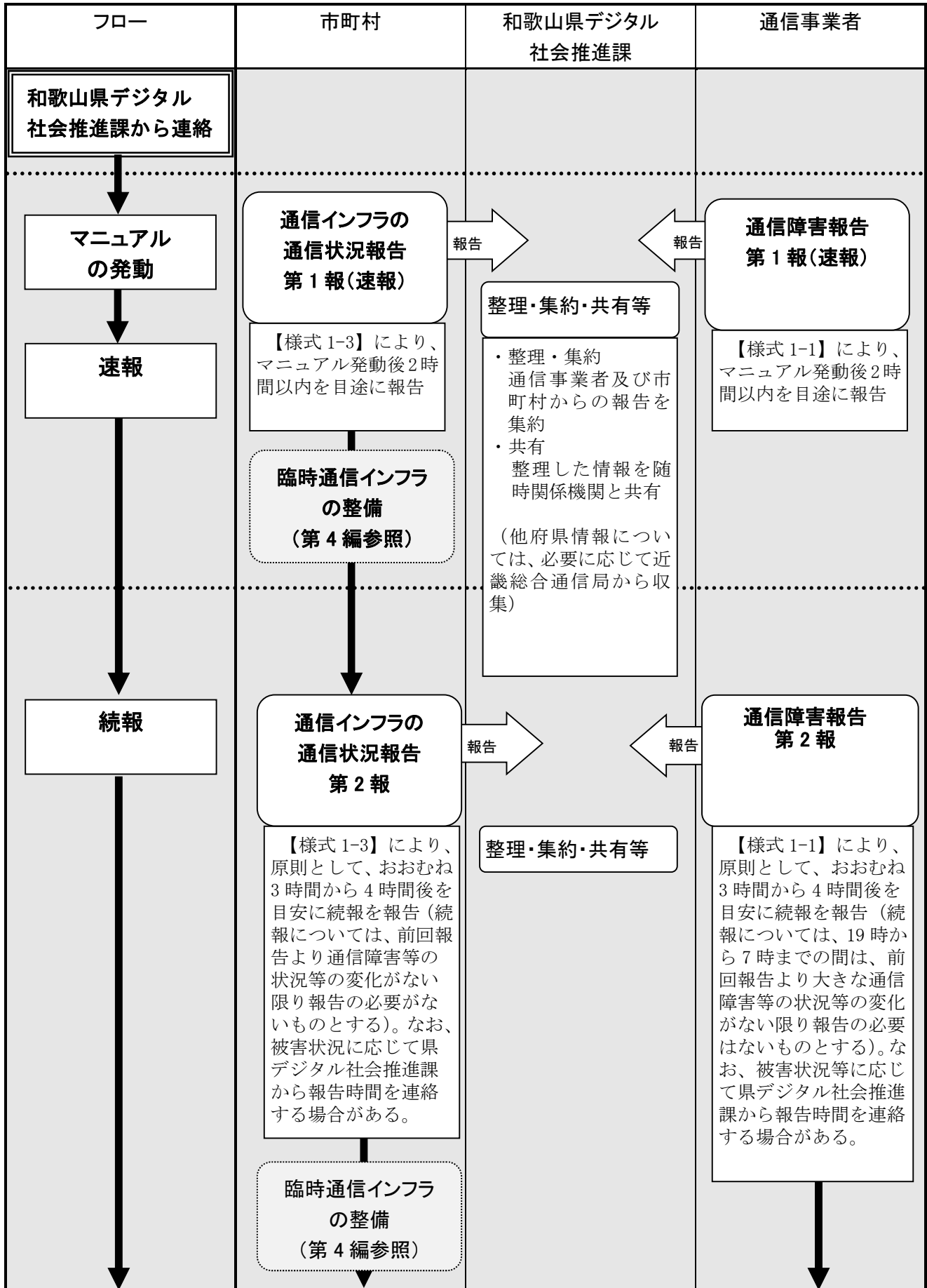
県に対して、市町村の通信インフラの通信状況を【様式1-3】により、マニュアル発動後2時間以内を目途に速報として報告。以降は原則として、おおむね3時間から4時間ごとを目安に報告(続報については、前回報告より通信障害の状況等が変化しない限り報告の必要はないも

のとする。)なお、被害状況に応じて県デジタル社会推進課から報告時間を連絡する場合がある。

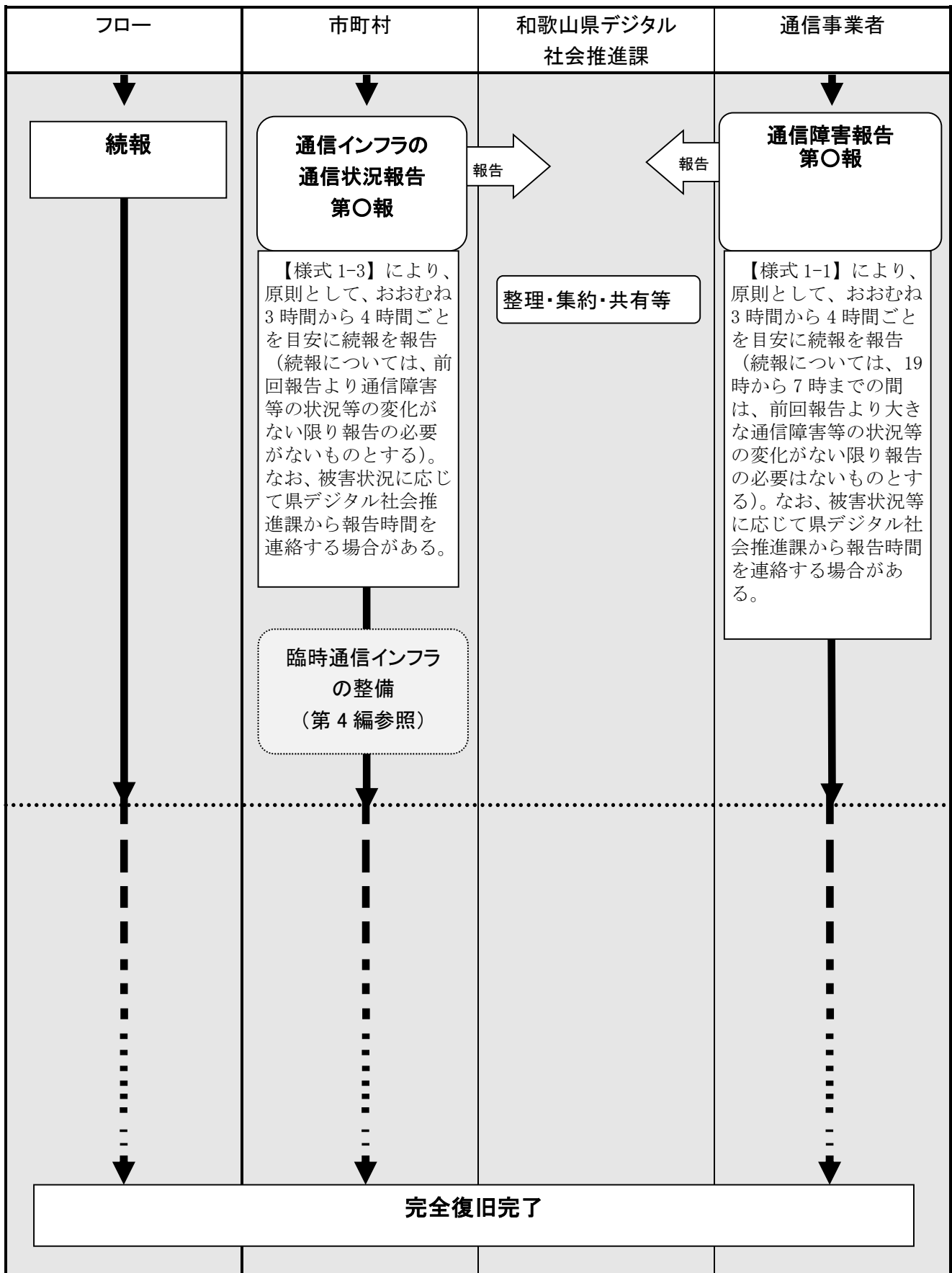
(4)近畿総合通信局

他府県の被災状況を把握し、県に対し情報提供

対応フロー



対応フロー



様式1-1 通信障害報告様式

通信事業者	
担当者	
報告日時	

No.	発生状況		発生原因	措置模様 (障害対応状況)	復旧日時
	地域	状況			
1					
2					
3					
4					

【様式1-1】 通信障害報告様式 記載例

【ケース1: マニュアル発動直後等障害発生地域の詳細な特定ができない場合など】

No.	発生状況		発生原因	措置模様 (障害対応状況)	復旧日時
	障害発生地域	状況			
1	〇〇市、〇〇町、〇〇村		不明	不明であれば「不明」と明記	
2	紀南地域沿岸部全域	伝送路断線の可能性あり。	不明		

【ケース2: 続報として新たな情報を報告する場合】

No.	発生状況		発生原因	措置模様 (障害対応状況)	復旧日時
	障害発生地域	状況			
1	和歌山県沿岸部全域	—	不明	〇月〇日8:30 障害認知 〇月〇日9:00 原因調査開始	
1	〇〇市	市町村ごとに通信障害が発生している割合を	伝送路断線	〇月〇日8:30 障害認知 〇月〇日9:00 原因調査開始 〇月△日12:00 原因判明、応急復旧手配	
1	〇〇市	通信障害 〇〇市 約4割	伝送路断線	〇月〇日8:30 障害認知 〇月〇日9:00 原因調査開始 〇月△日12:00 原因判明、応急復旧手配	(復旧見込み) 〇月〇日 17:00頃

【ケース3: 応急復旧等により、一部通信障害が復旧した場合】

No.	発生状況		発生原因	措置模様 (障害対応状況)	復旧日時
	障害発生地域	状況			
1	〇〇市	通信障害 〇〇市 約4割	停電	〇月〇日8:30 障害認知	
1	〇〇市 △△地区	通信障害 〇〇市 約1割	停電	〇月〇日8:30 障害認知 〇月〇日15:00 発動発電機にて給電開始	
1	〇〇市	通信障害 〇〇市 約1割	停電	〇月〇日8:30 障害認知 〇月〇日15:00 発動発電機にて給電開始 〇月△日10:00 移動電源車にて配備予定(〇〇地区)	(復旧見込み) 〇月△日12:00頃

【ケース4: 急復旧等により、通信障害が復旧した場合】

No.	発生状況		発生原因	措置模様 (障害対応状況)	復旧日時
	障害発生地域	状況			
1	〇〇市	通信障害 〇〇市 約1割	停電	〇月〇日8:30 障害認知	
(時間経過)					
1	〇〇市	通信障害 〇〇市 なし	停電	〇月〇日8:30 障害認知 〇月△日15:00 基地局エリア対応	(復旧済み) 〇月△日15:00 すべて復旧

判明した情報を
上書き修正

新たな情報を追記

【ケース5: 輻輳による通信規制を実施した場合】

No.	発生状況		発生原因	措置模様 (障害対応状況)	復旧日時
	障害発生地域	状況			
1	県内全域	通信規制を実施	輻輳	〇月〇日12:00 通信規制開始	-

通信規制実施
時その旨記載

【ケース6: 複数原因により障害が発生している場合】

No.	発生状況		発生原因	措置模様 (障害対応状況)	復旧日時
	障害発生地域	状況			
1	田辺以南	〇〇交換局の××付近及び△△付近中継 伝送路断線により田辺以南で障害発生。な お、串本町においては加入者系断線も発 生。	中継伝送路断線 加入者系断 線	〇月〇日8:30 障害認知 〇月〇日9:00 原因調査開始	-

まとめて記載し、状
況欄に詳細を記載

【ケース7: 交換局に障害が発生している場合】

No.	発生状況		発生原因	措置模様 (障害対応状況)	復旧日時
	障害発生地域	状況			
1	〇〇地区	〇〇交換局倒壊	交換局倒壊	〇月〇日8:30 障害認知 〇月〇日9:00 原因調査開始	-

倒壊した交換局がカ
バーしているエリア

< 記載要領 >

【様式 1-1】 通信障害報告様式

速報以後すべて本様式を使用し、直近報告分に追記（修正）していくものとする。なお、マニュアル発動後 2 時間以内の速報においては、通信障害の有無の把握を最優先とするため、判明している範囲で記載する。

1 発生状況

(1) 障害発生地域

原則、判明次第、市町村ごとに記載する。なお、輻輳による通信規制等、県内の広範囲にわたる場合はこの限りではない。

(2) 状況

市町村ごとに、当該通信障害により影響を受けている割合を記載する。

2 発生原因

「停電」、「伝送路断線」、「通信機器故障」、「局舎破損」等通信障害の原因について端的に記載する。なお、障害原因が複数ある場合は全て併記する。

3 措置模様(障害対応状況)

「現地調査開始」、「原因判明」、「復旧作業開始」、「発動発電機にて給電」、「移動電源車配備」、「移動基地局車配備」等復旧に向けた措置の状況について、日時とともに記載・追記する。

なお、「移動電源車」及び「移動基地局車」については、配備している地区名を記載する。

4 復旧日時

復旧日時を記載・追記する。なお、未復旧の市町村については、復旧見込みが判明次第、復旧見込み日時を記載・追記する。

様式1-2 県内の通信障害に係る対応体制(通信事業者)

通信事業者	
担当者	
報告日時	

対応体制	
人員・編成	
機材・設備等の確保状況 (配備状況)	

様式1-2 県内の通信障害に係る対応体制(通信事業者) 記載例

通信事業者	
担当者	
報告日時	

対応体制	
人員・編成	(人員) 200名 ・和歌山県内人員 100名 ・他県より100名支援人員到着済 (編成) 和歌山市拠点 100名 田辺市拠点 100名
機材・設備等の確保状況 (配備状況)	特設公衆電話 ○か所 ポータブル衛星装置 ○台 発動発電機 ○台 移動電源車 ○台(うち○台 ○○に配備済) 移動基地局車 ○台(うち○台 ○○に配備済) □□□□□ ○台 ・ ・ ・ ・

< 記載要領 >

【様式 1-2】 県内の通信障害に係る対応体制

県内の通信障害に係る対応体制を記載する。

1 人員・編成

県内の通信障害の復旧に対応している人員・編成を記載する。

2 機材・設備等の確保状況（配備状況）

県内に発動及び配備している「特設公衆電話」、「ポータブル衛星装置」、「発動発電機」、「移動電源車」、「移動基地局車」、等の情報を記載する。

様式1-3 通信インフラの通信状況 兼 臨時通信インフラの整備要望様式 記載例

※マニュアル「第2編 通信障害報告及び通信インフラの通信状況報告」、「第4編 臨時通信インフラの整備」の共通様式

市町村	
担当者	
報告日時	

※通信状況：○…利用可 / △…利用しづらい / ×…利用不可 / …確認できず不明

市町村名	本庁舎・行政局 及び避難所等	住所	住所	住所	通信インフラの通信状況											臨時通信インフラの整備要望				備考				
					固定電話						携帯電話				防災 行政無線	衛星 携帯電話	その他	要望	優先 順位		要望	優先 順位		
					NTT 西日本	オプテージ	ジュビター テレコム	ZTV	サイバー リンクス	その他	不明	docomo	KDDI	SoftB ank									楽天 モバイル	
〇〇市	本庁舎	〇〇市●●	xxxxx	xxxxxxxxxxx	・固定電話の通信事業者がわかる場合は、該当する通信事業者欄に、通信事業者が不明な場合は、「不明」欄に通信状況を記載する。 ・固定電話の事業者がその他の場合は「その他」欄に通信状況を、「備考」欄に通信事業者名を記載する。						・携帯電話の通信事業者ごとに通信状況を記載する。				○	○							電源有り。災害対応に利用	
	〇〇支所	〇〇市〇〇	xxxxx	xxxxxxxxxxx											×	×								
	□□支所	〇〇市□□	xxxxx	xxxxxxxxxxx											×	×								
	△△支所	〇〇市△△	xxxxx	xxxxxxxxxxx											×	×								
	〇〇〇避難所	〇〇市◎◎	xxxxx	xxxxxxxxxxx											×	○			○	1				避難者200人、電源有り、避難者の通信に利用
□□□避難所	〇〇市◇◇	xxxxx	xxxxxxxxxxx											×	×			○	2					避難者20人、電源有り、避難者の通信に利用

※「第2編 通信障害報告及び通信インフラの通信状況報告」参照

- ・本庁舎・行政局の通信インフラの通信状況の報告は、必須とする。
- ・避難所等の通信インフラの通信状況の報告は、必要に応じて記載する。

※「第4編 臨時通信インフラの整備」参照

- ・臨時通信インフラの整備要望は、必要に応じて記載する。

< 記載要領 >

【様式 1-3】 通信インフラの通信状況 兼 臨時通信インフラ整備の要望 (市町村)

	本庁舎・行政局		避難所等	
	通信インフラ の通信状況	臨時通信インフラ 整備の要望 (※)	通信インフラ の通信状況	臨時通信インフラ 整備の要望 (※)
速報	報告必須	必要に応じて報告	必要に応じて報告	必要に応じて報告
続報	前回報告から変化があ るときは報告	必要に応じて報告	必要に応じて報告	必要に応じて報告

1 固定電話

通信事業者がわかる場合は、該当する「通信事業者」欄に、わからない場合は「不明」欄に通信状況を記載する。また、その他の通信事業者の場合は「固定電話」の「その他」欄に通信状況を記載し、備考欄に通信事業者名を記載する。

2 携帯電話

携帯電話の通信事業者ごとに通信状況を記載する。

3 その他

「固定電話」「携帯電話」「防災行政無線」「衛星携帯電話」以外の通信手段が利用可能な場合は、「通信状況」の「その他」欄に○を記載し、「備考」欄に詳細を記載する。

※通信インフラの通信状況が前回報告から変化がある場合は修正し、修正箇所のセル色を赤に変更する。

※臨時通信インフラの整備を要望するときは、「第4編 臨時通信インフラの整備」に基づき要望する。

第3編

復旧協力依頼

目 的

ライフラインの一つである通信インフラについては、住民にとって日常生活を送るうえで必須の存在であり、災害等により障害が発生した際には、迅速な復旧が求められる。

通信インフラの復旧にあたっては、要復旧場所への通信事業者の人員や復旧用資材の輸送手段、および現地での活動拠点(前線基地)の確保が重要である。通信事業者は自らそれら(輸送手段と活動拠点)の確保に最大限努めるが、十分な確保ができない場合、自治体に対して協力を依頼し、自治体は必要性と可能性を判断した上で協力を実施することで、より早期の復旧に有効となる場合がある。

本マニュアルは、個々の被災地域で発生している通信インフラの復旧について、道路通行や前線基地に関する自治体・通信事業者間のやり取りを明確にし、大規模災害時発生時における迅速で効果的な復旧の実施に資することを目的とする。

対 応 概 要

迅速な復旧に向け、通信事業者に対する行政機関による協力が円滑に行われるよう、通信事業者からの協力依頼を県が一元的に受け付け、関係者と調整のうえ、道路通行制限の解除や復旧資材仮置場としての用地提供など、必要な便宜供与を行う。

(1)通信事業者

通信インフラの応急復旧作業を実施する際に必要となる以下の事項について、規定様式により、県に対し依頼

- ①道路通行:【様式 2-1】により、要通行道路及び復旧先等を明らかにした上で依頼
- ②用地提供:【様式 2-2】により、必要となる広さ・期間・用途等を明らかにした上で依頼

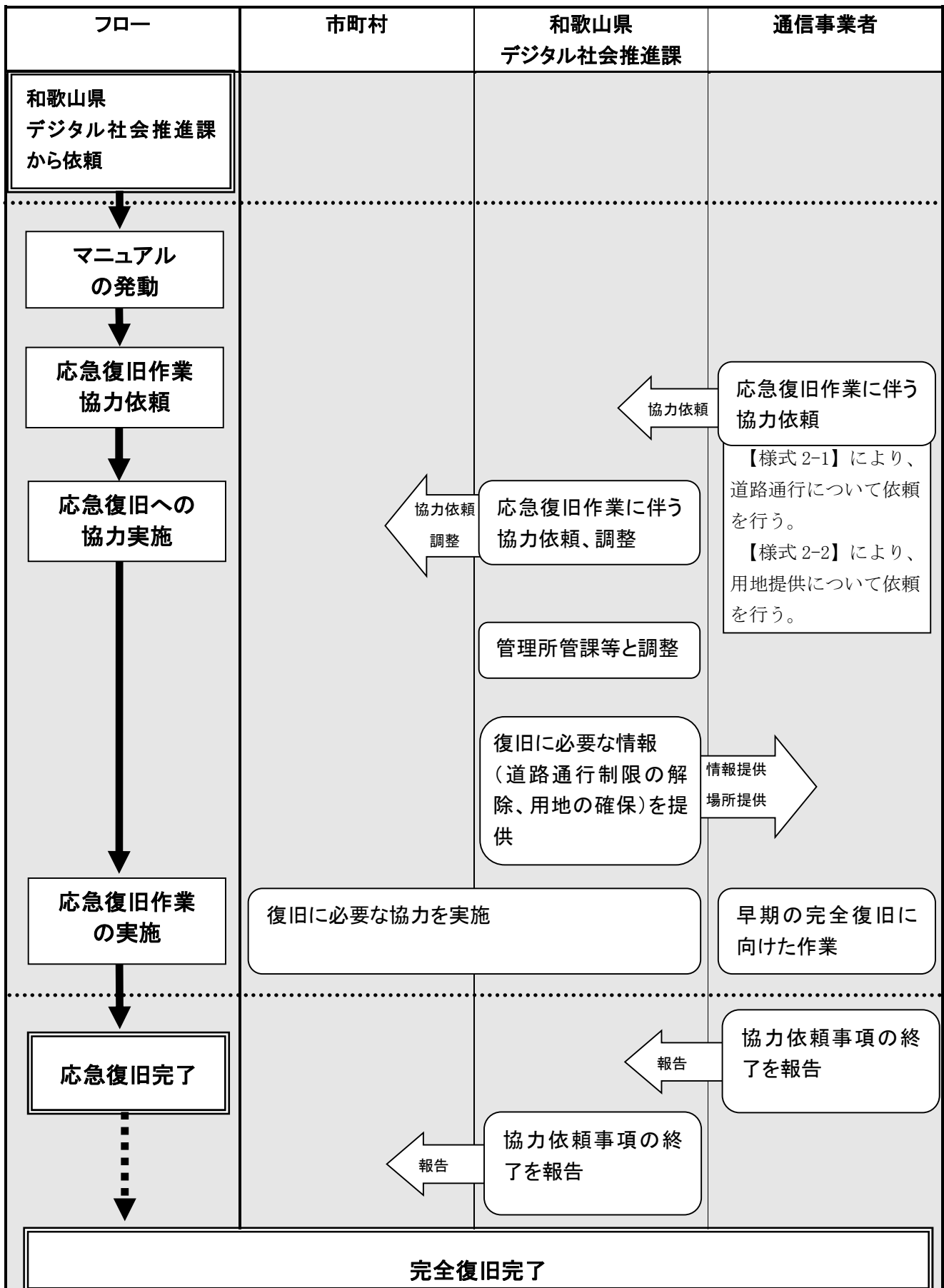
(2)県(デジタル社会推進課)

通信事業者からの依頼を受け、庁内道路管理・土地所管部局、及び市町村と調整を行い、協力実現

(3)市町村

県からの依頼に対して、庁内道路管理・土地所管課等と調整を行い協力を実施

対応フロー



様式2-1 協力依頼様式(道路通行)

通信事業者	
担当者	
報告日時	

No.	要通行道路	区域	備考	
			復旧先等	通行車輛等
1				
2				
3				
4				
5				

様式2-1 協力依頼様式(道路通行)記載例

通信事業者	
担当者	
報告日時	

No.	要通行道路	区域	備考	
			復旧先等	通行車輛等
1	市道〇〇線	▲▲市■□地区	〇〇局舎の復旧作業	10tトラック1台、乗用車1台
2	県道〇〇線	▲▲市〇〇地区内	〇〇地区の断線箇所の復旧作業	乗用車2台、作業車両3台
3	市道〇〇線	□□町××地区	〇〇地区の障害状況調査	作業車両1台
4	県道〇〇線	△△市△△地区	〇〇小学校への移動基地局車配備	移動基地局車1台、電源車1台
5				

< 記載要領 >

【様式 2-1】 協力依頼様式（道路通行）

自治体等による通行規制が敷かれている道路のうち、復旧活動のため通行を要する道路等について記載する。

1 要通行道路

通行を要する道路の路線名を記載する。

2 区域

上記路線において、要通行場所が特定できるような地域名等の情報を記載する。

3 備考

(1) 復旧先等

復旧現場（目的地）や作業内容等通行目的が判別できる事項を記載する。

(2) 通行車両等

車両タイプや台数等の通行車両の情報を記載する。

様式2-2 協力依頼様式(用地提供)

通信事業者	
担当者	
報告日時	

No.	要件等		用途	借受期間	備考
	広さ	候補地			
1					
2					
3					
4					

様式2-2 協力依頼様式(用地提供) 記載例

通信事業者	
担当者	
報告日時	

No.	要件等		用途	借受期間	備考
	広さ	候補地			
記入例					
1	〇〇市または●●町内	2,000㎡程度	電柱・ケーブル等の復旧資材置場	○月○日 ～ △月△日	搬入用10tトラックの出入りあり (8:00～20:00)
2	△△町□□地区周辺	1,200㎡程度	△△町多目的広場	電柱・ケーブル等の復旧資材置場	2ヶ月程度
3	□□市内	1,000㎡	旧〇〇小学校運動場	復旧活動前線基地	1ヶ月程度 復旧作業の進捗により借受延長の可能性あり。
4					

< 記載要領 >

【様式 2-2】 協力依頼様式（用地提供）

自治体が管理する土地のうち、活動拠点（前線基地）や資材置場として借受を希望するものについて記載する。

1 要件等

用地の確保を要する地域を記載する。

(1) 広さ

必要とする用地の面積について記載する。

(2) 候補地

特定の施設・用地を希望する場合や具体的に候補地を挙げることが可能な場合は、当該施設・用地の名称を記載する。

2 用途

「復旧資材置場」等当該用地の用途を記載する。

3 借受期間

利用が必要な期間を記載する。

4 備考

仮置きする資材の種類・数量、出入りする車両や時間帯、警備員の有無等、その他参考となる事項を記載する。

第4編

臨時通信インフラの整備

目 的

通信インフラが被災し、通信が断絶してしまった市町村の本庁舎・行政局や市町村が開設する避難所等において、衛星を用いた臨時の通信インフラを確保することは、市民の生活を守るうえで重要である。

通信事業者は、大規模災害時に被災者が使用することができる衛星等を用いた通信インフラ（移動基地局車、特設公衆電話等）を可能な範囲で提供することになるが、広域に被災した場合には通信事業者が保有する衛星等の通信機材数では十分な対応ができなかったり、提供場所等に関する市町村のニーズが通信事業者では把握できないといった課題がある。

本マニュアルは、上記のような避難所、地域防災拠点等への臨時の通信インフラの整備について、市町村・通信事業者間の調整等を明確にし、迅速かつ効果的な実施に資することを目的とする。

対 応 概 要

通信事業者への整備要望について、市町村からの要望をとりまとめ、県が一括して行うことで、臨時通信インフラの効果的・効率的な整備を図る。

(1)通信事業者

県からの臨時通信インフラ整備要望に対して、整備場所・方法を決定し、該当市町村の協力のもと整備を実施

(2)県(デジタル社会推進課)

市町村から臨時通信インフラ整備要望を収集・集約し、県災害対策本部会議の方針等を反映させ一括して通信事業者に要望

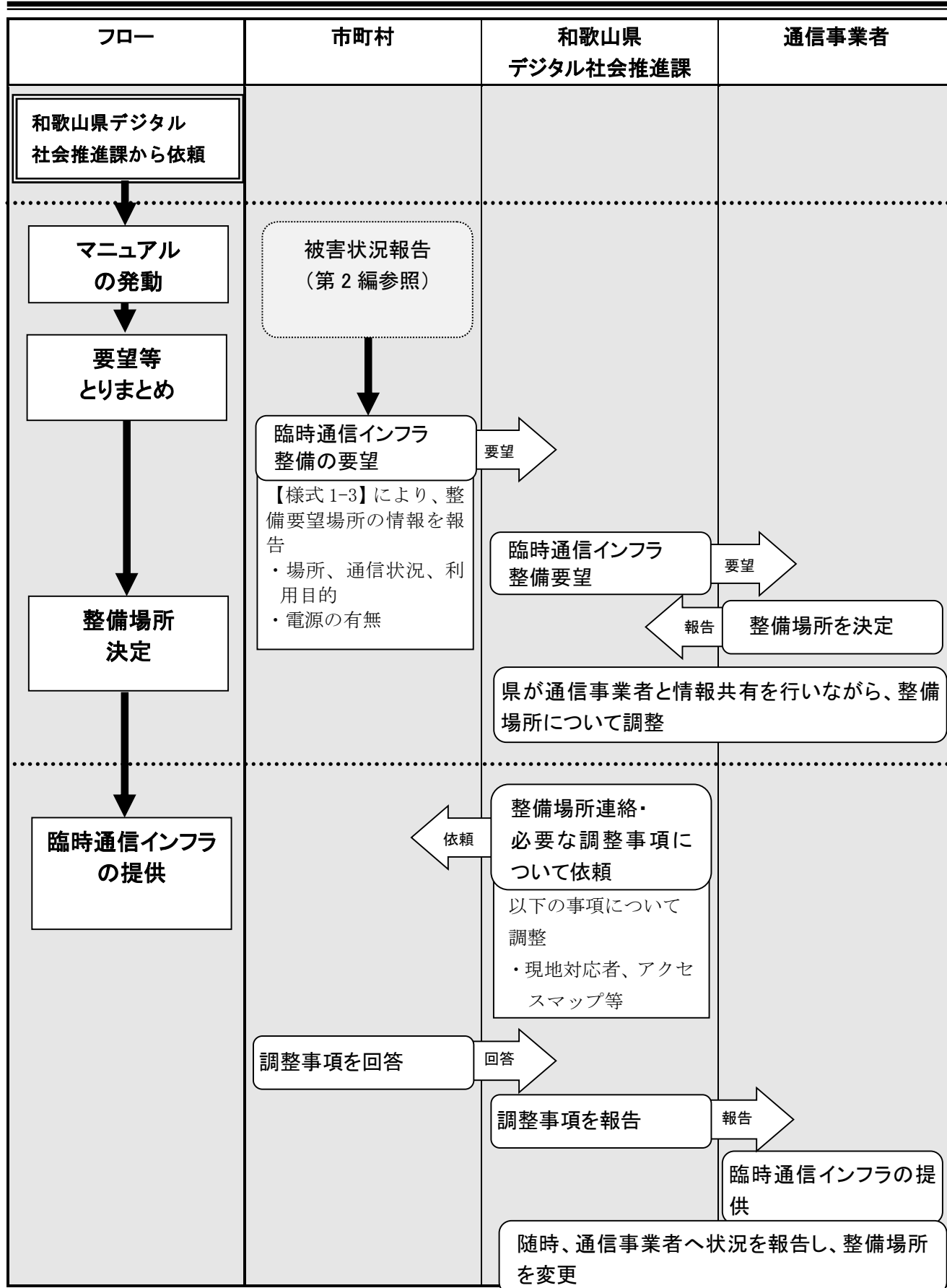
通信事業者とは密に情報共有を行い、各通信事業者間で生じる整備場所の重複に対して調整を行うとともに、整備決定後は該当市町村に対して各種調整を依頼

(3)市町村

通信が途絶した市町村の本庁舎・行政局や避難所等、臨時通信インフラが真に必要な場所について、【様式 1-3】により県に対し要望

整備決定後は、庁内関係課と連携し受入対応

対応フロー



様式1-3 通信インフラの通信状況 兼 臨時通信インフラの整備要望様式 記載例

※マニュアル「第2編 通信障害報告及び通信インフラの通信状況報告」、「第4編 臨時通信インフラの整備」の共通様式

市町村	
担当者	
報告日時	

※通信状況：○…利用可 / △…利用しづらい / ×…利用不可 / ……確認できず不明

市町村名	本庁舎・行政局 及び避難所等	住所	住所	住所	通信インフラの通信状況											臨時通信インフラの整備要望				備考				
					固定電話						携帯電話				防災 行政無線	衛星 携帯電話	その他	要望	優先 順位		要望	優先 順位		
					NTT 西日本	オプテージ	ジュビター テレコム	ZTV	サイバー リンクス	その他	不明	docomo	KDDI	SoftB ank									楽天 モバイル	
〇〇市	本庁舎	〇〇市●●	XXXXX	XXXXXXXXXX	・固定電話の通信事業者がわかる場合は、該当する通信事業者欄に、通信事業者が不明な場合は、「不明」欄に通信状況を記載する。 ・固定電話の事業者がその他の場合は「その他」欄に通信状況を、「備考」欄に通信事業者名を記載する。						・携帯電話の通信事業者ごとに通信状況を記載する。				○	○							電源有り。災害対応に利用	
	〇〇支所	〇〇市〇〇	XXXXX	XXXXXXXXXX											×	×								
	□□支所	〇〇市□□	XXXXX	XXXXXXXXXX											×	×								
	△△支所	〇〇市△△	XXXXX	XXXXXXXXXX											×	×								
	〇〇〇避難所	〇〇市◎◎	XXXXX	XXXXXXXXXX											×	○			○	1			避難者200人、電源有り、避難者の通信に利用	
□□□避難所	〇〇市◇◇	XXXXX	XXXXXXXXXX											×	×			○	2			避難者20人、電源有り、避難者の通信に利用		

※「第2編 通信障害報告及び通信インフラの通信状況報告」参照

- ・本庁舎・行政局の通信インフラの通信状況の報告は、必須とする。
- ・避難所等の通信インフラの通信状況の報告は、必要に応じて記載する。

※「第4編 臨時通信インフラの整備」参照

- ・臨時通信インフラの整備要望は、必要に応じて記載する。

< 記載要領 >

【様式 1-3】 通信インフラの通信状況 兼 臨時通信インフラ整備要望様式

通信途絶を解消するため、臨時通信インフラの整備が必要な場所等の情報について記載する。

1 臨時通信インフラの整備要望

「要望」欄に「○」付け、希望する優先順位を付ける場合は「優先順位」欄に「1」、「2」、「3」…を記載する。

ただし、機材・設備等の台数及び交通事情により、必ずしも要望及び優先順位を保証するものではありません。

2 備考

避難所の人数、利用目的、電源の有無等を記載する。

※通信インフラの通信状況を報告するときは、「第2編 通信障害報告及び通信インフラの通信状況報告」に基づき報告する。

第5編

衛星携帯電話等の配布

目 的

大規模災害においては、通信インフラの被災により復旧・復興の要となるべき自治体庁舎等においても、通信が途絶する事態も想定される。この場合、関係機関との連絡がとれず、災害対応に大きな支障をきたすこととなる。

そこで、通信を確保する手段として、各自治体が保有する衛星携帯電話に加え、大規模災害発生時に不足する場合において、総務省近畿総合通信局および各通信事業者が保有する衛星携帯電話について、可能な範囲で自治体に対し一時的に貸与し、災害対応を含む行政活動の停滞を防ぐことが重要となる。

本マニュアルは、衛星携帯電話の自治体への配布について、自治体・通信事業者間の調整等を明確にし、迅速かつ効果的な実施に資することを目的とする。

対 応 概 要

通信事業者から提供された機材を効果的・効率的に県内市町村に提供するため、各市町村における需要を県が収集・集約するとともに、通信事業者・近畿総合通信局から機材を一元的に借受け、被災状況や利用目的等の客観的情報により配分、配布を行う。

(1)通信事業者・近畿総合通信局

保有する衛星携帯電話を可能な範囲で県に貸与(和歌山県庁南別館へ持参)

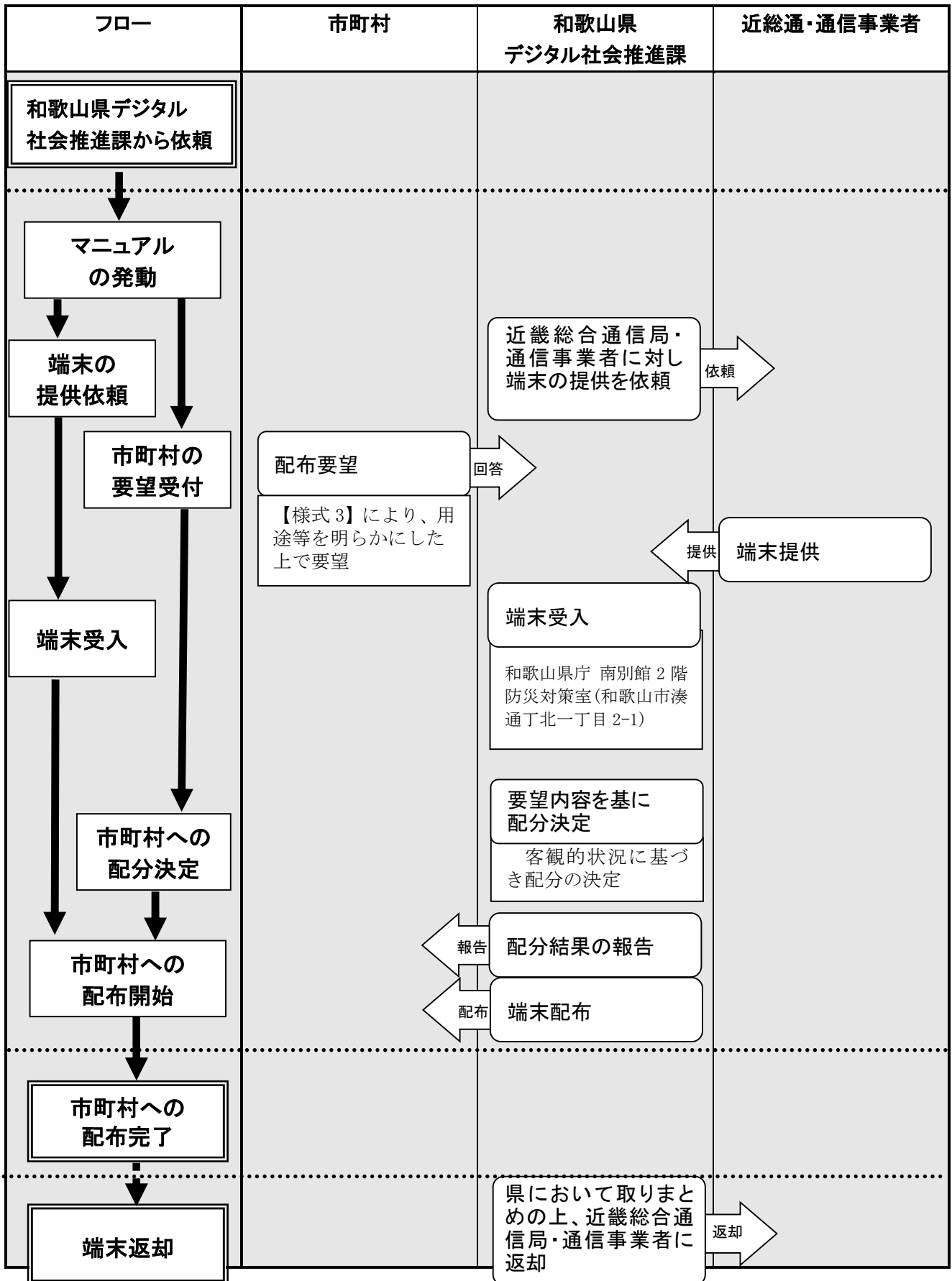
(2)県(デジタル社会推進課)

市町村からの衛星携帯電話の需要を収集・集約し、通信事業者や近畿総合通信局から貸与された衛星携帯電話を県災害対策本部会議において各市町村の個々の被災状況や利用目的等を勘案し配分・配布

(3)市町村

外部との通信手段の確保や被災現場等での利用等の行政利用で真に必要な場合において、県に対して【様式3】により用途を明らかにした上で県に対し要望

対応フロー



< 記載要領 >

【様式3】 衛星携帯電話貸与要望様式

自治体による災害対応において、通信手段が不足し衛星携帯電話の借受を希望するものについて記載する。

1 用途

用途について、該当する項目欄に○を記載する。なお、「庁内利用」とは、庁舎等において、外部との連絡手段として用いる場合で、「庁外携行」とは、被災現場や通信途絶地区に赴く自治体職員が携行し利用する場合を指す。前述以外の用途である場合は、「その他」欄に○を記載し、「備考」欄にその詳細を記載する。

2 利用予定場所

利用予定場所を記載する。

3 利用予定場所住所

利用予定場所の住所を記載する。

4 通信手段の状況

利用予定場所における各通信手段の利用の可否を、○（利用可）・×（利用不可）・／（確認できず不明）で記載する。また、記載項目以外で利用可能なものがある場合は「その他」欄に○を記載し、「備考」欄にその詳細を記載する。

5 備考

複数台必要な場合、台数、用途等詳細に記載する。

第6編

きのくにe-ねっと
応急復旧

目 的

県の情報ハイウェイである「きのくに e-ねっと」は、県だけでなく、県内市町村や民間事業者等も共同利用しており、また、自治体クラウドや共通番号制度対応など、今後行政需要の増大も予想される。このことから、災害時においても行政サービスや企業活動に支障を与えないよう、可能な限り継続できるようにすることが求められる。

現在、「きのくに e-ねっと」は、ネットワークの多重化や回線事業者による施設の強靱化等、災害時においても安定的に利用できるよう対策を講じている。しかし、このような対策を講じていたとしても、南海トラフ巨大地震等の大規模な災害が発生した場合には、障害が発生することを完全に否定することはできない。

本マニュアルは、和歌山県、回線事業者、市町村その他関係者間とのやり取りを明確にし、大規模災害発生時における迅速で効果的な「きのくに e-ねっと」の復旧の実施に資することを目的とする。

対 応 概 要

災害発生後、県は障害発生状況などを回線提供事業者に対して障害等の発生の有無を確認するとともに、「きのくに e-ねっと」利用者(市町村、民間事業者等)からも障害状況等の情報を収集し、状況の迅速な把握を図り、適宜関係者間で情報共有を行うことで、迅速で効果的な復旧を図る。

(1)回線提供事業者

発災後速やかに状況把握を行い、被災が判明した場合には、被災レベルの判定の後、詳細調査、応急復旧目標・作業計画を策定のうえ、迅速に復旧を実施

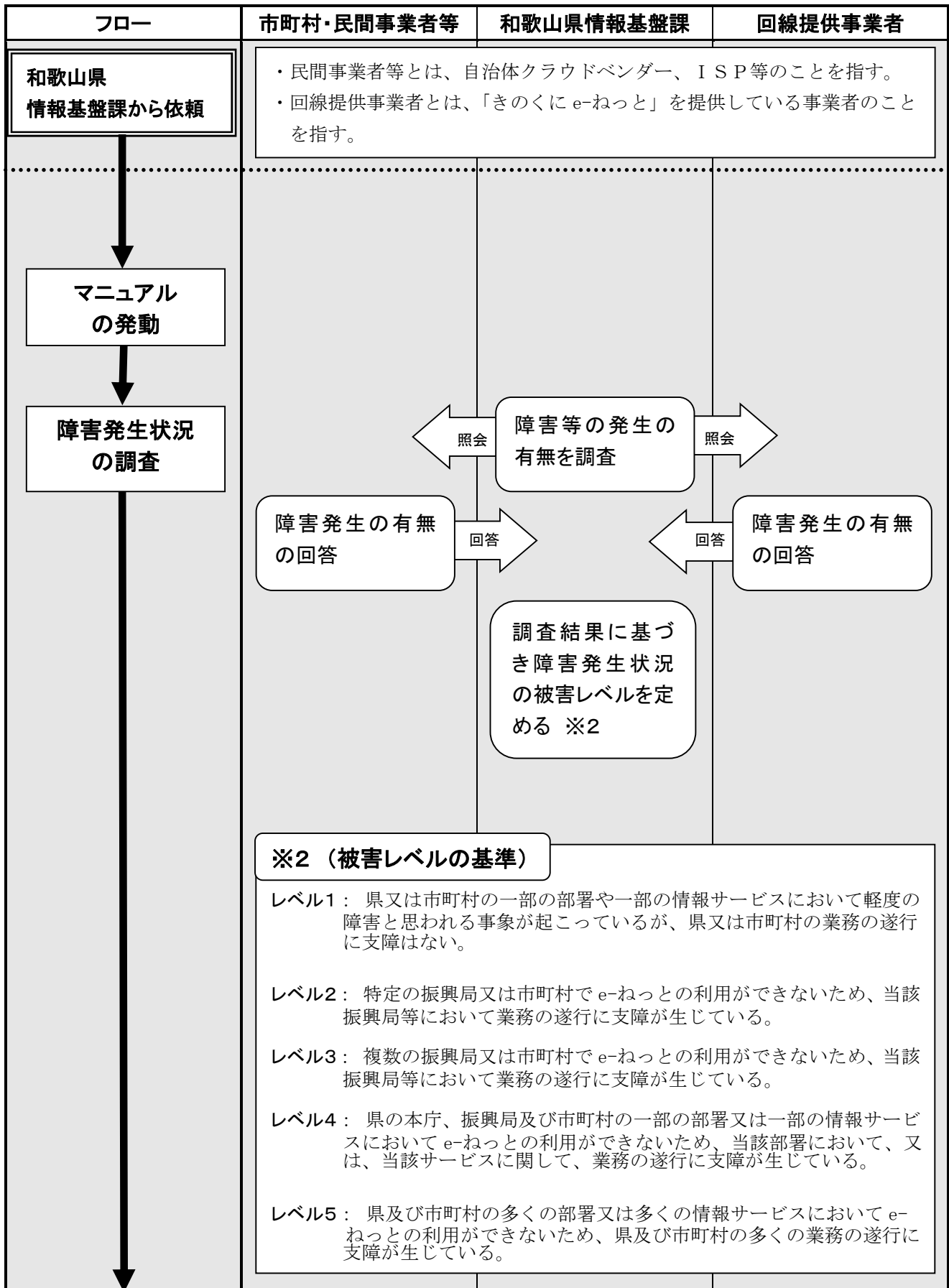
(2)県(情報基盤課)

回線提供事業者、利用者(市町村、民間事業者等)から障害状況を収集、及び回線提供事業者への応急復旧目標、作業計画の策定指示、復旧作業の進捗を管理

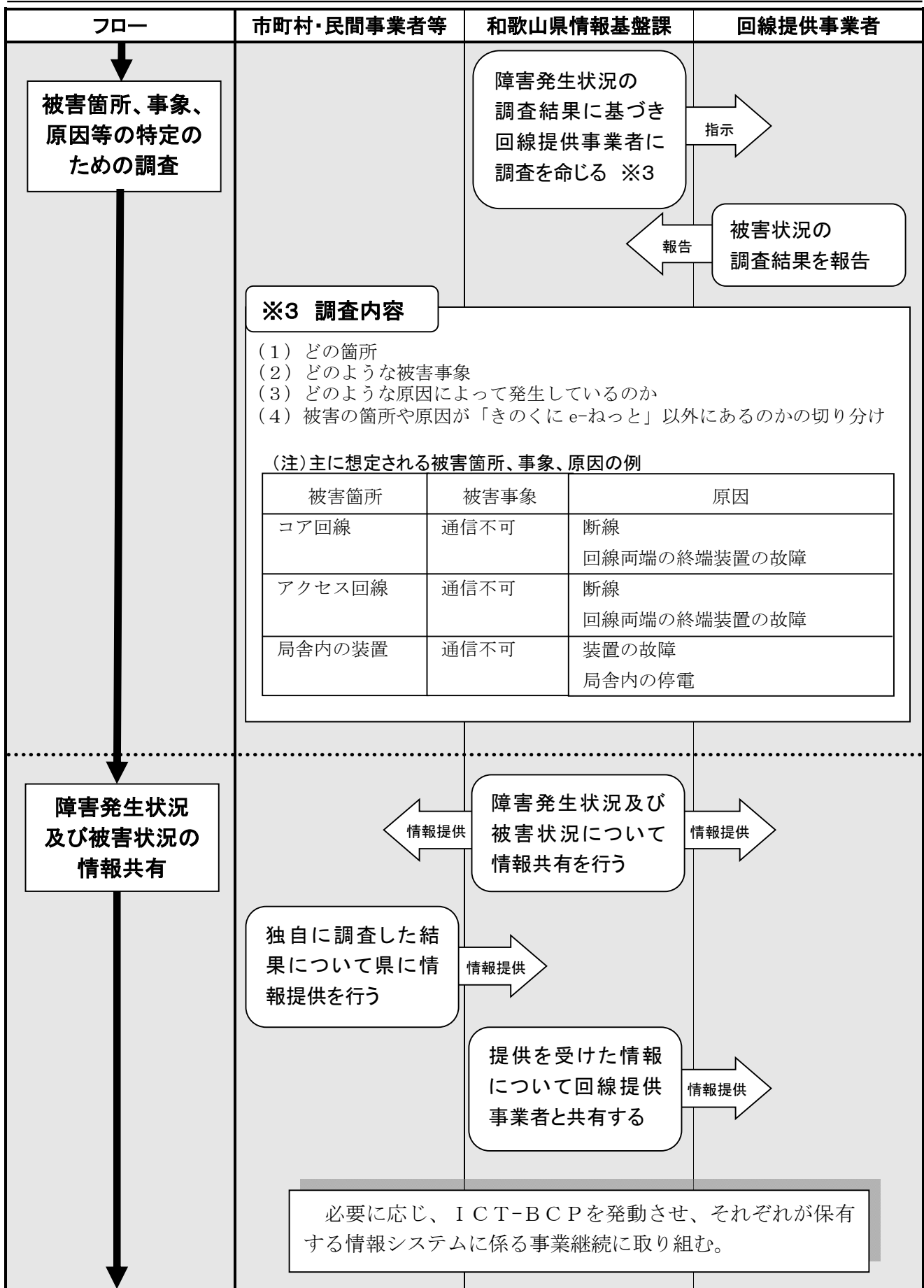
(3)利用者(市町村、民間事業者等)

県情報基盤課に対して障害発生状況を情報提供

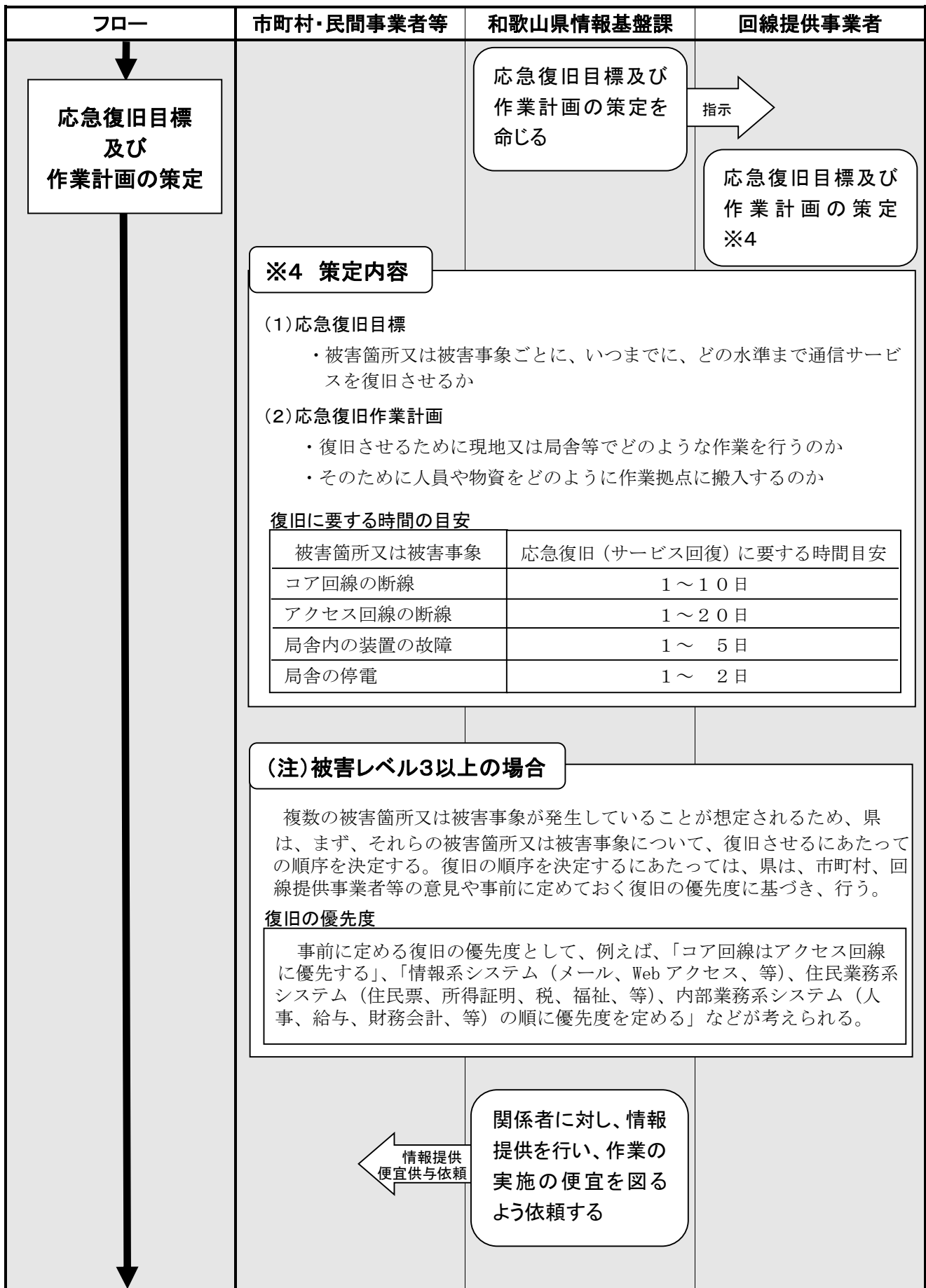
復旧フロー



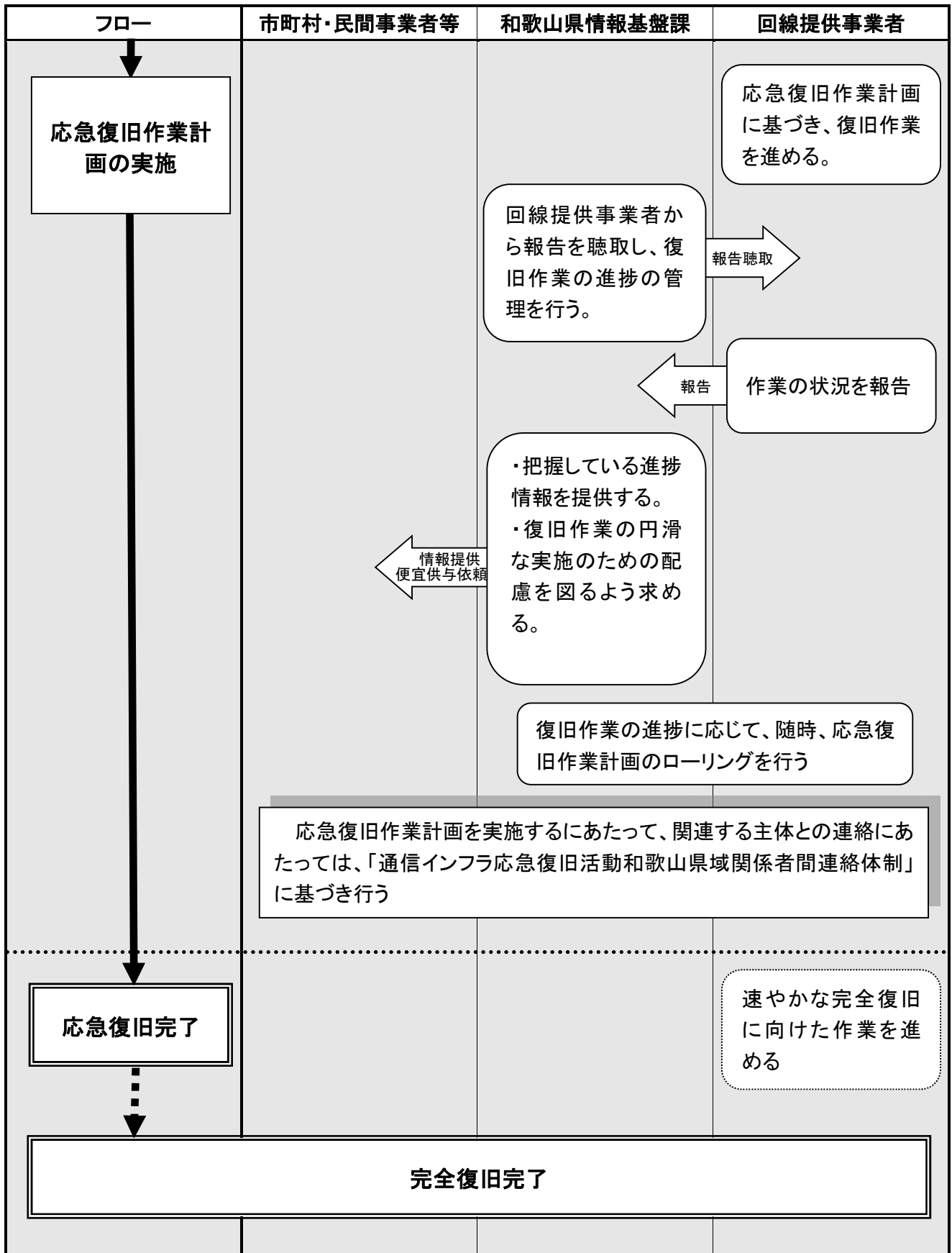
復旧フロー



復旧フロー



復旧フロー



応急復旧作業計画を実施するにあたって、関連する主体との連絡にあたっては、「通信インフラ応急復旧活動和歌山県域関係者間連絡体制」に基づき行う

情報提供
便宜供与依頼

報告聴取

報告

第7編

別添資料

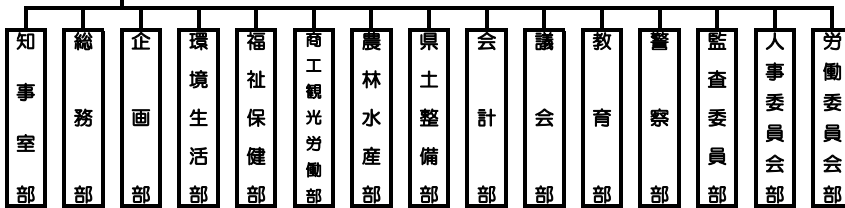
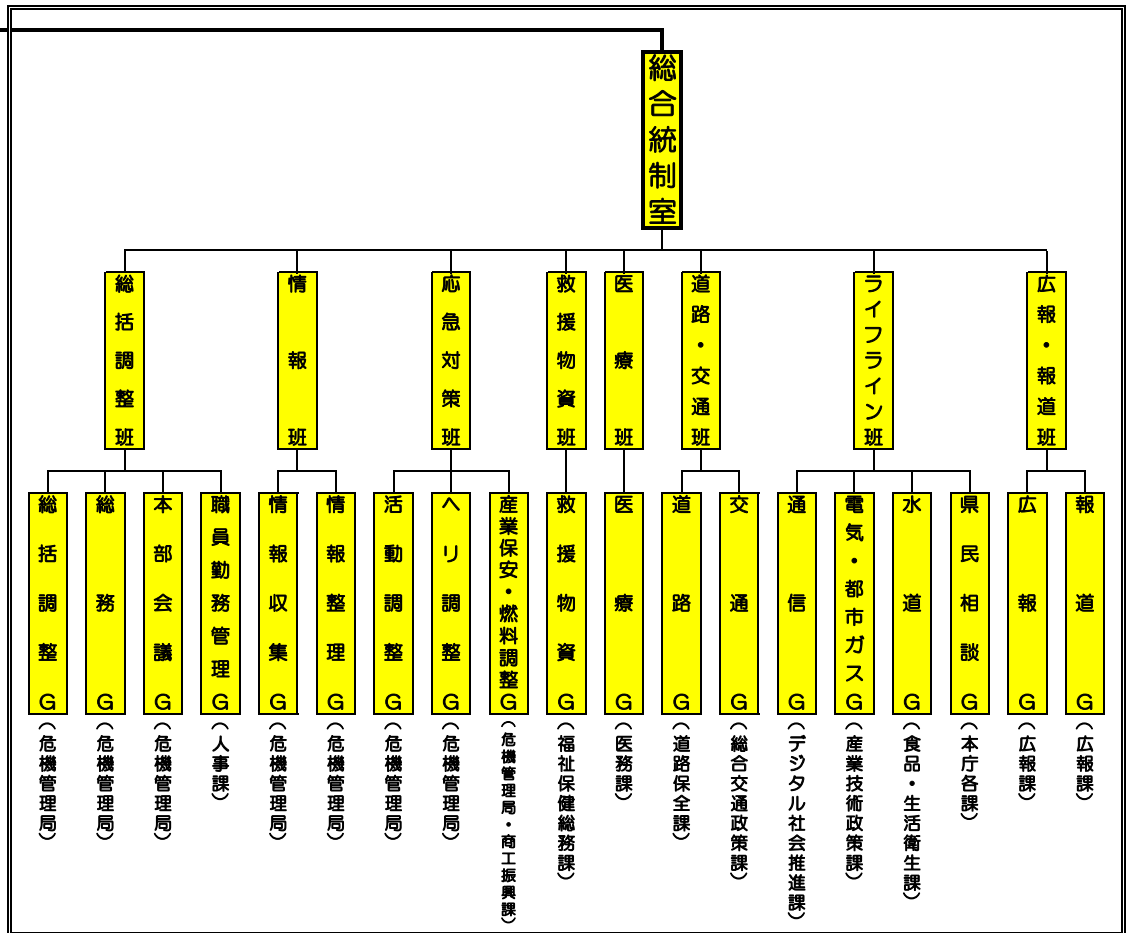
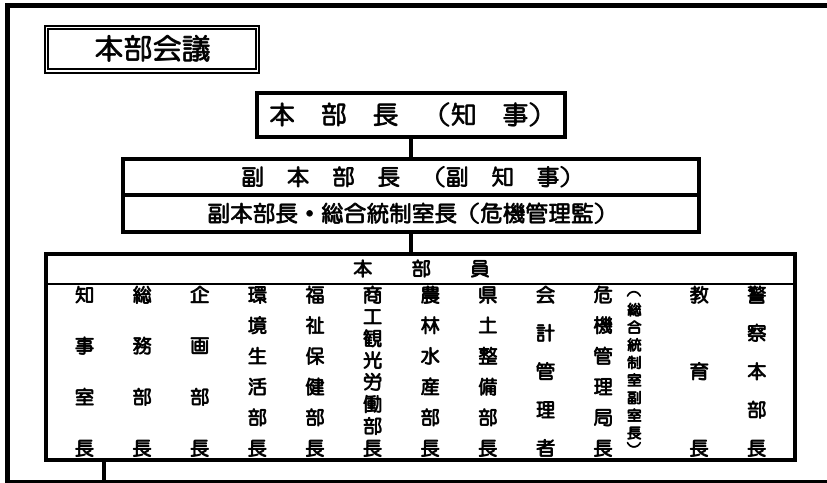
通災連絡会(連絡窓口)

(令和5年度)

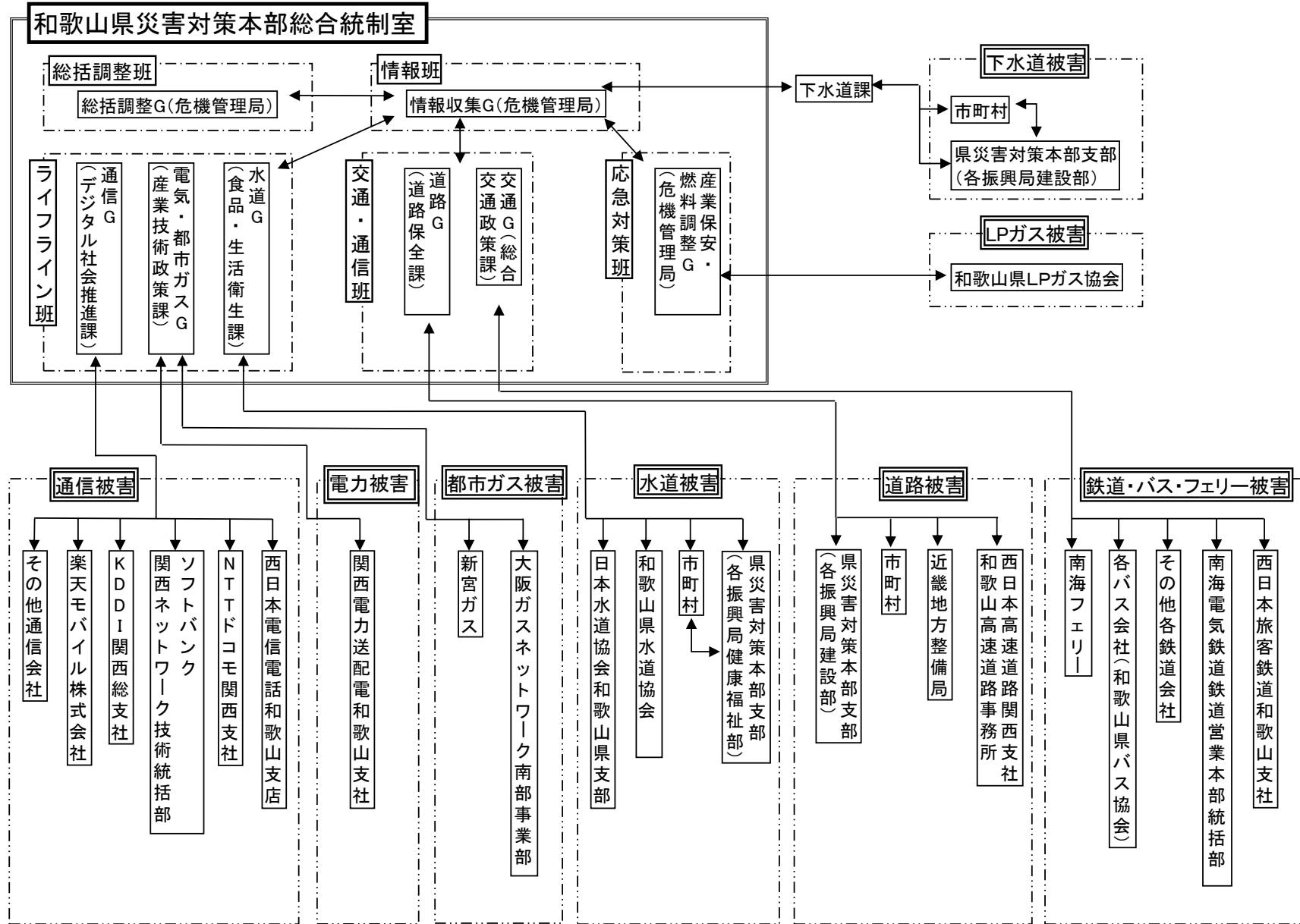
団体名	窓口	職名	氏名	TEL	FAX	E-mail
通信事業者						
西日本電信電話株式会社 和歌山支店	設備部 災害対策室	担当	津村 典生 花尻 珠樹	073-421-9180	073-433-2391	norio.tsumura.xc@west.ntt.co.jp tamaki.hanajiri.wd@west.ntt.co.jp kyouyuu.wakayamasaitai.rd@west.ntt.co.jp
株式会社オプテージ (旧 株式会社ケイ・オプティコム)	リスクマネジメント部	チームマネージャー マネージャー	高木 秀樹 前西 厚信	06-7501-8446	06-7501-8520	opt-tsuusai-ml@optage.co.jp
JCOM株式会社 関西西南技術センター	ネットワーク運用グループ	チームリーダー グループ長	大生 友則 長尾 定	06-7167-0103	06-7896-7010	OhbaeT@jupiterjcom.co.jp NagaoS@jupiterjcom.co.jp
株式会社ZTV	通信技術部	通信技術部	通信技術部	059-233-6771	059-236-5138	bousai-wakayama@ztv.co.jp
株式会社サイバーリンクス		課長補佐	杉原 正洋 橋 則文	0739-24-9500	0739-24-0850	m-sugihara@cyber-l.co.jp n-tachibana@cyber-l.co.jp
ドコモCS関西 和歌山支店	ネットワーク部 ネットワーク品質担当	専任課長 担当課長	田村 勝久 秋野 悦彦	090-9053-4242 073-474-6010	073-474-3010 073-473-3010	tamurak@nttdocomo.com wakayamapref-saitai-ml@nttdocomo.com
KDDI株式会社 関西総支社	関西総支社 管理部	コアスタッフ コアスタッフ	窪田 孝幸 佐伯 和紀	06-4977-6600	06-4965-8400	kddi-kansai-saigai@kddi.com
ソフトバンク株式会社	関西・東海人事総務課	- - 課長	坂田 憲美 松尾 登 宗実 知子	06-4709-3100	06-4709-3127	SBBGRP-kansai@g.softbank.co.jp SBMGRP-kansai_saitai@g.softbank.co.jp
楽天モバイル株式会社	BCP管理本部BCP運用部	関西BCPリエゾングループ	山本 武久 中村 裕之 原田 剛季	050-5369-7206	-	rmi-liason_kansai@mail.rakuten.com
市町村						
和歌山市	デジタル推進課	班長 事務主査	大家純平 楠本祐一	073-435-1023	073-435-1380	digital@city.wakayama.lg.jp
海南市	管財情報課	主事	坂口成実	073-483-8468	073-483-8749	joho@city.kainan.lg.jp
橋本市	政策企画課	主査	藤田 昌仁	0736-33-1576	0736-33-1665	kikakhsy@city.hashimoto.lg.jp
有田市	総務課デジタル推進室	主任	岩田光平	0737-22-3745	0737-82-1725	joho@city.arida.lg.jp
御坊市	総務課情報化推進室	主事	玉置 真義	0738-23-5590	-	densan@city.gobo.lg.jp
田辺市	情報政策課	係長	壺井伸幸	0739-26-9917	0739-26-9960	jyouhou@city.tanabe.lg.jp
新宮市	総務課情報管理係	課長補佐	中尾明博	0735-23-3342	0735-21-5422	is@city.shingu.lg.jp
紀の川市	企画経営課デジタル推進室	室長	岩橋千明	0736-77-2511	0736-77-4910	k030300-001@city.kinokawa.lg.jp
岩出市	総務課情報推進室	室長 主事 主事	福岡伸子 永岡勇輝 向内友秀	0736-62-2141	0736-63-0075	joho@city.iwade.lg.jp
紀美野町	総務課	主査	中屋侑大	073-489-5912	073-489-2510	somu@town.kimino.lg.jp
かつらぎ町	管財情報課情報推進係	係長	木村武司	0736-22-7385	0736-22-7385	kanzai-joho@town.katsuragi.lg.jp

団体名	窓口	職名	氏名	TEL	FAX	E-mail
九度山町	総務課	主事	松山旺樹	0736-54-2019		o-matsuyama@town.kudoyama.lg.jp
高野町	総務課	主査	大谷燎平	0736-56-3000	0736-56-4745	soumu@town.koya.lg.jp
湯浅町	総務課	主事	上野山貴也	0737-64-1108	0737-63-3791	bosai@town.yuasa.lg.jp
広川町	企画政策課	主任	池田祥治	0737-23-7731	0737-62-2407	kikaku2@town.hirogawa.wakayama.jp
有田川町	総務課	主任	加納佑樹	0737-22-3291	0737-52-3210	kanou.y@town.aridagawa.lg.jp
美浜町	総務課	主事	加藤錬	0738-23-4901 (直通)	0738-23-3523	r-kato@town.wakayama-mihama.lg.jp
日高町	総務課	係長	浮津真実	0738-63-2051	0738-63-2923	hirai.m@town.wakayama-hidaka.lg.jp
由良町	総務政策課	副主査	森本拓也	0738-65-1801	0738-65-0282	morimoto@town.yura.lg.jp
印南町	総務課	係長	坂本直紀	0738-42-1736	0738-42-0177	sakamoto02@town.wakayama-inami.lg.jp
みなべ町	総務課	主任	長尾悠介	0739-72-2051	0739-72-1223	joho@town.minabe.lg.jp
日高川町	企画政策課	主査	柳瀬誠	0738-22-2041	0738-22-1767	m-yanase@town.hidakagawa.lg.jp
白浜町	総務課情報推進係	係長	尾崎しのぶ	0739-43-5703	0739-43-5353	jyouhou@town.shirahama.lg.jp
上富田町	総務課	班長 主任	楠本剛史 中村元樹	0739-47-0550	0739-47-4005	soumu@town.kamitonda.lg.jp
すさみ町	総務課	主査	中戸 和良	0739-55-4802	0739-55-4810	nakato_k01@town.susami.lg.jp
那智勝浦町	総務課情報係	副主査	西山宏樹	0735-29-2008	0735-52-6543	densan1@town.nachikatsuura.lg.jp
太地町	総務課	主事	濱田龍英	0735-59-2335	0735-59-2801	kikaku@town.taiji.lg.jp
古座川町	総務課	副主査	堀いつみ	0735-72-0180	0735-72-1858	hori-001@town.kozagawa.lg.jp
北山村	総務課	副主査	中田英博	0735-49-2331	0735-49-2207	nakata@vill.kitayama.lg.jp
串本町	総務課 企画課	班長 主任	大芝英智 田村節司	0735-62-0556	0735-62-6970	kikaku@town.kushimoto.lg.jp
近畿総合通信局						
総務省 近畿総合通信局	情報通信部 電気通信事業課	課長	堀 浩人	06-6942-8517	-	hiroto-hori@soumu.go.jp
和歌山県						
和歌山県	デジタル社会推進課	主査 主事	橋本 頼子 和田 昇真	073-441-2405	073-428-1136	e020002@pref.wakayama.lg.jp

災害対策本部（本庁）組織図



ライフライン機関情報連絡ルート図



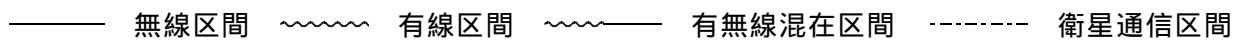
1 通信経路の総合信頼度（経路の級別基準）

基準項目	級別	
	A 級（高信頼度）	B 級
途中中継回数	1 以下	2 以上
新規連絡設定	なし	あり
停電時の運用	可能	不可能
通信担当者の配置	常時配置 (又は非常の際に30分程度以内に配置につける状態)	左記以外
有線区間	なし (又はあっても2以上のルートがあるか、 地下ケーブル等強固な設計となっている)	左記以外
移動局による通信の取扱	なし	あり
チャンネル切替による通信	なし	あり
庁舎の耐震性	あり	左記以外
津波等による浸水	庁舎が浸水域外	左記以外

総合信頼度“ A 級 ”とは経路全体を通じ、全基準項目について A 級基準に該当する。
“ B 級 ”とは経路中のいずれかの基準項目について B 級基準のものが含まれる。

2 凡例

- [水防道路]：国土交通省水防道路用多重無線回線
- [消防]：消防防災無線網（地上系）
- [地星]：地域衛星通信ネットワーク回線
- [警察]：警察用回線
- [海保]：海上保安庁回線
- [電力]：電気事業者回線
- [南海]：南海電鉄回線
- [ガス]：大阪ガス回線
- [専用]：電気通信事業者の専用通信回線
- [消救]：消防救急無線（共通波）
- [相互]：防災相互通信用無線
- [放流警報]：ダム放流警報用無線
- [日赤]：赤十字用無線
- [アマ]：アマチュア無線
- [衛星電話]：衛星携帯電話



—— 無線区間 ~~~~~ 有線区間 - - - - 有無線混在区間 衛星通信区間
..... 和歌山県総合防災情報システムの衛星系回線、有線系回線 2 ルート区間
..... 使送区間（使送距離 km）
防災相互通信用無線を運用できる機関（ : 常設、 : 常設以外）、使送対応が不可の機関
斜体文字の施設は、南海トラフ巨大地震による津波被害が想定される施設
（近畿地方非常通信協議会 平成25年度調査による）

3 発着信局までの距離

本計画は、県庁と市町村役場間の地域防災業務に用いられる場合が最も多いと考えられるので、発着信局までの使送距離はそれぞれ県庁および各市町村役場からの距離を代表表示した。

区 間	総合 信 頼 度	県庁 との 距 離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)
和歌山市 ⇔ 東京都	A		和歌山県庁 (防災企画課)	[消防][地星]	消防庁 (防災課)
	A	構内	和歌山県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	[警察]	警察庁警備局 (警備課災害対策室)
	A	0.8km	近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 (防災課)	[水防道路]	国土交通省 (電気通信室) (河川局防災課)
	A		和歌山県庁 (河川課、防災企画課)		
	A	1.1km	関西電力送配電 和歌山本部 (昼間：通信グループ) (夜間：和歌山給電制御所)	関西電力 送配電本店 [電力] (系統運用部 通信グループ) 休日夜間不在	電源開発本店 (総務部 総務・法務室 危機管理・防災タスク) (夜間：ネットワーク システムセンター)
	B	2.1km	和歌山海上保安部 (警備救難課)	[海保]	海上保安庁 (警備救難部運用司令センター)
和歌山市 ⇔ 大阪市	A		和歌山県庁 (防災企画課)	[地星][消防]	大阪府庁 (危機管理室消防救助課)
	A	0.8km	近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 (防災課)		近畿地方整備局 (情報通信技術課)
	A		和歌山県庁 (河川課、防災企画課)	[水防道路]	大阪府庁 (河川課)
	A	1.1km	関西電力送配電 和歌山本部 (昼間：通信グループ) (夜間：和歌山給電制御所)	[電力]	関西電力送配電本店 (系統運用部 通信グループ)
	A	1.5km	大阪ガスネットワーク 南部事業部和歌山事業所 (緊急修繕第3グループ)	大阪ガスネットワーク 南部事業部 [ガス]	大阪ガスネットワーク本社 (供給指令部)
	B	1.5km	南海和歌山市駅 (駅事務室内勤)	[南海]	南海電気鉄道本社 (運輸部運輸指令)
	B	2.1km	和歌山海上保安部 (警備救難課)	[海保]	大阪海上保安監部 (警備救難課)

中央
防 災
無 線
網

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県庁 との 距離
和歌山・ 海草地方 和歌山市 (総合防災課) ↔ 和歌山県庁	A		和歌山市 (総合防災課)(消防局)	----- [専用][地星]	和歌山県庁 (防災企画課)	
	A		和歌山市 (消防局)	----- [消救]	和歌山県庁 (危機管理・消防課)	
	A		和歌山市 (消防局)(総合防災課)	----- [相互]	和歌山県庁 (防災企画課)	
海南市 (危機管理課) ↔ 和歌山県庁	A		海南市役所	----- [専用][地星]	和歌山県庁 (防災企画課)	
	B	4.2km	<u>海南市消防本部</u> (警防課)	----- [相互]	和歌山県庁 (防災企画課)	
	B	1.9km	市総合体育館	----- [衛星電話]	和歌山県庁 (防災企画課)	
	A	0.7km	近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 海南国道維持出張所	----- [水防道路]	和歌山県庁 (河川課、防災企画課)	
	B	4.2km	<u>海南市消防本部</u> (警防課)	----- [消救]	和歌山県庁 (危機管理・消防課)	
	B	4.2km	<u>海南警察署</u> (地域課)	----- [警察]	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	構内
	B	12.5km	海南海上保安署	----- [海保]	和歌山海上保安部 (警備救難課)	2.1km
紀美野町 (総務課) ↔ 和歌山県庁	A		紀美野町役場	----- [専用][地星]	和歌山県庁 (防災企画課)	
	A	1.8km	紀美野町消防本部 (警防課)	----- [相互]	和歌山県庁 (防災企画課)	
	B	2.5km	町総合福祉センター (町庁舎代替施設)	-----		
	B	1.8km	紀美野町消防本部 (警防課)	----- [消救]	和歌山県庁 (危機管理・消防課)	
	B			----- [衛星電話]		
	B	0.8km	野上交番	----- [警察]	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	構内

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県施設 との 距離
那賀地方 紀の川市 (危機管理 消防課) ←→ 那賀振興局	A		紀の川市役所	那賀振興局 (総務県民課)	隣接
	A			[専用][地星]		
	B	1.1km	打田交番	-----	岩出警察署 (地域課)	
	B	4.3km	粉河交番	-----		
紀の川市 (危機管理 消防課) ←→ 和歌山県庁	A		紀の川市役所	和歌山県庁 (防災企画課)	0.2km
	A			[専用][地星]		
	B	4.9km	関西電力送配電 粉河技術サービスセンター (移動無線基地局) 休日夜間不在	-----	関西電力送配電 橋本配電営業所 (橋本市ルートへ)	
	B	4.5km 1km	赤十字特別救護隊 山田 啓三 (JA3FRI・桃山町段) [アマ] 井尻 智久 (JO3PYR・上野)	-----	赤十字特別救護隊本部 (JA3YQJ・JA3ZBG) (日赤和歌山県支部)	
B		JARL 紀の川市防災ボランティア 基地局 (JL3ZFE)、メンバー	-----			
岩出市 (総務課) ←→ 和歌山県庁	A		岩出市役所	和歌山県庁 (防災企画課)	構内
	A	1.4km	那賀振興局 (総務県民課)		
	A	0.8km	那賀消防組合 (通信指令室)	-----	和歌山県庁 (危機管理・消防課)	
	B		岩出市役所	-----	和歌山県庁 (防災企画課)	
	A	1.5km	岩出警察署 (地域課)	-----	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	
	A	1.5km	近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 船戸出張所	-----	和歌山県庁 (河川課、防災企画課)	

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県施設 との 距離	
伊都地方 橋本市 (危機管理室) ↔ 和歌山県庁	A B	0.8km	橋本市役所	和歌山県庁 (防災企画課)	構内	
	A		伊都振興局 (総務県民課)			
	A B	0.1km	橋本市消防本部 (橋本・伊都地域消防指令センター)	和歌山県庁 (防災企画課)		
	A	0.1km	橋本市消防本部 (橋本・伊都地域消防指令センター)	和歌山県庁 (危機管理・消防課)		
	A	0.8km	橋本警察署 (地域課)	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)		
	A	0.2km	関西電力送配電 橋本配電営業所	~~~~~	関西電力送配電 和歌山配電営業所		1km
	B	1.3km	南海橋本駅	~~~~~	南海和歌山市駅 (駅事務室内勤)		1.5km
かつらぎ町 (危機管理課) ↔ 伊都振興局	A B A B	2.6km	かつらぎ町役場	伊都振興局 (総務県民課)	0.8km	
	A B		伊都消防組合 (警防課)	伊都振興局 (総務県民課)		
	A	2.6km	伊都消防組合 (警防課)	橋本市消防本部 (橋本・伊都地域消防指令センター)		
	A	3.3km	かつらぎ警察署 (地域課)	橋本警察署 (地域課)		隣接
かつらぎ町 (危機管理課) ↔ 和歌山県庁	A A B A A	2.6km	かつらぎ町役場	和歌山県庁 (防災企画課)	構内	
	A		伊都消防組合 (警防課)			
	B	かつらぎ町役場	和歌山県庁 (防災企画課)			
	A	2.6km	伊都消防組合 (警防課)	和歌山県庁 (危機管理・消防課)		
	A	3.3km	かつらぎ警察署 (地域課)	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)		

区 間	総合信頼度	市町村役場との距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県施設との距離
九度山町 (地域防災課) ↔ 伊都振興局	B	0.7km	九度山町役場	伊都振興局 (総務県民課)	隣接
	B			[専用][地星]		
	B			[相互]		
	B		九度山駐在所	橋本警察署 (地域課)	
	B			[警察]		
九度山町 (地域防災課) ↔ 和歌山県庁	B	0.7km	九度山町役場	和歌山県庁 (防災企画課)	構内
	B			[専用][地星]		
	B			[相互]		
	B		九度山駐在所	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	
	B			[警察]		
高野町 (防災危機対策室) ↔ 伊都振興局	B	0.4km	高野町役場	伊都振興局 (総務県民課)	隣接
	A		高野町消防本部		
	B			[専用][地星]		
	B		高野町役場	伊都振興局 (総務県民課)	
	B			[相互]		
	B			[衛星電話]		
	B	0.1km	高野幹部交番	橋本警察署 (地域課)	
B	0.4km	高野町消防本部	橋本市消防本部 (橋本・伊都地域消防指令センター)	0.8km	
B	2.5km	南海ケーブル高野山駅	南海橋本駅	1km	
	B			[南海]		
高野町 (防災危機対策室) ↔ 和歌山県庁	B	0.4km	高野町役場	和歌山県庁 (防災企画課)	構内
	A		高野町消防本部		
	B			[専用][地星]		
	B			[相互]		
	B	0.4km	高野町消防本部	和歌山県庁 (危機管理・消防課)	
	B	0.1km	高野幹部交番	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	
B			[警察]			
B	2.5km	南海ケーブル高野山駅	南海和歌山市駅 (駅事務室内勤)	1.5km	
	B			[南海]		

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県施設 との 距離
有田地方 有田市 (防災安全課) ↔ 有田振興局	A	0.1km	有田市役所	-----	有田振興局 (総務県民課)	1.7km
	A		有田市消防本部 (警防課)	-----		
	B	有田市役所	-----	有田振興局 (総務県民課)		
	B	1.7km	<u>有田湯浅警察署</u> <u>有田分庁舎</u>	-----	<u>有田湯浅警察署</u> (地域課)	
	B	0.1km	有田市消防本部 (警防課)	-----	有田振興局 (総務県民課)	
	B	0.1km	有田市消防本部 (警防課)	-----	湯浅広川消防組合 (警防課)	
有田市 (防災安全課) ↔ 和歌山県庁	A	0.1km	有田市役所	-----	和歌山県庁 (防災企画課)	構内
	A		有田市消防本部 (警防課)	-----		
	B	有田市役所	-----	和歌山県庁 (防災企画課)		
	B	0.1km	有田市消防本部 (警防課)	-----	和歌山県庁 (危機管理・消防課)	
B	1.7km	<u>有田湯浅警察署</u> <u>有田分庁舎</u>	-----	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)		
湯浅町 (総務課) ↔ 和歌山県庁	A	2km	湯浅町役場	-----	和歌山県庁 (防災企画課)	構内
	A		有田振興局 (総務県民課)	-----		
	A	隣接	湯浅広川消防組合 (警防課)	-----	和歌山県庁 (危機管理・消防課)	
	B	3km	<u>有田湯浅警察署</u>	-----	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県施設 との 距離
広川町 (総務課) ↔ 有田振興局	B		<u>広川町役場</u>	----- [専用][地星]	有田振興局 (総務県民課)	1.7km
	B	2.3km	南広小学校 (町庁舎代替施設)	----- [相互]	有田振興局 (総務県民課)	
	B	0.3km	<u>広駐在所</u>	----- [警察]	<u>有田湯浅警察署</u> (地域課)	
広川町 (総務課) ↔ 和歌山県庁	B		<u>広川町役場</u>	----- [専用][地星]	和歌山県庁 (防災企画課)	構内
	B	0.3km	<u>広駐在所</u>	----- [警察]	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	
	A	2.2km	湯浅広川消防組合 (警防課)	----- [消救]	和歌山県庁 (危機管理・消防課)	
有田川町 (総務課) ↔ 有田振興局	A		有田川町役場 吉備庁舎	----- [専用][地星]	有田振興局 (総務県民課)	1.2km 1.7km
	A	3.5km	有田川町消防本部 (通信指令課)	----- [相互]	有田振興局 (総務県民課)	
	A	3.5km	有田川町消防本部 (通信指令課)	----- [消救]	湯浅広川消防組合 (警防課)	
	B	1.5km	吉備交番	----- [警察]	<u>有田湯浅警察署</u> (地域課)	
	B	4.8km	金屋交番	----- [警察]		
有田川町 (総務課) ↔ 和歌山県庁	A		有田川町役場 吉備庁舎	----- [専用][地星]	和歌山県庁 (防災企画課)	構内
	A	3.5km	有田川町消防本部 (通信指令課)	----- [相互]	和歌山県庁 (防災企画課)	
	A	3.5km	有田川町消防本部 (通信指令課)	----- [消救]	和歌山県庁 (危機管理・消防課)	
	B	1.5km	吉備交番	----- [警察]	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	
	B	4.8km	金屋交番	----- [警察]		

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県施設 との 距離
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">日高地方</div> 御坊市 (防災対策課) ↔ 和歌山県庁	A		御坊市役所	-----	和歌山県庁 (防災企画課)	構内
	B	0.9km	日高振興局 (総務県民課)	[専用][地星]		
	B	1km	<u>御坊市消防本部</u> (通信指令室)	-----		
	B	3.7km	市防災センター (市庁舎代替施設)	[相互]	有田振興局 (湯浅町ルートへ)	
	B		御坊市役所	-----	和歌山県庁 (防災企画課)	
	A	1.1km	御坊警察署 (地域課)	[警察]	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	
	B	1km	<u>御坊市消防本部</u> (通信指令室)	[消救]	和歌山県庁 (危機管理・消防課)	
美浜町 (防災まちづくり りみらい課) ↔ 日高振興局	B		<u>美浜町役場</u>	-----	日高振興局 (総務県民課)	0.4km
	B		<u>美浜町役場</u> (庁舎屋上)	[相互]		
	B	0.5km	<u>和田駐在所</u>	[警察]	御坊警察署 (地域課)	
美浜町 (防災まちづくり りみらい課) ↔ 和歌山県庁	B		<u>美浜町役場</u>	-----	和歌山県庁 (防災企画課)	構内
	B	0.5km	<u>和田駐在所</u>	[警察]	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県施設 との 距離	
日高町 (総務課) ↔ 日高振興局	A	0.6km	日高町役場	-----	日高振興局 (総務県民課)	0.4km	
	A		日高広域消防事務組合 (警防係)	[専用][地星]			
	B	0.6km	日高広域消防事務組合 (警防係)	-----	<u>御坊市消防本部</u> (通信指令室)		
	B	1.5km	日高中学校 (町庁舎代替施設)	-----	日高振興局 (総務県民課)		
	B	0.1km	高家駐在所	-----	御坊警察署 (地域課)		0.4km
日高町 (総務課) ↔ 和歌山県庁	A	0.6km	日高町役場	-----	和歌山県庁 (防災企画課)	構内	
	A		日高広域消防事務組合 (警防係)	[専用][地星]			
	A	0.6km	日高広域消防事務組合 (警防係)	-----	和歌山県庁 (危機管理・消防課)		
	B	0.1km	高家駐在所	-----	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)		
由良町 (総務政策課) ↔ 日高振興局	B		<u>由良町役場</u>	-----	日高振興局 (総務県民課)	0.4km	
	B			[専用][地星]			
	B	1km	<u>由良駐在所</u>	-----	御坊警察署 (地域課)		
	B	3.7km	ゆらこども園 (町庁舎代替施設)	-----	日高振興局 (総務県民課)		
由良町 (総務政策課) ↔ 和歌山県庁	B		<u>由良町役場</u>	-----	和歌山県庁 (防災企画課)	構内	
	B			[専用][地星]			
	B	1km	<u>由良駐在所</u>	-----	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)		

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県施設 との 距離	
印南町 (総務課) ⇔ 日高振興局	A		印南町役場	-----	日高振興局 (総務県民課)	0.4km	
	B			[専用][地星]			

					[衛星電話]		
	A		印南町役場	-----	日高振興局 (総務県民課)		
	B	0.8km	日高広域消防事務組合 消防署印南出張所	-----	<u>御坊市消防本部</u> (通信指令室)	0.4km	
	B	0.6km	<u>印南駐在所</u>	-----	御坊警察署 (地域課)	0.4km	
印南町 (総務課) ⇔ 和歌山県庁	A		印南町役場	-----	和歌山県庁 (防災企画課)	構内	
	B			[専用][地星]			

					[衛星電話]		
	B	0.8km	日高広域消防事務組合 消防署印南出張所	-----	和歌山県庁 (危機管理・消防課)		
	B		印南町役場	-----	西牟婁振興局 (田辺市ルートへ)		
	B	0.6km	<u>印南駐在所</u>	-----	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)		

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県施設 との 距離
みなべ町 (総務課) ↔ 日高振興局	B		<u>みなべ町役場</u> [専用][地星]	日高振興局 (総務県民課)	
	B		<u>みなべ町役場</u>	----- [衛星電話][相互]	日高振興局 (総務県民課)	
	B	1.8km	日高広域消防事務組合 消防署南部出張所	----- [消救]	<u>御坊市消防本部</u> (通信指令室)	0.4km
	B	0.9km	<u>みなべ交番</u>	----- [警察]	御坊警察署 (地域課)	0.4km
	B	3.5km	町生涯学習センター (町庁舎代替施設)	----- [相互]	日高振興局 (総務県民課)	
みなべ町 (総務課) ↔ 和歌山県庁	B		<u>みなべ町役場</u> [専用][地星]	和歌山県庁 (防災企画課)	
	B			----- [衛星電話]		
	B	1.8km	日高広域消防事務組合 消防署南部出張所	----- [消救]	和歌山県庁 (危機管理・消防課)	
	B	0.9km	<u>みなべ町役場</u>	----- [相互]	西牟婁振興局 (田辺市ルートへ)	
	B	0.9km	<u>みなべ交番</u>	----- [警察]	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	構内
日高川町 (総務課) ↔ 日高振興局	A		日高川町役場 [専用][地星]	日高振興局 (総務県民課)	
	B			----- [相互]		
	B	4km	玄子駐在所	----- [警察]	御坊警察署 (地域課)	0.4km
	B	km	日高広域消防事務組合 消防署中津出張所	----- [消救]	<u>御坊市消防本部</u> (通信指令室)	0.4km
日高川町 (総務課) ↔ 和歌山県庁	A		日高川町役場 [専用][地星]	和歌山県庁 (防災企画課)	
	B	4km	玄子駐在所	----- [警察]	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	構内
	B	km	日高広域消防事務組合 消防署中津出張所	----- [消救]	和歌山県庁 (危機管理・消防課)	

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県施設 との 距離
西牟婁地方 田辺市 (防災まち づくり課) ↔ 和歌山県庁	B		<u>田辺市役所</u>	-----	和歌山県庁 (防災企画課)	
	A	3.2km	田辺市消防本部 (消防指令センター) (市庁舎代替施設)	[専用][地星]		
	A	2.3km	西牟婁振興局 (総務県民課)	-----		
	A	3.2km	田辺市消防本部 (消防指令センター)	[消救]	和歌山県庁 (危機管理・消防課)	
	A	1.9km	田辺警察署 (地域課)	[警察]	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	構内
	A	3.3km	近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 (道路管理課)	[水防道路]	和歌山県庁 (河川課、防災企画課)	
	A	1.8km	近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 田辺国道維持出張所			
	B	2.2km	<u>田辺海上保安部</u> (警備救難課)	[海保]	和歌山海上保安部 (警備救難課)	2.1km
	B	1.9km	<u>関西電力送配電</u> <u>田辺電力所</u>	[電力]	関西電力送配電 和歌山本部 (昼間：通信グループ) (夜間：和歌山給電制御所)	1.1km
	B	40km	赤十字特別救護隊 小川 貴史(龍神村広井原)	[衛星電話]	赤十字特別救護隊本部 (JA3YQJ・JA3ZBG) (日赤和歌山県支部)	0.2km
B	56.5km	田辺市 本宮行政局	[放流警報]	電源開発 二津野ダム [電力]	関西電力送配電 和歌山本部	1.1km

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県施設 との 距離
白浜町 (地域防災課) ⇔ 西牟婁振興局	B		白浜町役場	[専用][地星]	西牟婁振興局 (総務県民課)	0.8km
	A	1.4km	白浜町消防本部 (警防係)	[消救]	田辺市消防本部 (消防指令センター)	
	B		白浜町日置川事務所	[専用]		
	B	1.4km	白浜町消防本部 (警防係)	[相互]	西牟婁振興局 (総務県民課)	
	A	1.7km	白浜警察署 (地域課)	[警察]	田辺警察署 (地域課)	
白浜町 (地域防災課) ⇔ 和歌山県庁	B		白浜町役場	[専用][地星]	和歌山県庁 (防災企画課)	構内
	A	1.4km	白浜町消防本部 (警防係)	[消救]	和歌山県庁 (危機管理・消防課)	
	B		白浜町日置川事務所	[専用]		
	A	1.7km	白浜警察署 (地域課)	[警察]	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	
	B	1.4km	白浜町消防本部 (警防係)	[相互]	日高振興局 (御坊市ルートへ)	
	B	km	<u>白浜町役場</u> <u>日置川事務所</u> [電力]	<u>関西電力送配電</u> <u>田辺電力所</u>	<u>関西電力送配電</u> 和歌山本部 (昼間：通信グループ) (夜間：和歌山給電制御所)	

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県施設 との 距離
上富田町 (総務課) ↔ 西牟婁振興局	A		上富田町役場 [専用][地星]	西牟婁振興局 (総務県民課)	0.8km
	B	0.2km	上富田文化会館 (町庁舎代替施設)	———— [相互]	西牟婁振興局 (総務県民課)	
	A	0.5km	上富田消防署	———— [消救]	田辺市消防本部 (消防指令センター)	
	B	1.5km	上富田交番	———— [警察]	白浜警察署 (白浜町ルートへ)	
上富田町 (総務課) ↔ 和歌山県庁	A		上富田町役場 [専用][地星]	和歌山県庁 (防災企画課)	構内
	B	0.5km	上富田消防署	———— [消救]	和歌山県庁 (危機管理・消防課)	
	B	1.5km	上富田交番	———— [警察]	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	
すさみ町 (総務課) ↔ 西牟婁振興局	B		<u>すさみ町役場</u> [専用][地星]	西牟婁振興局 (総務県民課)	0.8km
	A	1.6km	すさみ消防署 (町防災センター構内)	———— [消救]	田辺市消防本部 (消防指令センター)	
	B				白浜町消防本部 (白浜町ルートへ)	
	B	1.6km	すさみ幹部交番 (町防災センター隣接)	———— [警察]	白浜警察署 (白浜町ルートへ)	
	B	km	旧江住小学校	———— [相互] (総務県民課)	東牟婁振興局 [専用][地星] (総務県民課)	
すさみ町 (総務課) ↔ 和歌山県庁	B		<u>すさみ町役場</u> [専用][地星]	和歌山県庁 (防災企画課)	構内
	A	1.6km	すさみ消防署 (町防災センター構内)	———— [消救]	和歌山県庁 (危機管理・消防課)	
	B	1.6km	すさみ幹部交番 (町防災センター隣接)	———— [警察]	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	
	B	km	旧江住小学校	———— [相互]	東牟婁振興局 (新宮市ルートへ)	

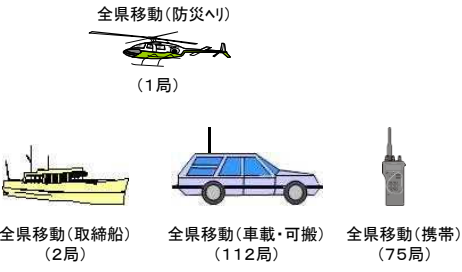
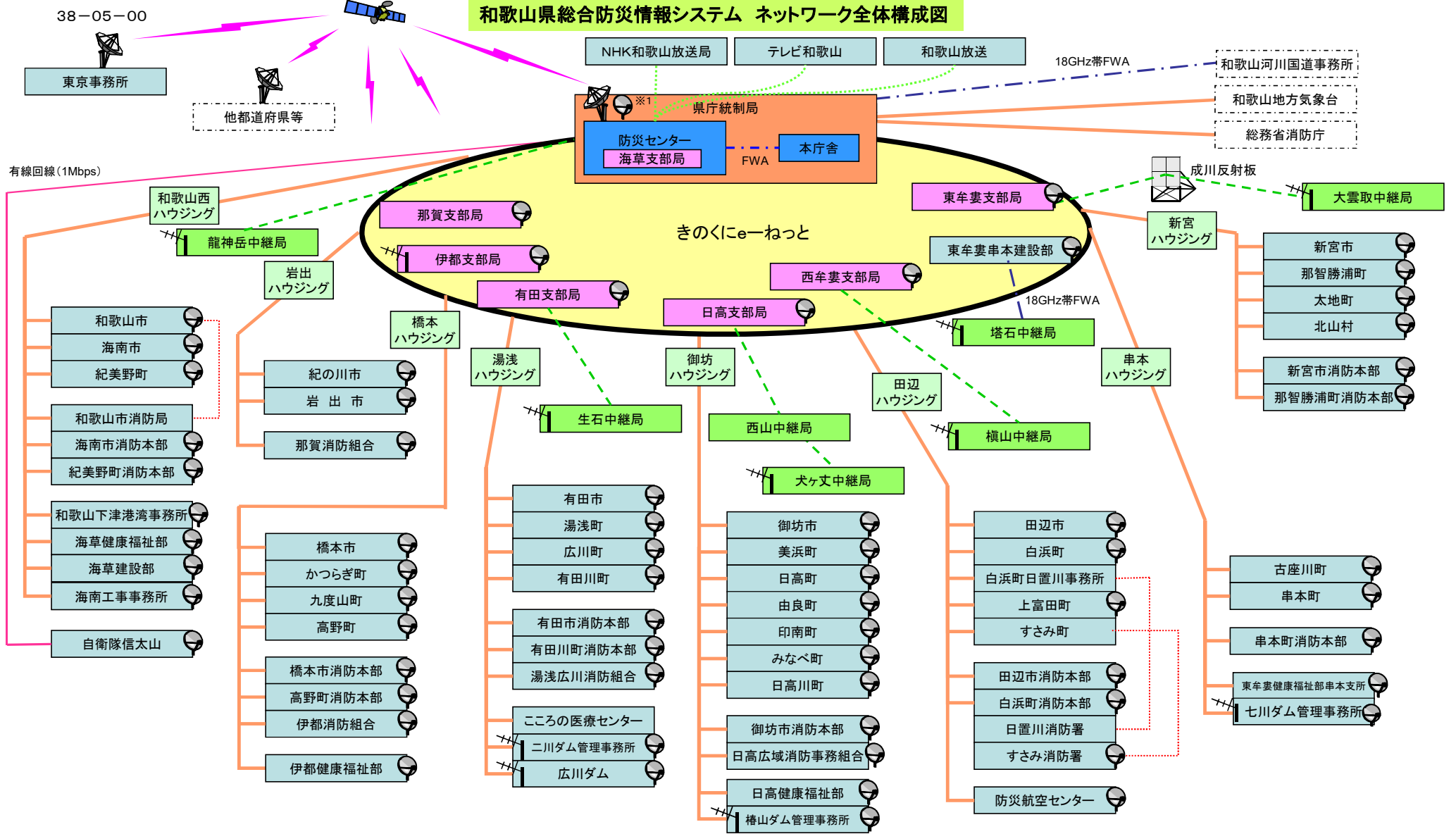
区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県施設 との 距離
東牟婁地方 新宮市 (防災対策課) ↔ 和歌山県庁	A		新宮市役所	----- [専用][地星]	和歌山県庁 (防災企画課)	
	A	0.7km	東牟婁振興局 (総務県民課)	-----		
	A	1.3km	新宮市消防本部 (通信指令係)	----- [消救]	和歌山県庁 (危機管理・消防課)	
	A	0.8km	近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 新宮国道維持出張所、新宮川出張所	----- [水防道路]	和歌山県庁 (河川課、防災企画課)	
	A	2.7km	新宮警察署 (地域課)	----- [警察]	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	構内
	A	1km	関西電力送配電 新宮電力所	----- [電力]	関西電力送配電 和歌山本部 (昼間：通信グループ) (夜間：和歌山給電制御所)	1.1km
	B	1.3km	新宮市消防本部 [放流警報]	電源開発 北山川電力所 [電力]	関西電力送配電 和歌山本部 (昼間：通信グループ) (夜間：和歌山給電制御所)	1.1km
	B	0.7km	東牟婁振興局 (新宮建設部)			
	B	5km	新宮市役所 三輪崎支所	----- [衛星電話]	和歌山県庁 (防災企画課)	
	B	1km 7km	<u>赤十字特別救護隊</u> 樋川 守 (JO3WYZ・下田) 西 雅也 (JP3DXZ・佐野)	----- [アマ]	赤十字特別救護隊本部 (JA3YQJ・JA3ZBG) (日赤和歌山県支部)	0.2km

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県施設 との 距離
那智勝浦町 (総務課) ↔ 東牟婁振興局	B		<u>那智勝浦町役場</u>	[専用][地星]	東牟婁振興局 (総務県民課)	
	A	0.9km	那智勝浦町消防本部 (警防課)	[相互]	東牟婁振興局 (総務県民課)	
	A	0.9km	那智勝浦町消防本部 (警防課)	[消救]	新宮市消防本部 (通信指令係)	1km
	B	0.8km	<u>勝浦交番</u>	[警察]	新宮警察署 (地域課)	2km
那智勝浦町 (総務課) ↔ 和歌山県庁	B		<u>那智勝浦町役場</u>	[専用][地星]	和歌山県庁 (防災企画課)	
	A	0.9km	那智勝浦町消防本部	[消救]	和歌山県庁 (危機管理・消防課)	
	B	0.8km	<u>勝浦交番</u>	[警察]	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	構内
太地町 (総務課) ↔ 東牟婁振興局	B		<u>太地町役場</u>	[専用][地星]	東牟婁振興局 (総務県民課)	
	B	0.7km	町多目的センター (町庁舎代替施設)	[相互]	東牟婁振興局 (総務県民課)	
	B		<u>太地町役場</u>	[消救]	新宮市消防本部 (通信指令係)	1km
	A	1km	消防太地無線局 (代替指揮所)			
B	0.1km	<u>太地駐在所</u>	[警察]	新宮警察署 (地域課)	2km	
太地町 (総務課) ↔ 和歌山県庁	B		<u>太地町役場</u>	[専用][地星]	和歌山県庁 (防災企画課)	
	B		<u>太地町役場</u>	[消救]	和歌山県庁 (危機管理・消防課)	
	A	1km	消防太地無線局 (代替指揮所)			
	B	0.1km	<u>太地駐在所</u>	[警察]	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	構内

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県施設 との 距離
古座川町 (総務課) ↔ 東牟婁振興局	A	km 0.8km	古座川町役場	-----	東牟婁振興局 (総務県民課)	2km
	B			[専用][地星]		
	B		愛宕総合避難施設 (町庁舎代替施設)	-----	東牟婁振興局 (総務県民課)	
	B		高池駐在所	-----	新宮警察署 (地域課)	
古座川町 (総務課) ↔ 和歌山県庁	A	0.8km	古座川町役場	-----	和歌山県庁 (防災企画課)	構内
	B			[専用][地星]		
	B		高池駐在所	-----	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	
北山村 (総務課) ↔ 東牟婁振興局	A	0.1km 0.1km 0.1km	北山村役場	-----	東牟婁振興局 (総務県民課)	1km 2km
	B			[専用][地星]		
	B		北山村村民会館 (村庁舎代替施設)	-----	東牟婁振興局 (総務県民課)	
	B		北山村役場	-----	新宮市消防本部 (通信指令係)	
	B		北山駐在所	-----	新宮警察署 (地域課)	
	B		北山村役場	-----	東牟婁振興局 (新宮建設部)	
北山村 (総務課) ↔ 和歌山県庁	A	0.1km	北山村役場	-----	和歌山県庁 (防災企画課)	構内
	B			[専用][地星]		
	B		北山村役場	-----	和歌山県庁 (危機管理・消防課)	
	B		北山駐在所	-----	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	
	B		北山村役場	-----	関西電力送配電 和歌山本部	

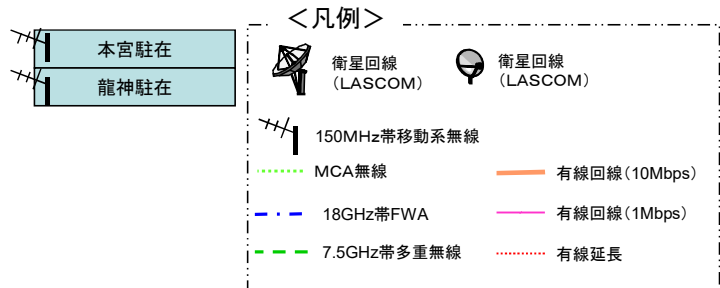
区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県施設 との 距離	
串本町 (総務課 防災・防犯 G) ⇔ 東牟婁振興局	A	0.7km	串本町役場	-----	東牟婁振興局 (総務県民課)		
	A		串本町消防本部 (警防係)	----- [専用][地星]			
	B	0.7km	町消防防災センター (町庁舎代替施設)	----- [相互]	東牟婁振興局 (総務県民課)		
	A	0.7km	串本町消防本部 (警防係)	----- [消救]	新宮市消防本部 (通信指令係)		1km
	B	1.4km	<u>新宮警察署</u> <u>串本分庁舎</u>	----- [警察]	新宮警察署 (地域課)		2km
	A	0.4km	近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 串本国道維持出張所	----- [水防道路]	近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 新宮国道維持出張所		0.5km
	B			----- [衛星電話]	東牟婁振興局 (新宮建設部、総務県民課)		
	B		串本町役場	----- [衛星電話]	東牟婁振興局 (総務県民課)		
串本町 (総務課 防災・防犯 G) ⇔ 和歌山県庁	A	0.7km	串本町役場	-----	和歌山県庁 (防災企画課)	構内	
	A		串本町消防本部 (警防係)	----- [専用][地星]	和歌山県庁 (危機管理・消防課)		
	B	1.4km	<u>新宮警察署</u> <u>串本分庁舎</u>	----- [警察]	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)		
	A	0.4km	近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 串本国道維持出張所	----- [水防道路]	和歌山県庁 (河川課、防災企画課)		
	B	0.2km	串本海上保安署	----- [海保]	和歌山海上保安部 (警備救難課)		2.1km
	B		串本町役場	----- [衛星電話]	東牟婁振興局 (総務県民課)		
	B			----- [衛星電話]			

和歌山県総合防災情報システム ネットワーク全体構成図



<整備局数>

統制局	1局
支庁局	7局 (うち海草支庁は統制局内)
中継局	7局
端末局	31局
市町村	31局
消防本部	19局
県出先機関	17局
防災関係機関	1局
NTTハウジング	8局
放送局	3局
全県移動局	190局
合計	284局



災害広報計画

39-01-00 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定書

日本放送協会和歌山放送局
県広報課、県危機管理局

災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定書

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定による放送要請に関して、和歌山県知事（以下「甲」という。）と日本放送協会和歌山放送局長（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第22条の規定に基づき、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、法第57条の規定に基づき、甲が乙に放送を行うことを求めるときの手続を定めるものとする。

（要請の手続）

第2条 甲は、法第57条の規定に基づき放送を求めるとき、乙に対し次の事項を明らかにして行うものとする。

- （1）放送を求める理由
- （2）放送の内容
- （3）希望する放送日時
- （4）その他必要な事項

2 要請は、原則として文書（別紙様式）によるものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭によることができるものとする。

（放送の実施）

第3条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度決定し、放送するものとする。

（連絡責任者）

第4条 第2条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を定めるものとする。

甲の連絡責任者 和歌山県広報広聴課長
乙の連絡責任者 日本放送協会和歌山放送局放送部長

（協議事項）

第5条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

（適用期日）

第6条 この協定は、昭和55年12月1日から適用する。この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

昭和55年11月27日

甲 和歌山県知事
飯 谷 志 良

乙 日本放送協会和歌山放送局長
島 岡 孝 男

(別紙様式)

年	月	日
整理番号第		号

放 送 要 請 書

1 要請の理由

2 放送事項

3 放送希望日時

4 備 考

年 月 日

殿

和歌山県知事

同趣旨の協定を(株)テレビ和歌山と昭和55年2月13日に、(株)和歌山放送と昭和55年11月27日にそれぞれ結んでいる。

災害時における放送要請に関する協定書

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号、以下「法」という。)第57条の規定及び和歌山県地域防災計画(以下「県計画」という。)に基づき、和歌山県知事(以下「甲」という。)が株式会社毎日放送(以下「乙」という。)に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 甲は、法第55条の規定に基づく通知又は要請等が緊急を要する場合で、かつ、他の通信施設によることが著しく困難であり、その通信のため特に放送を必要とするときには、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

2 法第56条に基づき市町村長が行う警報の伝達及び警告等に関しては、県計画の定めるところにより、やむを得ぬ場合を除き、甲から行うものとする。

(要請の手続き)

第3条 甲は、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

(1) 放送要請の理由

(2) 放送事項

(3) 放送希望日時

(4) その他必要な事項

2 要請は、原則として文書(別記様式)によるものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭によることができるものとする。

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、自主的に放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実、円滑に行うため、甲にあっては広報広聴課長、乙にあっては総務部長を連絡責任者とする。

(雑則)

第6条 この証書について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の適用)

第7条 この協定は、平成9年4月1日から適用する。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年4月1日

甲 和歌山県知事 西 口 勇

乙 大阪市北区茶屋町1-7-1
株式会社 毎日放送
代表取締役社長 斎 藤 守 慶

[様式]

平成 年 月 日

整理番号No.

放送要請書

1 要請の理由

2 放送事項

3 放送希望日時

4 県連絡責任者

5 その他

平成 年 月 日

様

和歌山知事

同趣旨の協定を朝日放送テレビ(株)、朝日放送ラジオ(株)、関西テレビ放送(株)、讀賣テレビ(株)、NPO法人エフエム和歌山、FMはしもと(株)、FM TANABE(株)、(株)FMマザーシップ、南紀白浜コミュニティ放送(株)とそれぞれ結んでいる。

緊急警報放送の放送要請に関する覚書

災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定書（昭和55年11月27日締結。以下「協定」という。）第5条に基づき、和歌山県総務部長と日本放送協会和歌山放送局放送部長とは、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会則第14号）第2条第1項第84号の2に定める緊急警報信号により災害に関する放送（以下「緊急警報放送」という。）を要請する場合の実施に関して、次のとおり覚書を交換する。

（要請書）

第1条 和歌山県知事（以下「知事」という。）及び県内市町村長が行う緊急警報放送の放送要請は、原則として知事が日本放送協会和歌山放送局長（以下「放送局長」という。）に対して行うものとする。ただし、県と市町村との通信途絶等特別の事情がある場合は、市町村長が放送局長に対し直接要請できるものとする。

（要請要件）

第2条 緊急警報放送の放送要請は、知事又は市町村長が次に掲げる事項を緊急に住民等に周知徹底する必要がある場合とする。

- (1) 大規模な地震、津波、火災、洪水、山崩れ等広範囲の災害に関する警報、通知、要請、伝達、警告並びに避難の勧告及び指示等
- (2) 通信機能の途絶等により防災関係機関の情報伝達の手段、能力に限界が生じた場合の防災情報
- (3) 前各号のほか知事が特に必要と認める事項

（要請手続）

第3条 放送の要請は、原則として文書（別記第1号様式）によるものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭により別記第1号様式に定める事項を明らかにして要請し、事後において文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第4条 協定第4条で定める連絡責任者及び連絡責任者に事故ある場合の同補助者については、別記第2号様式により職氏名等を相互に通知するものとする。

（適用期日）

第5条 この覚書は、昭和60年10月15日から適用する。

この覚書の証として、この証書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

昭和60年10月15日

和歌山県総務部長 大屋正男

日本放送協会和歌山放送局

放送部長 今村 隆

日本放送協会
和歌山放送局長 殿

和歌山県知事

緊急警報放送の放送要請について

1 要請理由

- (1) 警報、避難勧告等の周知徹底を図るため
- (2) 災害時の混乱を防止するため
- (3) (市、町、村)から要請があったため
- (4) その他

2 放送事項

(別紙のとおり)

3 放送日時

- (1) 直ちに
- (2) 月 日 時 分

4 備考

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県施設 との 距離
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">日高地方</div> 御坊市 (防災対策課) ↔ 和歌山県庁	B	0.9km	<u>御坊市役所</u> △	[専用][地星]	和歌山県庁□ (防災企画課)	構内
	B		日高振興局□ (総務県民課)			
	B		1km	<u>御坊市消防本部</u> △ (通信指令室)		
	B		3.7km	市防災センター□ (市庁舎代替施設)	有田振興局□ (湯浅町ルートへ)	
	B	1.1km	<u>御坊市役所</u> △	[衛星電話]	和歌山県庁□ (防災企画課)	
	A		御坊警察署△ (地域課)	[警察]	県警察本部△ (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	
	B		1km	<u>御坊市消防本部</u> △ (通信指令室)	[消救]	
	B	2.5km	■ JR 御坊駅	[JR]	J R 和歌山支社	
美浜町 (防災まちづく りみらい課) ↔ 日高振興局	B	0.5km	<u>美浜町役場</u> △	[専用][地星]	日高振興局□ (総務県民課)	0.4km
	B		<u>美浜町役場</u> △ (庁舎屋上)			
	B		■ <u>和田駐在所</u>	[警察]	御坊警察署△ (地域課)	
美浜町 (防災まちづく りみらい課) ↔ 和歌山県庁	B	0.5km	<u>美浜町役場</u> △	[専用][地星]	和歌山県庁□ (防災企画課)	構内
	B		■ <u>和田駐在所</u>	[警察]	県警察本部△ (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	

令和6年6月21日
和歌山県

災害時における安否不明者(行方不明者含む)の氏名等の公表指針

1 公表の目的

氏名等の公表により、被災者にかかる安否情報を収集することで、救出・救助活動の効率化と円滑化を図ることを目的とする。

2 公表の対象とする災害

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害のうち、県が災害対策本部を設置したものとする。

3 公表の主体

和歌山県(災害対策本部)

ただし、市町村が独自に公表することを妨げるものではないが、その場合においても、県及び当該市町村が事前に調整をおこなうものとする。

4 用語の定義

公表

県ホームページへの掲載や記者クラブへの資料提供等によって行うものをいう。

安否不明者

当該災害に被災した可能性があるが、連絡が取れず安否不明となっている者。

行方不明者

当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。

閲覧等制限措置

住民基本台帳事務におけるDV等支援措置に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧制限、住民票(除票を含む)の写し等の交付制限及び戸籍の附票(除票を含む)の写しの交付制限をいう。

5 公表の要件

安否不明者及び行方不明者(以下、「安否不明者等」という。)に係る「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」にいう個人情報については、上記1の「公表の目的」を実現するため、和歌山県が提供を受け、または公表することができるものとする。

なお、安否不明者等に係る公表の要件については、次のとおりとする。

迅速な救出・救助活動に資すると認められること。

市町村において、閲覧等制限が措置されていないこと。

上記に該当しない場合における氏名等の公表については、「災害時における死者の氏名等の公表指針」を準用する。

6 公表の範囲

住所(市町村名又は大字名まで)、氏名、年齢、性別

令和6年6月21日
和歌山県

災害時における死者の氏名等の公表指針

1 公表の目的

氏名等の公表により、災害の事実を明確化するとともに、災害の教訓を後世に継承させ、もって公共の福祉に資することを目的とする。

2 公表の対象とする災害

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害のうち、県が災害対策本部を設置したもののとする。

3 公表の主体

和歌山県（災害対策本部）

ただし、市町村が独自に公表することを妨げるものではないが、その場合においては、県及び当該市町村が事前に調整を行うものとする。

4 用語の定義

公表

県ホームページへの掲載や記者クラブへの資料提供等によって行うものをいう。

死者

当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者。

閲覧等制限措置

住民基本台帳事務におけるDV等支援措置に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧制限、住民票（除票を含む）の写し等の交付制限及び戸籍の附票（除票を含む）の写しの交付制限をいう。

親族（遺族）

配偶者、二親等以内の血族（子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹）及び同居の親族とする。

親族（遺族）等の同意

同意は親族（遺族）から取得するものとするが、親族（遺族）以外に意向確認すべき親族（遺族）等（婚姻関係にない同居人等を含む）がいる場合は、必要に応じて意向確認（同意取得）を行う。

5 公表の要件

公表の要件については、次のとおりとする。

市町村において、閲覧等制限が措置されていないこと。

親族（遺族）等の同意があること。

6 公表の範囲

住所（市町村まで）、氏名、年齢、性別

ただし、被害の状況等についても可能な範囲で公表する。

消防計画 (火災)

県危機管理消防課

40-01-01 火災即報様式

第 報

第1号様式(火災)

消防庁受信者氏名

特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出火場所	
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分) (鎮圧日時) 鎮火日時 (月 日 時 分)
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)
出火箇所	出火原因
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人 死者の生じた理由
建物の概要	構造 建築面積 m ² 階層 延べ面積 m ²
焼損程度	全焼 棟 } 計 棟 焼損面積 半焼 棟 } 部分焼 棟 } ぼや 棟 } 建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
り災世帯数	世帯 気象状況
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他(消防防災ヘリコプター等) 台・機 人
救急・救助活動状況	
災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(1) 火災種別

「火災種別の欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せて記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情 b 都市構成 c 気象条件 d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) 罹災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

応援協定の名称	応援協定の内容	応援協定の締結団体名	協定年月日	備考
消防組織法第21条に基づく相互応援協定	水火災	御坊市、美浜町、川辺町、日高町、 印南町、由良町	昭和43年7月24日	
橋本市・五条市消防相互応援協定	火災、救急、水防	橋本市、奈良県五条市	昭和45年3月7日	
消防業務協定	船舶火災	白浜町、田辺海上保安部	昭和45年6月24日	
和泉市・伊都消防組合消防相互応援協定	火災、救急事故、その他災害	伊都消防組合、大阪府和泉市	昭和56年6月26日	
田辺海上保安部と御坊市との消防業務協定	海上火災	御坊市、田辺海上保安部	昭和59年11月28日	
消防相互応援協定	火災、水災、その他災害	那智勝浦町、太地町	昭和61年3月31日	
日高広域消防事務組合・湯浅広川消防組合消防相互応援協定	火災、救急救助、必要資機材の援助	湯浅広川消防組合、日高広域消防事務組合	昭和63年1月14日	
高野町・野迫川村消防相互応援協定	大規模災害（地震、風水害、 林野火災等）、特殊災害（危険物の流出、航空機災害等）	高野町、奈良県野迫川村	平成3年9月18日	
御坊市・日高広域消防事務組合消防相互応援協定	火災、救急救助、その他災害、必要資機材の援助	御坊市、日高広域消防事務組合	平成6年8月29日	
和歌山県防災ヘリコプター応援協定	各種災害、救急搬送等	和歌山県、県内全市町村、県内全消防組合	平成8年2月22日	
和歌山県下消防広域相互応援協定	各種災害	県内全市町村、県内全消防組合	平成8年3月1日	
船舶消防等に関する業務協定	船舶火災、救急、救助	田辺市、田辺海上保安部	平成9年1月24日	
和歌山県内における自動車電話・携帯電話からの119番通報接続に関する協定	自動車電話・携帯電話からの119番通報接続	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、下津町、高野町、花園村、白浜町、中辺路町、大塔村、串本町、那智勝浦町、太地町、熊野川町、本宮町、北山村、大辺路消防組合、古座川消防組合、那賀郡消防組合、野上美里消防組合、有田消防組合、伊都消防組合、湯浅広川消防組合、日高広域消防事務組合	平成10年9月1日	
湯浅御坊道路・阪和自動車道（御坊～みなべ）消防相互応援協定	高速自動車道における火災、救急救助	湯浅広川消防組合、有田川町、御坊市、日高広域消防事務組合	平成15年11月12日	
和歌山北部臨海都市広域消防協定	火災、その他災害、救急、その他必要資器材の援助等	和歌山市、海南市、有田市、御坊市	平成17年4月1日	
和歌山海上保安部と和歌山市、海南市及び有田市との消防業務協定	海上火災	和歌山市、海南市、有田市、和歌山海上保安部	平成17年4月1日	
高野小森川トンネルの非常通報装置等の通報等に関する協定	トンネル内の非常通報等	那智勝浦町、古座川町、串本町	平成17年4月1日	
船舶消防等に関する業務協定	船舶消火活動、救急救助活動	串本町、串本海上保安署	平成17年8月26日	
高野町と伊都消防組合とにおける国道371号線上（旧高野龍神スカイライン）での災害活動に関する協定	災害活動	高野町、伊都消防組合	平成17年9月6日	
田辺市と十津川村における消防相互応援協定	火災、救急、救助	田辺市、奈良県十津川村	平成18年2月1日	
橋本市・伊都郡消防相互応援協定	火災、水害、その他災害防ぎよ、救急、救助業務、資機材の貸与	橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町、伊都消防組合	平成18年3月1日	
高野町と有田川町とにおける国道371号線上（旧高野龍神スカイライン）での災害活動に関する協定	災害活動	高野町、有田川町	平成18年4月1日	
有田川町・紀美野町消防相互応援協定	火災防ぎよ、その他災害防ぎよ、必要資機材の貸与	紀美野町、有田川町	平成18年4月1日	
那賀消防組合・紀美野町消防本部消防相互応援協定	火災防ぎよ、その他災害防ぎよ、必要資機材の貸与	那賀消防組合、紀美野町消防本部	平成18年4月1日	
那賀消防組合・伊都消防組合消防相互応援協定	火災防ぎよ、その他災害防ぎよ、必要資機材の貸与	那賀消防組合、伊都消防組合	平成18年4月1日	
海南市・紀美野町消防相互応援協定	火災防ぎよ、その他災害防ぎよ、必要資機材の貸与	海南市、紀美野町	平成18年4月1日	
有田市・湯浅広川消防組合・有田川町消防相互応援協定	消火、救急及び救助業務	有田市、湯浅広川消防組合、有田川町	平成18年4月1日	
阪和林野火災消防相互応援協定	林野火災	和歌山市、橋本市、岩出市、紀の川市、かつらぎ町、那賀消防組合、伊都消防組合、大阪府河内長野市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、岬町、阪南岬消防組合	平成18年4月1日	
南紀白浜空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	空港及びその周辺における消火救難活動	和歌山県、白浜町、田辺市、上富田町、すさみ町	平成18年4月14日	

応援協定の名称	応援協定の内容	応援協定の締結団体名	協定年月日	備考
京奈和自動車道（橋本インターチェンジから高野口インターチェンジまで）消防相互応援協定	火災、救急事故及び救助事故等	橋本市、伊都消防組合	平成18年4月19日	
有田市・海南市消防相互応援協定	火災、その他災害、必要資器材の貸与	有田市、海南市	平成19年5月17日	
五條市と高野町における消防相互応援協定	火災、その他災害	高野町、奈良県五條市	平成19年12月1日	
鉄道事故時の安全対策に関する覚書	鉄道事故	和歌山県消防長会、西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社、南海電気鉄道株式会社、和歌山電鐵株式会社、紀州鉄道株式会社	平成20年3月31日	
消防活動資器材及び支援物資等相互応援協定	地震、火災、水災、その他災害	和歌山市、大阪府堺市、兵庫県姫路市、徳島県徳島市	平成20年10月1日	
高野龍神国定公園における消防相互応援協定	火災、救急、救助、その他災害	田辺市、かつらぎ町、高野町、有田川町、伊都消防組合、奈良県五條市、野迫川村、十津川村	平成23年7月1日	
紀美野町・かつらぎ町・伊都消防組合消防相互応援協定	火災、水害、その他災害防ぎよ、救急、救助業務、資器材の貸与	紀美野町・かつらぎ町・伊都消防組合	平成24年12月13日	
新宮市・奈良県広域消防組合における消防応援協定	十津川村竹筒地区における火災、救急、救助事故又はその他の災害	新宮市、奈良県広域消防組合	平成26年4月1日	
紀南消防相互応援協定	火災、水害、その他災害防ぎよ、救急、救助業務、資器材の貸与	田辺市、白浜町、串本町、那智勝浦町、新宮市、三重県熊野市	平成26年7月24日	
和歌山広域消防指令共同運用に係る消防相互応援協定	火災、水害、その他災害防ぎよ、救急、救助業務、資器材の貸与	和歌山市、那賀消防組合、海南市、紀美野町	平成27年4月1日	
新宮市・熊野市消防相互応援協定	水火災、地震等の災害	新宮市、熊野市	平成28年2月1日	
有田川町・かつらぎ町・伊都消防組合消防相互応援協定	火災、水害、その他災害防ぎよ、救急、救助業務、資器材の貸与	かつらぎ町、伊都消防組合、有田川町	平成28年9月1日	
阪和自動車道、湯浅御坊道路、関西空港自動車道及び京奈和自動車道消防相互応援協定	火災、救急事故及び救助事故等	和歌山市、海南市、那賀消防組合、湯浅広川消防組合、日高広域消防事務組合、御坊市、田辺市、有田川町、大阪府堺市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉州南消防組合	平成29年3月18日	
第二阪和国道和歌山岬道路消防相互応援協定	消火、救急、救助	和歌山市、泉州南消防組合	平成29年4月1日	
和歌山海上保安部と和歌山市との消防業務協定	火災、水害、その他災害防ぎよ、救急、救助業務、資器材の貸与	和歌山市、和歌山海上保安部	平成30年3月16日	
和歌山海上保安部と海南市との消防業務協定	火災、水害、その他災害防ぎよ、救急、救助業務、資器材の貸与	海南市、和歌山海上保安部	平成30年3月16日	
和歌山海上保安部と有田市との消防業務協定	火災、水害、その他災害防ぎよ、救急、救助業務、資器材の貸与	有田市、和歌山海上保安部	平成30年3月16日	
三重紀北消防組合・新宮市消防相互応援協定	車両の貸与	新宮市、三重紀北消防組合	令和1年7月17日	

和歌山県下消防広域相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき、和歌山県域内(以下「県下」という。)において大規模又は特殊な災害が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定市町村等)

第2条 この協定は、県下の市町村及び消防の一部事務組合(以下「市町村等」という。)相互間において締結するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 大規模な火災、林野火災並びに高層建築物火災及び危険物施設火災等の特殊火災
- (3) 航空機事故、列車事故等の大規模又は特殊な事故
- (3) 上記以外の災害で、応援を必要とする災害

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した地域を管轄する市町村等(以下「要請側市町村等」という。)の長(一部事務組合の管理者を含む。以下同じ。)又は消防長が要請側市町村等の消防力のみでは十分に対応できないと認める場合において、本協定を締結している他の市町村等(以下「応援側市町村」という。)の長又は消防長に対して行うものとする。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所、種別及び状況
- (2) 被害状況
- (3) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (4) 集結場所及び連絡責任者
- (5) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 応援側市町村等の長又は消防長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援側市町村等の長又は消防長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請側市町村等の長又は消防長に通報するものとする。

3 応援側市町村等の長又は消防長は、当該災害の規模、状況等により応援の必要があり、かつ、要請側市町村等の長又は消防長が応援要請を行うことが困難であると認められるときは、前条の応援要請を待つことなく応援隊を派遣することができるものとする。この場合において、当該応援隊の派遣は、同条の応援要請により行ったものとみなす。

(応援隊の指揮)

第6条 要請側市町村等における応援隊の指揮は、原則として要請側市町村等の長又は消防長が、応援隊の

長に対して行うものとする。

(応援隊等の登録)

第7条 各市町村等は、応援要請に備え、応援出動が可能な部隊及び資機材を予め登録しておくものとする。

(経費の負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の区分によるものとする。

(1) 応援側市町村等が負担する経費

- ア 出動隊員の人件費、災害補償費
- イ 出動車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- ウ 応援により特に要した車両及び機械器具の小修理に要する経費
- エ 応援出動中、応援隊が起こした交通事故による損害の賠償に要する経費
- オ 被服の損料費

(2) 要請側市町村等が負担する経費

- ア 車両及び機械器具の燃料費で、現地で調達したもの
- イ 応援により特に要した車両及び機械器具の大修理に要する経費
- ウ 応援に際し特に調達した化学消火薬剤費等
- エ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償費等（応援隊が起こした交通事故による賠償に要する経費を除く。）
- オ 応援隊員の死傷に伴う賞じゅつ金
- カ その他、応援活動中に要した諸経費

2 経費負担に疑義が生じた事項については、その都度双方協議のうえ決定するものとする。

(情報提供等)

第9条 協定市町村等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防関係情報等を相互に提供するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町村等の消防長（消防本部を置かない町村及び消防組合を構成する町村にあっては、消防事務担当課長）が協議して定めるものとする。

(疑義)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協定市町村等が協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、協定書58通を作成し、市町村等において各1通を保有するものとする。

平成25年9月2日

和歌山県下消防広域応援基本計画

第1章 総 則

1 目 的

本計画は、和歌山県域内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、大規模若しくは特殊な災害の発生により、市町村等の地域を越えて広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、和歌山県下消防広域相互応援協定に基づく、応援要請、応援消防部隊の派遣及び消防部隊の運用を円滑かつ迅速に行うために必要な事項について定めるものとする。

2 用語の定義

(1) 要請側消防機関

大規模災害等の発生した県内の市町村等で、消防隊等の応援を要請若しくは要請しようとする市町村等又は消防隊等の応援要請を行うことが困難であると認められる市町村等の消防機関をいう。

(2) 応援側消防機関

消防隊等の応援を実施又は実施しようとする市町村等の消防機関をいう。

(3) 県代表消防機関

県内の消防機関で協議して選出した消防機関で、県内の消防機関の代表として、県内の消防機関の連絡、調整を行う消防機関をいう。

(4) 県副代表消防機関

県内の消防機関で協議して選出した消防機関で、代表消防機関に事故等があった場合に、代表消防機関の機能を代行する消防機関をいう。

(5) ブロック代表消防機関

各ブロック内の消防機関で協議して選出した消防機関で、各ブロック内の消防機関の代表として、ブロック内の消防機関の連絡、調整を行う消防機関をいう。

(6) ブロック副代表消防機関

各ブロックの消防機関で協議して選出した消防機関で、各ブロック代表消防機関に事故等があった場合に、ブロック代表消防機関の機能を代行する消防機関をいう。

3 災害の種類

応援要請にかかる災害の種別は、次のとおりとする。

(1) 大規模な地震、風水害等の自然災害

(2) 大規模な火災、林野火災並びに高層建築物火災及び危険物施設火災等の特殊火災

(3) 航空機事故、列車事故等の大規模又は特殊な事故

(4) 上記以外の災害で、応援を必要とする災害

4 応援要請を必要とする災害規模

(1) 大規模火災若しくは災害の多発等により、要請側消防機関の消防力（近隣市町村等の消防機関の消防力を含む。）によっても災害の防ぎよが困難又は困難が予想される災害

(2) 災害が拡大し、隣接市町村等に被害が及ぶ恐れのある災害

(3) 多数の要救助者があり、早急に人員、資機材等が必要な災害

(4) 特殊資機材を使用することが災害防ぎよに有効である災害

(5) その他応援要請の必要があると判断される災害

5 ブロックの設定

県内を次表のとおり3ブロックに分割し、各ブロックに、それぞれブロック代表消防機関及びブロック副代表消防機関を置くものとする。

ブロック名	市	町	村	名
紀北ブロック	和歌山市、海南市、橋本市、紀の川市、岩出市 海草郡紀美野町 伊都郡かつらぎ町、同郡九度山町、同郡高野町			
紀中ブロック	有田市、御坊市 有田郡湯浅町、同郡広川町、同郡有田川町 日高郡美浜町、同郡日高町、同郡由良町、同郡印南町、同郡みなべ町、同郡日高川町			
紀南ブロック	田辺市、新宮市 西牟婁郡白浜町、同郡上富田町、同郡すさみ町 東牟婁郡那智勝浦町、同郡太地町、同郡古座川町、同郡北山村、同郡串本町			

6 県代表消防機関、県副代表消防機関及びブロック代表消防機関等

県代表消防機関、県副代表消防機関及びブロック代表消防機関等を次のとおりとする。

県代表消防機関	和歌山市消防局
県副代表消防機関	御坊市消防本部
	田辺市消防本部

ブ ロ ッ ク 代 表 消 防 機 関 等	紀北ブロック代表消防機関	和歌山市消防局
	副代表消防機関	那賀消防組合消防本部
	紀中ブロック代表消防機関	御坊市消防本部
	副代表消防機関	日高広域消防事務組合消防本部
	紀南ブロック代表消防機関	田辺市消防本部
	副代表消防機関	新宮市消防本部

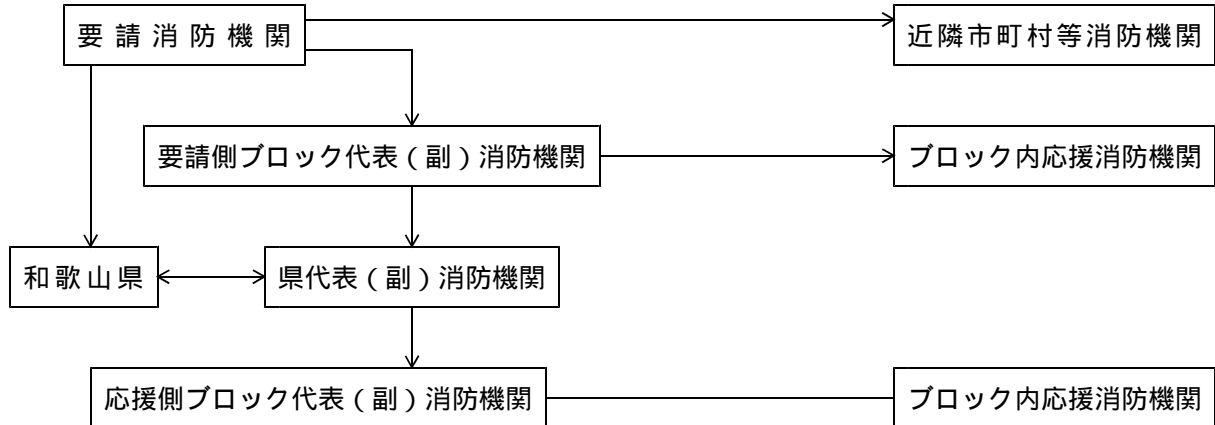
第2章 事前計画

1 情報連絡体制

要請側消防機関から応援側消防機関に至る情報連絡体制を確立する。

(1) 情報連絡系統

各消防機関間の情報連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 情報連絡窓口(別紙1)

各消防機関の昼間及び夜間それぞれの情報連絡窓口を指定し、次の事項を各ブロック代表消防機関、県代表消防機関及び県を通じ各消防機関に事前に通知するものとする。

また、窓口に変更が生じた場合は、速やかに各ブロックの代表消防機関、県代表消防機関及び県を通じて各消防機関の連絡窓口に連絡するものとする。

なお、消防組合を構成する市町の情報連絡窓口は、消防組合とする。

ア 連絡・要請窓口の名称

イ 電話番号

ウ ファクシミリ番号

エ 県防災行政無線番号

情報連絡方法は、原則として有線とし、補助として和歌山県防災行政無線、消防無線主運用波等を使用することとする。

(3) 情報連絡内容(別紙2)

情報連絡内容は、次のとおりとし、要請側消防機関名及び連絡責任者名を付すこととする。

ア 災害発生日時

イ 災害発生場所

ウ 災害の種別

エ 災害状況の現況及び拡大の予想

オ 人的物的被害の状況

カ 気象、地形等の状況

キ その他必要事項

2 応援隊編成計画

応援要請に迅速に対応するため、事前に各消防機関の実情に応じた応援隊の編成計画を作成するものとする。

(1) 応援可能隊数及び資機材数

各消防機関は、応援要請を受けた時、速やかに応援が可能な部隊及び資機材について、事前に各ブロック代表消防機関、もしくは県代表消防機関及び県に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

通知されている応援隊等で、なお消防力等が不足する場合は、県、県代表消防機関、各ブロック代表消防機関及び応援側消防機関において協議するものとする。

ア 応援可能隊数（別紙３）

(ア) 消火隊

(イ) 救助隊

(ウ) 救急隊

(エ) 化学消火隊

(オ) 後方支援隊

(カ) その他の特殊隊（はしご隊、照明隊等必要に応じ適宜分類する。）

イ 応援可能資機材（別紙４）

別紙４のとおり

(2) 応援部隊編成

応援隊が複数の場合は、３～５小隊で１中隊とし、３～５中隊で１大隊とする。

同一消防機関からの応援隊が複数の場合は、原則として同一部隊内で編成するよう努めるものとする。

3 指揮体制

応援要請に際し、応援消防部隊の円滑な運用を図るため、各消防機関は、その指揮体制を次の事項に留意して整備・強化するものとする。

(1) 指揮本部

指揮本部には、作戦係、指揮連絡係、情報係、広報係、補給係等を配置する。

(2) 指揮系統

指揮系統は、次のとおりとする。

ア 指揮本部長は、応援を要請した市町村等の長又は消防機関の長とする。

イ 応援部隊の指揮は、指揮本部長が応援部隊の指揮者に行う。

ウ 応援部隊内の指揮は、指揮本部長の指示内容に基づき、応援隊の指揮者が行う。

(3) 部隊運用

応援部隊の運用は、原則として同一消防機関単位で運用する。

また、指揮本部長は、部隊の増強、交代等に備え、予備隊の確保に努めるものとする。

4 通信体制

応援要請時に災害現場における通信手段を確保するため、各消防機関は、次の事項に留意した通信体制の整備に努めるものとする。

(1) 指揮本部の指揮伝達手段としての可搬式無線機又は、無線機搭載車両の配置

(2) 任務分担等による通信系統体制の確立

(3) 無線中継体制の確立及び無線難聴地域の把握

(4) 主運用波、統制波無線機の整備

(5) 関係機関保有無線の利用

(6) 通信要領の整備

5 補給体制

各消防機関は、大規模災害が発生した場合又は災害活動が長期に及ぶ場合に備え、以下の補給計画を確立するものとする。

(1) 補給物資

各消防機関は、次の物資等について、その供給先等を確保しておくこととする。

- ア 燃料
- イ 食料品
- ウ 炊飯施設
- エ 宿泊可能施設

第3章 発 災 段 階

1 災害状況の把握

(1) 災害状況把握項目

災害が発生した市町村等の長又は消防機関の長は、次の項目について初期に把握するものとする。

- ア 災害発生日時
- イ 災害発生場所
- ウ 災害の種別
- エ 災害状況の現況と拡大の予想
- オ 人的物的被害の状況
- カ 気象、地形等の状況
- キ その他必要事項

(2) 災害状況の連絡

災害が発生した市町村等の長又は消防機関の長は、把握した災害状況をもとに、応援要請の可能性があると考えられる場合、情報連絡体制（第2章1）により、災害状況を連絡する。

(3) 応援要請準備

災害が発生した市町村等の長又は消防機関の長は、災害状況により広域応援の可能性があると考えられる場合、応援要請の準備のため、次の事項の確認を行う。

- ア 指揮体制
- イ 無線通信体制
- ウ 補給体制
- エ 宿泊施設
- オ その他必要事項

2 応援要請

(1) 応援要請の基準

応援要請は、次の基準により行う。

ア 近隣消防機関への要請基準

- (ア) 災害が拡大等により、近隣市町村等に被害が及ぶ恐れのある災害
- (イ) 災害の状況によって、管内の消防力では災害の防ぎよが困難又は困難が予想される場合
- (ウ) 多数の人員、車両、資機材若しくは特殊資機材等を必要とする場合

(I) 上記の他、市町村等の長又は消防機関の長が必要と認めた場合

イ ブロック内消防機関（上記ア以外の消防機関。以下同じ。）への要請基準

(ア) 災害の拡大等により、上記アの応援を得てもなお災害の防ぎよが困難又は困難が予想される場合

(イ) 災害の拡大又は多発等により上記アの応援が得られない場合

(ウ) 上記の他、市町村等の長又は消防機関の長が必要と認めた場合

ウ ブロック外消防機関（上記ア、イ以外の消防機関。以下同じ。）への要請基準

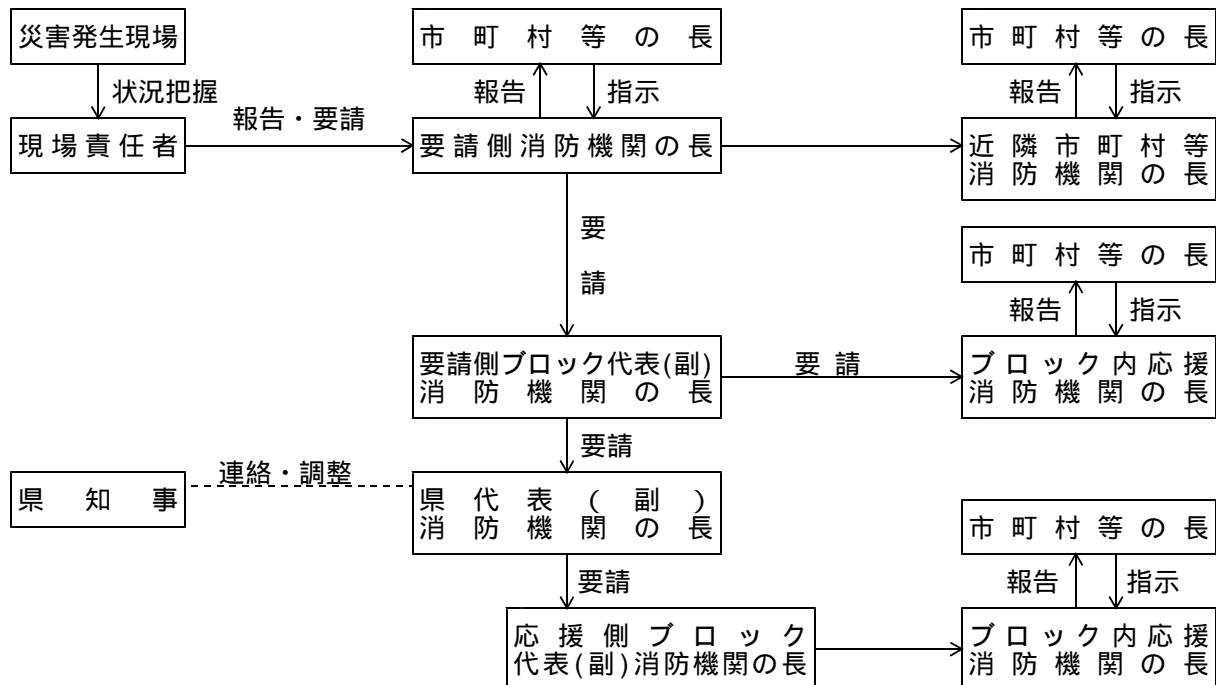
(ア) 災害の拡大等により、上記ア、イの応援を得てもなお災害の防ぎよが困難又は困難が予想される場合

(イ) 災害の拡大又は多発等により上記ア、イの応援が得られない場合

(ウ) 上記の他、市町村等の長又は消防機関の長が必要と認めた場合

(2) 応援要請手順

応援要請の経路及び方法は、次のとおりとし、要請先窓口は情報連絡体制の連絡窓口とし、事後速やかに文書報告するものとする。



要請側消防機関の長は、応援要請を決定した場合、市町村等の長に報告のうえ、直ちにブロック代表消防機関等を介して(緊急を要する場合は直接)応援側消防機関の長に応援要請を行うものとする。

また、何等かの事情により本要請経路における相手先との連絡等が不可能な場合には、順次、次の機関等に要請を行うものとする。

(3) 応援要請時の通報事項

ア 要請即報（別紙２）

応援要請を決定した時点で次の事項を通報するものとする。

(ア) 災害発生日時

(イ) 災害発生場所

(ウ) 災害の種別

- (I) 災害状況の現況及び拡大の予想
- (オ) 人的物的被害の状況
- (カ) 気象、地形又は市街地の状況
- (キ) 応援部隊の任務概要
- (ク) 必要とする人員、車両、資機材の概数、及び応援予定期間
- (ケ) その他必要事項

イ 要請詳報（別紙２）

応援側の受諾が確認された時点で、要請即報で通報した事項で再度通報の必要のある事項のほか、次の事項について通報するものとする。

- (ア) 応援部隊の到着希望時間
- (イ) 集結場所又は現地担当者待機場所
- (ウ) 使用無線系統波
- (エ) 指揮本部位置及び指揮本部長名
- (オ) 道路交通、気象等の状況
- (カ) その他必要事項

第４章 応援側消防機関の対応

１ 応援準備

(1) 応援にかかる事項検討

要請側消防機関から災害情報を受けた場合又は要請側消防機関が応援要請を行うことが困難であると認められる場合、応援側消防機関は次の事項を検討する。

- ア 応援出動の可否の検討
- イ 応援内容の検討
- ウ 応援必要資機材の検討
- エ 補充消防力の検討
- オ その他必要事項

(2) 応援準備

災害情報の検討結果等により応援隊派遣が必要と判断された場合、次の措置を行うものとする。

ア 事前計画の確認

事前計画に基づき、次の事項を確認する。

- (ア) 応援隊編成
- (イ) 必要資機材の点検、準備
- (ウ) 市町村長に対する連絡体制の保持
- (エ) 応援部隊の指揮者
- (オ) 応援隊予備集結場所
- (カ) 応援隊間の連絡体制
- (キ) その他

イ 警防体制の確認

応援出動による消防力の低下を防ぐため、次の事項を確認する。

- (7) 消防隊の移動配備
- (イ) 予備車の運用
- (ウ) 消防職(団)員の召集
- (エ) その他必要な事項

2 応 援

(1) 応援出動の決定通知

ア 応援要請がなされた場合

速やかにその可否について要請先に通知するものとし、連絡系統は要請系統の流れを遡るものとする。

なお、応援出動の決定は、県及び代表消防機関にも連絡するものとする。

また、応援出動が不可能な場合は、その理由も連絡するものとする。

イ 応援要請を行うことが困難であると認められる場合

応援出動を実施する旨、県及び代表消防機関に通知するものとする。

(2) 要請事項の確認

応援決定を行ったときは、要請即報及び要請詳報の事項について、要請内容を確認するものとする。

なお、要請側への確認は、応援要請のあった系統を遡るものとする。

3 応援出動

(1) 応援出動時の措置

応援隊の派遣は、事前計画に基づき、残留警備体制の確認を行うものとする。

また、指揮者は、次の事項に留意するものとする。

ア 隊員、車両、資機材等の隊装備の点検、確認

イ 携行する補給物資の確認

(特に、風水害、地震時には、可能な限り携行するものとする。)

(2) 応援出動の通報

応援隊を出動させたときは、県及び代表消防機関に即報するとともに、要請側消防機関に応援出動決定通知の連絡ルートで次の事項を通報するものとする。

ア 応援隊指揮者の職、氏名

イ 応援隊の人員、車両、資機材

ウ 応援隊の到着予定時間及び派遣経路

エ その他必要事項

(3) 現場到着時の報告

応援隊指揮者は、現場到着時に、指揮本部長に対し、次の事項を報告するものとする。

ア 消防機関名

イ 応援隊指揮者の職、氏名

ウ 応援隊の人員、車両、資機材

エ その他必要事項

(4) 現場到着時の確認内容

応援隊指揮者は、現場到着時に次の事項を確認し、必要な指示を受けるものとする。

ア 災害の現況

- イ 活動中の消防隊名、隊数、及び指揮者名
- ウ 他の消防隊の活動概要
- エ 活動方針
- オ 今後の見込み
- カ 応援隊の活動範囲及び任務
- キ 使用無線系統波
- ク 指揮連絡担当者の指定
- ケ 安全管理上の注意事項
- コ その他必要事項

(5) 現場引き揚げ

応援隊指揮者は、指揮本部長の引き揚げ指示によって速やかに作業を終了し、人員、車両、資機材等の異常の有無を確認のうえ、指揮本部長及び応援側消防機関に対し、次の事項により引き揚げ報告を行うものとする。

- ア 応援隊の活動概要
- イ 活動中の異常の有無
- ウ 隊員の負傷の有無
- エ 車両、資機材等の損傷の有無

(6) 帰署(所)・帰団通報

応援隊が帰署(所)・帰団した場合、要請側消防機関、県及びブロック代表消防機関にその旨を通報するものとする。

4 その他

(1) 応援の始期及び終期

ア 応援の始期

応援の始期は、応援隊が常備配置消防署(所)又は団詰所(器具庫を含む。以下同じ。)から出動した時点とする。

なお、応援隊が消防署(所)又は団詰所外にいる場合は、応援出動指令を受け、応援出動した時点とする。

イ 応援の終期

応援の終期は、応援隊が帰署(所)又は帰団した時点とする。

(2) 応援の中断

応援側消防機関の都合で応援隊の派遣を中止しなければならない特別の事態が生じた場合、応援側消防機関の長が要請側消防機関の長に状況説明の上、応援を中断することができるものとする。

なお、応援側消防機関の長は、応援出動の決定通知と同じルートで応援を中断する旨の通知をするものとする。

(3) 報告(別紙5)

要請側消防機関及び応援側消防機関は、別に定められているほか、災害報告を作成し、事後速やかに関係機関に報告するものとする。

- ア 災害報告 1 要請側消防機関が作成し、ブロック代表消防機関を経由して、順次代表消防機関、県へ報告する。

- イ 災害報告 2 要請側消防機関が作成し、ブロック代表消防機関を経由して、順次代表消防機関、県へ報告する。
- ウ 災害報告 3 応援側消防機関が作成し、要請側消防機関へ報告。要請側消防機関はブロック代表消防機関を経由して、順次代表消防機関、県へ報告する。

各市町村等の情報連絡窓口は、次のとおりとする。

平成30年4月1日現在

機関名	項目	連絡・要請窓口の名称	電話番号	ファクシミリ番号	県防災電話番号
和歌山市	昼間	消防本部	073-422-0119	422-0200	210-500
	夜間	消防本部	073-422-0119	422-0200	210-500
海南市	昼間	消防本部	073-482-0119	482-0088	217-400
	夜間	消防本部	073-482-0119	482-0088	217-400
紀美野町	昼間	消防本部	073-489-5146	489-2117	218-400
	夜間	消防本部	073-489-5146	489-2117	218-400
那賀消防組合	昼間	消防本部	0736-61-1791	62-1906	227-403
	夜間	消防本部	0736-61-1791	62-1906	227-400
紀の川市	昼間	危機管理消防課	0736-77-1300	77-2514	220-400
	夜間	警備室	0736-77-2511	77-2514	
岩出市	昼間	総務課危機管理室	0736-62-2141	63-0075	221-402
	夜間	宿直室	0736-62-2141	63-0075	221-401
橋本市	昼間	消防本部(警防課)	0736-33-3714	33-0630	237-504
	夜間	消防本部(指令室)	0736-34-0119	33-0630	237-500
伊都消防組合	昼間	消防本部	0736-22-0119	22-6694	239-400
	夜間	消防本部	0736-22-0119	22-6694	239-400
かつらぎ町	昼間	総務課	0736-22-0300	22-7821	231-400
	夜間	総務課	0736-22-7799	22-7821	231-400
九度山町	昼間	地域防災課	0736-54-2019	54-2022	232-400
	夜間	地域防災課	0736-54-2327	54-2022	232-400
高野町	昼間	消防本部	0736-56-0119	56-3821	238-401
	夜間	消防本部	0736-56-0119	56-3821	238-401
有田市	昼間	消防本部	0737-83-0119	82-2513	247-400
	夜間	消防本部	0737-83-0119	82-2513	247-400
湯浅広川消防組合	昼間	消防本部	0737-64-0119	63-6626	249-400
	夜間	消防本部	0737-64-0119	63-6626	249-400
湯浅町	昼間	総務広報課	0737-63-2525	63-3791	241-400
	夜間	宿直室	0737-63-2525	63-3791	241-401
広川町	昼間	総務課	0737-23-7732	62-2407	242-400
	夜間	宿直室	0737-63-1122	62-2407	242-401
有田川町	昼間	消防本部	0737-52-5950	52-5952	248-400
	夜間	消防本部	0737-52-5950	52-5952	248-400
御坊市	昼間	消防本部	0738-22-0800	22-5192	257-400
	夜間	消防本部	0738-22-0800	22-5192	257-400
日高広域消防事務組合	昼間	消防本部	0738-63-1119	63-3498	258-500
	夜間	消防本部	0738-63-1119	63-3498	258-500
美浜町	昼間	防災企画課	0738-23-4902	23-3523	251-400
	夜間	宿直室	0738-23-4902	23-3523	251-401
日高町	昼間	総務政策課	0738-63-2051	63-2923	252-400
	夜間	警備員室	0738-63-2051	63-2923	252-401
由良町	昼間	総務政策課	0738-65-1801	65-0282	253-402
	夜間	宿直室(FAX別室)	0738-65-0200	65-0282	253-401
印南町	昼間	総務課	0738-42-0120	42-0662	254-400
	夜間	総務課	0738-42-0120	42-0662	254-400
みなべ町	昼間	総務課	0739-72-2015	72-1223	255-400
	夜間	総務課	0739-72-2015	72-1223	255-400
日高川町	昼間	総務課	0738-22-1700	22-8779	256-400
	夜間	総務課	0738-22-1700	22-8779	256-400

機関名	項目	連絡・要請窓口の名称	電話番号	ファクシミリ番号	県防災電話番号
田 辺 市	昼間	消防本部	0739-22-0119	34-3134	260-500
	夜間	消防本部	0739-22-0119	34-3134	260-500
白 浜 町	昼間	消防本部	0739-43-0119	42-5459	267-400
	夜間	消防本部	0739-43-0119	42-5459	267-400
上 富 田 町	昼間	総務政策課	0739-47-0550	47-4005	262-400
	夜間	宿直室	0739-47-0550	47-4005	262-401
す さ み 町	昼間	総務課	0739-55-2004	55-4810	263-400
	夜間	宿直室	0739-55-2004	55-4810	263-401
新 宮 市	昼間	消防本部	0735-21-0119	21-9911	277-400
	夜間	消防本部	0735-21-0119	21-9911	277-400
那 智 勝 浦 町	昼間	消防本部	0735-52-4900	52-4953	279-500
	夜間	消防本部	0735-52-4900	52-4953	279-500
太 地 町	昼間	総務課	0735-59-2335	59-2801	272-401
	夜間	宿直室	0735-59-2335	59-2801	272-401
古 座 川 町	昼間	総務課	0735-72-0180	72-1858	273-405
	夜間	宿直室	0735-72-0180	72-1858	273-401
北 山 村	昼間	総務課	0735-49-2331	49-2207	274-402
	夜間	総務課	0735-49-2331	49-2207	274-402
串 本 町	昼間	消防本部	0735-62-0119	62-2886	278-401
	夜間	消防本部	0735-62-0119	62-2886	278-401

なお、窓口に変更が生じた場合は、速やかにブロック代表消防機関、県代表消防機関及び県を通じて各市町村等に連絡するものとする。